

## 一、成立法律

### (1) 財政関係

#### ○財政法の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由

昭和三十五年度一般会計第二次補正予算により、同年度の租税の自然増収等をもつて、後年度の投資財源に充てるため（昭和三十六年度に百五十億円、昭和三十七年度以降に二百億円）、一般会計から産投会計資金に三百五十億円の繰入れがなされたが、この繰入措置は、「予算作成後に生じた事由に基づく必要避けることのできない経費」とはいえず、財政法第二十九条に違反するのではないか等の論議が第三十八回国会において活潑に行なわれた。

政府においては、再びかかる繰入措置について疑義をもたれることのないようにするとともに、追加予算及び予算の修正の制度について、財政制度審議会の検討に付したのであるが、その結果、この際所要の改正を加えることとなり、かつまた、今後財政法の全般的な検討を加えるためには財政制度審議会の構成を変えることが適当であるので、本法を提出することになったものである。



## 二、内容の説明

五二

(一) 第二十九条を次のように改正することにした。

内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、国会に提出することができる。

1 法律上又は契約上の国の義務費の不足を補ふるほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。)又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

2 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

なお、この改正に伴ない、政府関係機関の補正予算制度についても、附則において、同趣旨の改正をしている。

(二) 財政制度審議会の構成について、次の点を改めることとした。

1 会長を大蔵大臣とする。(現在は大蔵事務次官)

2 特別の事項を調査させるため臨時委員を置くことができる。

## 三、審議の概要

(一) 参考人井手文雄君(横浜国立大学教授)、高木寿一君(慶応義塾大学教授)より意見を聴取し審議した。

(二) 主なる質疑応答

1 参考人から補正予算の要件として、予算作成後の事由に基づいてとあるのを、予算提出後の事由に基づいてとすべきである旨の意見が開陳されたが、予算作成の時点とは如何なる段階を指すと解するかとの質疑に対し、財政法第

二十一条の予算の作成、閣議決定の規定にある予算の閣議決定の段階であるとの答弁があつた。

2 従来、予算案と予算との区分が観念的にあつたのに、予算の修正の規定を予算作成後の事由に基づくこととしたことにより同質的な規定になつてしまふが、成立前の予算は予算案とすべきではないかとの質疑に対し、憲法第七十三条・第八十六条自体に規定があり、議決後は効力を発生した予算である。旧憲法の下においてもいろいろ論議されたところであるとの答弁がなされた。

3 現行規定では、「不足を生じた場合に限り」は、「法律上若しくは契約上国の義務に属する経費」と「必要避けることのできない経費若しくは国庫債務負担行為」にかかると解されるが、改正では前者のみにかかるとしている。経費の不足とは当該年度の不足の意味であり、実質的な意味をもつていふと考へるがどうかとの質疑に対し、「不足」という言葉は、明治憲法及び明治会計法、大正会計法の下では第一予備金、第二予備金(予算外に生じた経費)の制度があり、経費の不足も実質的に意義があつた。新憲法下では予算外経費の不足は「予算の不足」(第二十四条「予備費」といふ表現をしているので、本条の不足がどこにかかるかという議論は余り意味がない。確かに文理上からいへばこの「経費若しくは国庫債務負担行為に不足を生じた場合に限り」と読むのが正しいと考へる。「不足を生じた場合に限り」とした意味は、継続費の年割額の増加は経費であるので別として、総額の増加が経費の増加かどうかという形式上の議論もあり、国の支出なり債務の負担なりを増加せしめるような要件が追加予算の本体として把握されるべきであると観念したからである。要するに「経費の不足」とは予算の不足という意味と同様に解しているとの答弁がなされた。

4 一般の昭和三十五年度補正予算における産投資金繰入れが疑義をもたれたのも、資金の意義や性格が漠然としているからであり、その乱用により会計年度独立の原則、予算単一主義の原則を乱すおそれが充分あるが、財政制度審議会



で検討されたかとの質疑に対し、財政制度審議会で論議もされたが、今後財政制度全般の問題の一環として研究することとなつてゐるとの答弁がなされた。

5 財政制度審議会では第六条決算上の剰余金の使途制限の規定との関係について如何なる議論があつたかとの質疑に対し、第六条の規定自体は現在の国債残高の情勢からみて、発展的な考え方に変え景気調整資金として活用すべきである等の意見もあつたが、財政制度の根幹の問題であり、また昭和三十八年度に外債償還が集中する実情等をも勘案し、慎重に研究することになつてゐるとの答弁があつた。

6 昭和三十七年度予算編成の過程で、景気調整のための予約繰り延べ、あるいは景気調整資金の設置の考え方が云々されたが如何になつたかとの質疑に対し、外国の事例等をも調査し研究したのであるが、政府としては確定した概念があつたわけではなく、予約繰り延べについては構想自体無くなつたとの答弁があつた。

7 昭和三十七年度大型化予算は景気の刺戟剤となつて、その効果は下期に現われる。財政支出よりは減税に充当する方が景気調整機能が大きい。また財政面からの景気調整を考えているようであるが、日銀貸出しという金融面の機能に着目しない限り、調整効果は帳消しになつてゐるのではないかとの質疑に対し、実際問題として経済運営に必要な適正通貨量が、財政の払い超を通じて出るか、日銀貸出しルートから出るかであり、財政の揚超の場合は経済全体の伸びに見合う通貨量確保のため日銀貸出しがより増加するということにもなる。問題は結局、財政金融を通じて、経済規模、国際収支等の点から過多あるいは過少ということが問題となる。従つて財政の景気調整作用という点について、ただ財政規模だけを論ずることは適當ではないとの答弁があつた。

8 改正によつて国会で審議中の予算についても修正を含めた補正予算が提出出来ることとなるが、国会法第五十九条との関係でどのように取扱ふこととなるのか等の質疑に対し、衆議院段階で予算を審議中の場合は政府修正を行なう

か予算を撤回して出しなおす方法がある。予算が衆議院を通過して参議院で審議中の場合は国会法第五十九条但し書の規定によつて右の措置は出来ない。その段階で、実際問題として突発事態が発生し、追加予算が必要となり、その財源として提出予算の減額が必要であるという場合は、現行規定では修正予算の提出は不可能であり、かつ政府修正とか予算の撤回も不可能であるので予算措置が早急に構じ得られないこととなる不合理がある。これが要件を「予算作成後の事由に基づく」と統一した理由でもある。また参議院段階で予算を審議中にも拘らず衆議院に補正予算が提出された場合、参議院の審議段階で、この本予算は修正されるのだということがわかりながら本予算を議決するという不合理が起り得ることとなるが、同時に議決することとなるかどうかは実際の運営上の問題として解決されて行くものと考えられるとの答弁がなされた。

9 その他、主要な質疑応答の概要は委員長報告を参照されたい。

(三) 参考人の意見要旨

○井手文雄君(横浜国立大学教授) 今回の改正のねらいは、年度中途の国庫余裕金の産投特別会計資金への繰入れを明確化することと、追加予算及び予算の修正を補正予算に統一し、その提出を容易にするということである。一般会計は会計年度独立の原則を厳しくしているが、もともと特別会計には支出未済の繰越しや支出残額の繰越しが多く規定されている。また必要不可避を特に緊要と改めたのは単一予算主義の拘束を緩和するものであつて、ともに予算の弾力的運用を図るための措置であり妥当なものと考ええる。財政法には、単一予算主義の原則、会計年度独立の原則、予算単年度主義の原則、明確化の原則、国民への報告義務の原則等、政府の恣意的財政活動を抑制する意義の原則があるが、現段階では財政の国民経済への影響が大きくバランスシグ・ファクタとしての役目をもち、いわゆるフィシカル・ポリシーの段階に入つてゐる。改正は新段階に対応する若干の合理化を図るものであり賛成である。均衡・健全予算主義は第四条第



五条に規定するところであるが、いかなる時代にも均衡予算を堅持することは非合理的であり、特に公債に依存するかどうかは政策の問題であつて法律に規定すべきではなく、この意味で第四条を改正すべきである。

また現在の予算は、財政効果を生むための支出のコントロール、いわば古典的拘束性に重点が置かれ、財政効果のコントロールを看過している。財政法もそのような規定をしていない。特に昭和二十四年の財政法の改正で、甲一号目的別予算の制度を廃止したが、財政政策の効果に対する国会の審議能力を削減する改悪であつた。新時代に対応する合理的な制度とするため、財政法の全面改正をすべきである。

○高木寿一君(慶応義塾大学教授) 現行法についても、改正案についても疑問をもっている。特に「予算作成後の事由に基づいて」としている点について、昭和二十四年度予算において、占領下とはいえ内閣作成の予算大綱と国会提出資料とが同一でなかつたことがあり、今後もあり得ることでもあるので「予算提出後に生じた事由に基づいて」と修正すべきである。昭和三十五年第二次補正予算における産投特別会計資金への繰入れは、形式的には違法ではなくとも、政府としてはとるべき措置ではなかつた。

今後の改正は第六条の決算上の剰余金の処理規定に重点を置くべきである。同条の規定は既に時代遅れであり、剰余金を減税財源とするか、景気調整資金に充てるよう改正すべきである。特に私は減税資金に充当することに重点を置きたい。外国債は対外信用もあるので、「他の法律に基づくほか」に含めしめ、内国債は金融操作に支障を来たすので償還に重点を置かなくともよい。租税は景気の上昇、下降に応じて調整的機能をもつことにかんがみ、その趣旨で第六条を改正すべきである。

#### 四 委員会における討論

須藤五郎委員(共)、荒木正三郎委員(社)より、それぞれ反対の討論がなされた。

○須藤五郎君 私は財政法の一部を改正する法律案に反対をするものです。

今回の財政法二十九条の改正のねらいは二つあると思うのです。一つは、国民から収奪し続けた税収入などの剰余金を具体的に用途を定めないうままに産投会計に繰り入れる。しかも、会計年度を越えて政府は自由に使えることができるようにするものであります。これは使い道もはっきりしない歳出予算の処理について国会が政府に白紙委任状を与えることになるのであつて、明らかに「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならぬ」という憲法八十三条を破壊するものであります。さらに、これは産投会計に繰り入れることによつて所得倍増政策の破綻により促進された経済危機に際して、独占資本を救済し、その補強をはかろうとすることを意図しているのであります。つまり、本法案は、独占資本には玉手箱、国民にとつては落とし穴であります。

本法案のもう一つのねらいは、追加予算と修正予算を補正予算一本に統一するとともに、予算作成後に生じた緊急の事態に弾力的に対処するという名目で、実際には明治憲法下でとられた実行予算制度に道を開こうとするところにあります。この結果、国会は、政府が自己の判断と意思でもつて処理してしまつたあとで、それを事後承認するだけの地位にけ落とされてしまい、主権者である国民は、こうして国会を通じて政府の財政政策を監視し、監督し、管理することが、法経過の上でもますます不可能にされるのであります。

歴代保守党政府は、憲法の規定する財政民主主義の原則を破り、国会の予算審議権、財政の監督の権限を縮小し、財政の運用権を一手に収めようと企図してきました。そのために政府は財政法を自分の都合のよいように拡大解釈してきただけでなく、それを八回も改正していたのであります。中でも昭和二十七年と二十九年の改正は重要な意義を持つものであります。二十七年改正は講和条約、安保条約発効に伴う新たな反動体制強化のための財政政策を推進するための財政法の改悪を行なつたのであります。すなわち、新憲法で否定した継続費を財政法十四条の二で復活し、また従来



許繰り越しの条文の中に新しく予算成立後の事由に基づく繰り越しを追加したのであります。こうして政府の財政政策の権限を大幅に拡張して、独占資本と軍国主義の復活強化のための財政処理上の条件を作つたのであります。二十九年改正もMSA協定に伴い再軍備及び産業軍事化政策に照応し、国庫債務負担行為の年限を三年以内から五年以内に延長したのであります。以上のような財政法改悪の推移を歴史的に見ると、歴代の保守政権が米日独占資本のための軍事的、政治的、経済的政策に照応して、一貫して財政法の民主的権利を骨抜きにしてきたことがはつきりするものであります。今回の二十九条改正もまた新安保条約下の池田内閣の財政経済政策、所得倍増政策のその破綻に照応した改正であります。こうして現在、一方では国の予算の仕組みはますます複雑多岐にわたり、国民はますます予算の実態がわからなくされ、他方では政府の財政運営の権限がますます強められてきています。

現在財政の仕組みはどうなつていようか。一般会計のほか特別会計と称するものが四十一、政府関係機関と称するものが十三もあり、そのほか公団、事業団、さらに特殊会社と称するものが二十もあるものであります。これらはすべて政府の出資、融資で成り立っているものであります。特別会計の予算額は一般会計の二倍にも達しており、政府関係機関の予算はほぼ一般会計にひとしいのであります。しかも、これらは一般会計から独立して、つまり財政法の制約をこえて、繰り越しや継続から公債発行に至るまですべてできるよになつていようか。そのほか、さらに膨大な財政投融資があります。これは単に一般的計画が国会の審議の対象になるだけではありません。これで国民が国会を通じて、政府の予算の全貌、財政政策のすべてにわたつて管理し監督することができようか。できないことは明らかであり、これが日本の財政の実際の仕組みであります。

今回の財政法二十九条の改悪も、単に財政技術上の問題ではなく、さきに述べたような財政の仕組みと政府の軍国主義、帝国主義復活及び独占資本救済の政策を遂行するための財政処理の便宜を拡大するものであります。

私は、以上のような見地から、この法案に反対をするものであります。

○荒木正三郎君 私、日本社会党を代表いたしましたして、この法案の改正に反対の意見を表明するものであります。

詳細につきましては質疑の段階で明らかにいたしましたましたが、反対の第一点といたしましては、この二十九条の改正によりまして、補正予算の提出、これは現行法によりますとかなりきびしい制限を付しております。しかし、今度の改正によつてこの制限をゆるめるといふ結果になることは疑いの入れないところであります。そういうことは、今日の憲法の規定、それから財政法全般の趣旨から見まして、いわゆる会計年度独立の原則から見まして、その趣旨や精神に違反する、そういう疑念を持つのであります。それが反対の第一点であります。

それから、第二点といたしましては、先ほどの質疑でも述べましたが、二十九条の改正で疑義を解消するということができないと私も考えます。依然として財政法十二条、あるいは六条との関連において疑義があり、今後も論議される、こういうことは必至であると思ふのです。

そういう意味において、この二十九条の改正は、いわゆる国の予算についての国会の監督権と申しますか、そういうものが一方ではゆるまつてくる。そうして政府は補正予算を容易に提出できる、そういうことになつて、新しい憲法の精神に違反——違反といえますか、その趣旨に遠ざかつてくるのじやないかという感じを強くいたします。そういう点で反対をいたすものであります。

#### 四、委員長報告

○棚橋小虎君 ただいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。



本案の改正の第一点は、第二十九条の追加予算及び予算の修正に関する規定の整備であります。

過般、補正予算による一般会計からの産業投資特別会計資金への繰入金の措置をめぐつて論議が生じたことは、すでに御承知のとおりでありまして、今後かかる論議が生じないよう、その年度において国庫外への払い出しとならないような後年度の支出財源に充てるための繰り入れも、予算の追加の対象とする注意規定を設けることとし、また、追加予算及び予算の修正も、実際には両者が一体となつて補正予算として編成されていることにかんがみ、両者を統一して補正予算として、現行規定では、追加予算は予算作成後、予算の修正は予算成立後の事由に基づくことを要件としておりませんが、予算の追加を行なう場合及び追加以外の変更を加える場合も、ひとしく予算作成後に生じた事由によることとする等、所要の改正をしようとするものであります。

また、これに準じて、国会の議決を要することとなつてゐる公社、公庫等の政府関係機関の追加予算及び予算の修正に関する規定についても、整備をはかることとしております。

改正の第二点は、財政制度審議会について、今後、国の財政会計制度上の各般の問題を検討するにあたり、広く有識者の参加を予定し、会長を大蔵大臣とするとともに、特別の事項の調査審議に当たる臨時委員を置くことができることにしようとするものであります。

なお、本案は、衆議院において、施行期日につき、「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」とする修正が加えられたものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取し、審議いたしましたのでありまして、おもな質疑内容を申し上げますと、「第二十九条第二項の、予算成立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するという趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、こ

れを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととすることは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。」との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。」との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可避の経費に不足を生じた場合に限りとなるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。」との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を変更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかるようとする意図に出でたものでもない。」との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、須藤委員より、「今回の改正は、憲法第八十三条の精神を破壊し、国会の予算議決権、財政の監督権を制約するものであり、また所得倍増計画の破綻による独占資本の救済、軍国主義、帝国主義の復活に便宜を与えるものであるので、本案に反対する」旨の意見が述べられ、荒木委員より、「本案は、第一に、補正予算提出の要件を緩和するものであり、憲法、財政法全般の趣旨に違反する疑義があり、第二に、改正によつても、第六条の決算上の剰余金の使途制限の規定、及び第十二条の会計年度独立の原則の規定との関係において、依然疑義を残すものであるので反対する」旨の意見が述べられました。



かくて討論を終わり、採決の結果、多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

## 五、参考資料

- (一) 衆議院においては、施行期日「昭和三十七年四月一日」を、「公布の日」に改める修正が加えられた。
- (二) 衆議院大蔵委員会においては、参考人河野一之君（日本長期信用銀行副頭取）、同高橋正雄君（九州大学教授）より意見を聴取して審議がなされ、討論中、細田義安委員（自）から右の修正案が提出され、さらに堀昌雄委員（社）から反対、春日一幸委員（民社）から賛成の意見が述べられた。
- (三) 昭和三十五年第二次補正予算の提出と第二十九条との解釈についての意見を要約すれば次の通りである。
  - 1 第二十九条違反の疑義があるとする立場
    - (1) 後年度の投資財源に充てるため、当年度の自然増収から資金に繰入れるのは、予算作成後に生じた事由に基づく必要不可避の経費とはいえず、従つて第二十九条違反である。
    - (2) 昭和三十六年度以降の投資財源を昭和三十五年度の歳入で賄うことは、年度独立の原則に違反する。
    - (3) 財政法によれば、毎年度の剰余金の二分の一は国債償還費に充当しなければならないこととなつてはいるが、この規定に違反する措置である。
    - (4) 資金制度の濫用によつて右の諸原則を破つてはいる。
  - 2 政府から説明された第二十九条違反ではないとする意見
    - (1) 昭和三十五年当切予算作成後、国民所得の予想外の伸び、ドル防衛問題の発生、所得倍增計画の作成等により

財政投融资拡充の必要性は増加したが、産投会計の投資財源も涸渇したので、自然増収が見込まれるときにこの繰入れを行なうことが是非必要である。何が必要避くべからざる経費であるかは、最終的には国会の判断すべきところではあるが、この種の経費を補正予算で行なつたことは前例もあるので、これらの先例等を勘案して措置されるべきものである。

先例……昭和三十一年度補正予算で、昭和三十三年以降の投資財源に充てるため、自然増収見込額の一部三百億円を産投会計資金に繰入れた。

- (2) 一般会計から特別会計資金に繰入れるのは、一般会計では歳出にたち、昭和三十五年度の歳入で同年度の歳出を賄うものであつて、何ら年度独立の原則に反するものではない。
- 資金が後年度において使用され、あたかも年度独立の原則に反するかの感を与えるのは資金の性格からくるものである。

- (3) 剰余金の二分の一を国債償還費に充てる制度は、決算上の剰余金についていわれるのであつて、年度中途の国庫余裕金を対象としたものではない。

- (4) 財政法第四十四条に資金の規定があり、資金の性質等にかんがみ、今回の措置は適法である。
- 改正案では、右のような疑義を生じさせないよう括弧書に、当該年度における国庫内の移換えにとどまる支出予算の追加も補正要件に該当する旨を注意的に明らかにしている。

国庫内の移換えにとどまる支出とは、財政法第二条第三項の「会計間の繰入その他国庫内において行う移換」のことであつて、国の各般の需要を充たすための国庫外への現金の支払いではなく、一般会計と特別会計、特別会計間、一般会計と資金というような国庫金の各勘定間の異動である。



(五) 第二十九条の現行規定との比較

第二十九条の規定は、第二十七条に規定する単一予算主義の原則に対する例外としての追加予算および予算の修正（いわゆる修正予算……既定予算の減額又は予算総額の増減を伴わない区分の金額の変更）に関する規定である。追加予算及び修正予算制度が設けられた理由は、国際状況の変動なり、国内の社会経済状況の推移等によつて、予算作成後なり成立後に変更を要する事態が発生しているにもかかわらず、単一予算主義の原則を貫くことは、かえつて国政運営に支障を生ずるからである。

改正案では、追加予算の要件の規定を若干変え、前述のように注意的規定を設けるとともに、予算成立後の事由に基づいて国会に提出できる修正予算の規定を、予算作成後の事由に基づいて追加以外の変更を加える場合と改め、この両者を補正予算とし、内閣は予算作成の手續に準じ、補正予算を作成して国会に提出することができることとしている。

財政法立案に際しては、第二十九条の規定は、単一予算主義の例外規定として厳格に解釈されていたようであり、かつ追加予算と修正予算の区別も明確にされていたようである。すなわち、追加予算は予算作成後の、また修正予算は予算成立後の事由に基づいてとされており、予算作成時（閣議決定時または国会提出時と解される）前の変更は原案を訂正すれば足り、予算作成後は国会審議中といへども追加予算の提出ができることとされ、予算の成立前の修正はたとえ国会審議中であつても予算そのものを変更すべきであつて、成立後の修正は修正予算を提出しなければならないとされている。

また現行規定では、追加予算は国会の議決形式が予算によることを明示しているが、予算の修正については議決形式の定めがなく、従つて別の議決形式を考へていたようにも解される。

このように、法文上は追加予算と修正予算は区別して規定されているが、追加予算作成の必要と、既定予算修正の必要が同時に発生することが実情であつて、両者を合せて補正予算という名称で国会に提出するのが例であつた。これ

を今回の改正では、両者を予算作成後の事由に基づく追加予算、追加以外の変更という規定に置き換え、補正予算として国会に提出することを規定したものであつて、実態に即応せしめる改正と考えられる。

追加予算の要件については、現行の

「① 予算作成後に生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは国庫債務負担行為

② 法律上国の義務に属する経費

③ 契約上国の義務に属する経費

「① 法律上国の義務に属する経費」の不足を補うほか、

② 契約上国の義務に属する経費

③ 予算作成後に生じた事由に基き、特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担

改めている。法律上又は契約上の義務費を前段に移したことは、義務費の不足ということが追加要件としては最も裁量性のない代表的な経費とされたからであらう。また必要不可避の経費を特に緊要な経費とした理由は、必要不可避ということも実際には、緊要性の高いということと同義に解すべきであるから、むしろ実態に即応せしめたものであるとも説明されている。

また「経費の不足」ということについては、従来兎角既定経費の不足と解され勝ちであるが、むしろ予算の不足と同義に解し、予算の科目に計上されていない種類のものでも予算全体からみて広く経費の不足というように解釈されるべきであらう。

(六) 修正予算の制度は、旧憲法下にはなく、新憲法第八十三条の財政処理権限の国会議決主義から発して設けられたもの



である。旧憲法下では成立予算の範囲内で内閣が実行予算を作成して執行することができたのであるが、新憲法下では予算減額の場合も国会の議決を要するわけである。従来、予算の節約なり繰延べということがしばしば行なわれているが、このような措置と予算の修正との限界が問題とならう。歳出予算は金額については最高限度額を定めるのであつて国費の節約は予算執行職員が常日頃心掛くべきことは当然である。従つて、その限界如何については、抽象的には予算の骨格の変更あるいは財政計画の変更を来たすような場合というように理解すべきである。

(2) 租税・関税・専売関係

○昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

一、制定の理由と内容

米穀所得課税の特別措置は、昭和二十六年産米穀供出の促進及び確保を図るため各種供出奨励金を非課税とする措置がとられたことに始まり、昭和三十年以降は予約売渡申込制度の採用に伴つて予約売渡しの米穀代金の一部を非課税にすることになり、今日まで毎年一年限りの臨時措置として実施されて来たものである。

本案は、昭和三十六年産米穀について、生産者からの事前売渡申込みによる集荷を促進することに資するため、昭和三十六年九月二十日(北海道、東北、北陸等の十一地域は昭和三十六年八月三十一日)までに売渡申込みをなし、昭和三十七年二月二十八日までに政府に売り渡した場合は、その売り渡しの際の区分に応じて、昭和三十六年分の所得税について玄

米一石当り平均一千四百円の非課税措置を講じようとするものである。

売渡 し 時期

玄米換算正味六〇キロ当り(石当り)

昭和三十六年九月三十日まで	八〇〇円(一、〇〇〇円)
十月一日から十月十日まで	七二〇円(一、八〇〇円)
十月十一日から十月二十日まで	六四〇円(一、六〇〇円)
十月二十一日から十一月四日まで	五六〇円(一、四〇〇円)
十一月五日から三十七年二月二十八日まで	四八〇円(一、二〇〇円)

二、審議の概要

主なる質疑

昭和三十年産米から現在のよ様な予約米減税制度になつたのであるが、近年豊作が続いて米の出回りがよくなつていくことから、特例制度の廃止がしばしば問題となつてはいるが、まず生産費所得補償方式を確立する等米価政策の根本的解決を図るべきでないか、国税のみならず地方税をも含めた総合的な農民の税負担の在り方を検討すべきではないか等について質疑がなされた。

三、委員長報告

本案は、昭和三十六年産米穀について、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合は、従来と同様に、その売り渡し所得について一石当たり平均千四百円を非課税としようとするものであります。



本委員会の審議におきましては、米価政策に対する政府の基本的な考え方、今次税制改正による農民の税負担に対する影響等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

#### 四、参考事項

- (一) 本特例措置は従来から租税負担の不公平、予約売渡奨励措置としての効果、米穀需給の状況等にてらして存続意義の乏しい制度であるといわれ、臨時税制委員会懇談会(昭和三十三年十二月)において「昭和三十四年度より廃止すべきである」という意見が述べられた。政府はこの意見を尊重し、昭和三十四年度税制改正(案)において、従来の特例措置による減収額を米価を通じて広く予約売渡農家に還元することにして予算上所要の措置を講じ、昭和三十四年度産米からこの特例を設けないものにする方針をとつたが、米作農家保護の見地から、特例措置を講ぜざるをえなかつたのである。その後も再度、税制調査会により、廃止することが適當である旨の答申がなされたのであるが、諸般の事情から臨時特例としての非課税措置が提案されている。
- (二) 本特例措置の適用をうける農家は、全農家の約二%、昭和三十六年度減収見込額は、約六億円と推定されている。
- (三) 三十九回国会より継続審議となつていた衆議院議員石田有全君外十四名提出による、「昭和三十六年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(衆第十二号)」は、本法が可決されたことに伴ない、一月三十一日に衆議院において撤回された。

### ○関税法の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由及び内容

- (一) 水島港(岡山県)を開港に指定すること。  
水島港については、三菱石油、日本鋳業等諸会社の工場進出に伴い、その貿易実績(主要輸入品Ⅱ原油、大豆、機械類、主要輸出品Ⅱ石油製品)は昨年来急激に増加し、今後の見透しについても開港閉鎖基準(注)を上廻るものと予想されるので、同港を開港に指定することとした。

(注) 関税法第九十六条第二項 参照

開港は、開港となつた年の翌年以後において左の各号の一に該当するに至つたときは、開港でなくなるものとする。

- 一、一年を通じて貨物の輸出入がなく、又は外国貿易船の出入港がないとき。
- 二、一年を通じての貿易額が五千万円をこえ、かつ外国貿易船の出入隻数が十一隻をこえることが引き続き二年なかつたとき。

#### (二) 鹿児島空港を税関空港に指定すること。

鹿児島空港については昨年九月より鹿児島―沖繩間の定期航空路が開設され、毎週三往復の定期便のほか臨時便が航行されており、昨年の実績としては入出港機数一〇四機、乗降旅客数二、二一六名であり昭和三十七年においても入出港機数四六〇機、乗降旅客数一三、二〇〇名が予想されている。従つて、同空港の円滑なる出入手続その他の税関手続を図るため、税関空港に指定することとした。



なお、空港は外国航路開設と同時に税関空港に指定されることが望ましいのであるが、税関空港になるためには法律手続を要するため、その間は不開港手数料(注)をとられるという不利があるので、昨年十月に政令を改正し、手数料を半減する措置を講じている。

(注) 関税法第百条、税関関係手数料令第三条 参照

外国貿易機が不開港へ出入する場合には自重一トンまでごとに五百円の手数を納付する。

但し、定期航空運送事業の用に供されている外国貿易機は、自重一トンまでごとに二百五十円の手数を納付する。

## 二、審議の概要

### (一) 主なる質疑応答

(問) 開港に指定する場合の条件なり助成措置如何

(答) 法律的には開港の基準はないが、第九十六条に開港を取り消す条件が規定されている。従つて行政的判断によつて継続的に外国貿易船の出入港があり、外国貿易が行われるという見通しがある程度はつきりした場合に開港としてとり上げることとしている。また開港に指定されても港湾の設備その他について国より特別の助成措置はうけられない。

(問) 鹿児島空港を空港に指定した場合、米軍用機が自由に発着できることとなるか。

(答) 米軍と国連軍のものは行政協定で特別な扱いになり、協定で認められている開港、開港以外でも特に提供した施設がある場合には出入は自由である。これ以外の国の軍用機は入国前に外務省の許可を要する。

(問) 韓国は国交の正常化がなされていないのに拘らず、出入できるのは如何なる根拠に基づくのか。また税関関係基

本通達集には韓国の兵隊、軍用機、艦船が自由に出入できるようになっているが、如何なる法的根拠によつて

(答) 韓国の大使がおり韓国人も正規の手続をとつて入国しており国際的にみれば問題はないと思われる。また航空法によつても締約国である韓国の航空機は運輸大臣の許可をえれば入国できることとなつている。

税関関係基本通達集に掲載されている在日合衆国軍内規十一の八「韓国軍用機、海軍艦船及び軍要員の日本入国についての規定」は参考として掲載したもので基本通達ではない。米軍の内規であるから日本側を拘束するものでなく、削除すべきものであると思われる。なお韓国の軍用機が入る場合には、一般の外交ルートによる手続を要し、米軍基地に入る場合には、米軍から事前に日本政府に通報し同意を求めることとなる。

その他、秋田港、蒲郡港、大船渡港を開港に指定しなかつた理由、税関業務の増加に対処する定員増の問題と配分計画、鹿児島空港の貿易状況、拡張計画の内容、神戸税関における紛争問題、密貿易の件数及び対策、水島開港に要する経費、開港になることの利点等について質疑がなされた。

### (二) 討 論

須藤委員(共)より反対討論がなされた。

○須藤五郎君 私、この法案に反対をするものなんです。

この法案自体を見ると、わずか二行の簡単な法案で、何でもない法案のように見えますけれども、これを審議していく中で、やはりこの法案の裏にいろいろの問題がひそんでいるということを私たちは感ずるわけです。鹿児島空港の開港も、これは沖縄と韓国とを結ぶためのものであり、開港になれば、アメリカは行政協定によりまして、韓国軍もまた勝手気ままに使用できることになるだろうと考えます。



まあ今日、朝鮮の事態は非常むずかしい状態にありまして、一握りの朴一派の軍事独裁政権、これは相次ぐ死刑の強行という上に辛うじてその余命を保っているような政府でありまして、アメリカ軍の軍事支配の強化と三十八度線における大規模な軍事挑発によりまして、戦争の発火点にこの三十八度線がなろうとしておるようなときなんです。そのときに、いかなることを口実にしようかと、韓国の軍隊や台湾の軍用機、韓国の軍用機が日本に自由に出入りできるようになっているということは、私ははなはだ危険の多いことだと考えます。

特に今度の鹿兒島空港は、韓国から沖繩に行くいわゆる足場として、この鹿兒島空港がこれから使われていくということは、明らかな点だと思えます。そのために鹿兒島空港は今拡張をしようという意見すらも出ているということ聞きまして、こういう危険なことが今後やられていくならば、日本の平和を脅かす結果ともなろうかと私は考えるわけです。

こういう関税関係の法案一つ見ましても、このように重大な問題が実は隠されているように思います。韓国の問題が関税だけなどということは私はないと思うのです。あらゆる分野にまたがっていることは想像にがたくないと考えます。施行細則、日米合意書、合意議事録などを含めて、行政協定を全面的に検討しなければならぬときだと私は考え、そして行政協定の日米合意書などを私は国会に提出してもらいたいということを重ね重ね要求しておるわけですが、それは政府の拒否によつて提出をいまだ見ていないということも、これは私はきわめて遺憾な点だと思えます。

法案ははなはだ簡単な法案ではありますが、その裏にあるいろいろな問題を考えまして、私はこの法案に反対の意思を表明するものであります。

### 三、委員長報告

○上林忠次君 ただいま議題となりました三法律案外一件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の外国貿易の実情にかんがみ、水島港を開港に、鹿兒島空港を税関空港に、それぞれ指定しようとするものであります。すなわち、水島港につきましては、昨月来貿易実績が急激に増加し、その貿易額は百億円をこえ、入出港隻数も百三十隻をこえる実績を示すに至り、港湾設備及びその将来性についても他の開港に比して遜色がないので、同港を開港に指定することとし、また、鹿兒島空港につきましては、昨年九月に沖繩との定期航空路が開設され、外国貿易に使用されることになりましたので、同空港を税関空港に指定することといたすものであります。

委員会においては、開港の基準、税関職員の定員増問題、密貿易の実情、開港指定を要望している秋田港等の現況、アメリカ軍、韓国軍等が入港する場合の税関検査の実情等について審議がなされたのでありますが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと思えます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員より、本案は一見簡単な法案のように見えるが、鹿兒島空港の例をとつてみても、今後韓国軍が沖繩へ行く足場として利用する可能性が生じてくることが予想され、その裏面には種々な問題を含んでいるので反対する、との意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。



#### 四、参考事項

- (一) 水島港の外国貿易状況は、昭和三十六年一月より十一月までの輸出額一億四千七百万円、輸入額九十五億九千万円合計九十七億四千万円であり入出港隻数は一二〇隻である。
- (二) 今回、開港の適格要件に問題があり保留されたものに、秋田港、蒲郡港、大船渡港がある。なお、現在開港数は六八、税関空港数は四である。
- (三) 不開港と比較した場合の開港の実益としては、①外国貿易船の入港が自由であること。②税関手続が容易であること。③外国貨物の蔵置及び運送に便であること。④入港に伴なり手数料等の負担が少ないこと等があげられる。

#### ○ 通行税法の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由

通行税は戦費調達の一環として昭和十五年四月に創設され（実際には支那事変特別税として昭和十三年四月より課税されている）今日に至っているが、その間数次にわたる改正が行われ、現在では、汽車等の運賃のうち、大衆的と認められる。二等の乗客を除外し、一等の運賃、急行料金、寝台料金に対して二〇%の税率、航空機については、特例措置として一〇%の軽減税率（基本税率二〇%）が、それぞれ適用されている。

通行税の税率は、他の消費税のように、しやしの要素がなく、また遊興飲食税等の税率に比べても不均衡であるため、二等の道賃、料金に対する課税は廃止されている。  
今回、間接税の税率体系の一環として、一等の運賃、料金についても軽減措置を講ずることとなつたものである。

#### 二、内容説明

- (一) 国鉄の一等運賃及び汽船の特等並びに一等の急行料金、寝台料金に対する税率を一〇%（現行二〇%）に引き下げる。
- (二) 罰則に関する規定の整備を図ることになっている。

#### 三、審議の概要

##### (一) 審議の経過

（相統税法一部改正法と同一経過………七八頁参照）

##### (二) 主なる質疑応答

- 1 汽車の一等、汽船の特等、寝台料金、それから急行料金に対する通行税の減税分だけ料金が下がるのか、そういう行政指導が完全にできるのかという質疑に対し、税率が下がった以上、行政指導で下がる事は当然であり、また確信をもつて指導しているとの答弁がなされた。
- 2 通行税と遊興飲食税の問題であるが、遊興飲食税については、本年三月限りで外人の観光客に対する扱いを非課税の恩典からはずすという方針だが、通行税についても、外人の観光客に対して特別の待遇はしないという方針であるかという質疑に対し、通行税に対しては今適当でないと思つている。又遊興飲食税についても特別な処置はとらないとの答弁がなされた。



(三) 委員会会における討論  
(相続税法一部改正法と一括討論)……………七九頁参照)

#### 四、委員長報告

(相続税法一部改正法と一括報告)……………八一頁参照)

#### 五、参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会においては、岡田修一委員の(自民)提出による左の附帯決議を付した。

##### 附帯決議

通行税については、現在の旅行目的その他諸般の状況にかんがみ、政府において近い将来にこれが存廃について検討すべきである。

(二) 通行税制度の沿革(主要改正のみ)

年次	根拠法律	概要
昭和三年	支那事変特別税法	定距離課税
昭和五年	通行税法	(税率区分変更)
昭和六年	一部改正	(税率引上げ)
昭和九年		従距離課税
昭和十年		(税率引上げ)

年次	概要
昭和三年	料金に対し二〇%、運賃に対し五%課税
昭和五年	三等(寝台を除く)に対する課税廃止、運賃二〇%に引上げ
昭和六年	汽船の二等に対する課税廃止
昭和八年	航空機課税の特例措置(税率一〇%)
昭和三年	二等寝台料金の課税廃止

(三) 昭和三十七年度予算において、現行法による税収見込額は五十三億八千万円であるが、この改正措置により、二十四億六千六百万円の減収が見込まれているので、改正法による税収見込額は二十九億千四百万円となる。

国有鉄道	一七億二九〇〇万円
私鉄	
民営汽船	二六〇〇万円
航空機	七億一〇〇〇万円
合計	二四億六六〇〇万円

#### ○相続税法の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由

昭和三十七年度税制改正の一環として、昭和三十三年度の改正以来すえ置きとなつている相続税の負担について、最近における資産価格の推移等にかえりみ、相続があつた場合の、遺産に係る基礎控除額を引上げ、中小財産階層の負担軽減



を図つたものである。

## 二、内容の説明

遺産から控除する基礎控除額を、二百万円に相続人一人当り五十万円を加算した額(現行百五十万円と三十万円)に引き上げた。

(注) 相続人五人であれば、 $200万円 + (50万円 \times 5) = 450万円$  まで被相続人の死亡による相続については課税されず、大部分の農家及び中小企業者は課税されなくなつたものと予想される。

## 三、審議の概要

### (一) 審議の経過

本法は、政府原案においては、国税通則法の人格なき社団を法人とみなす規定をうけて、「人格なき社団の代表者と法人の両罰規定等を設ける規定」があつたが、国税通則法の審議が遅れたため、その決定と合致することができず、そのまま可決され、後に国税通則法の修正に伴い、国税通則法の整備法で削除されたものである。

### (二) 主なる質疑応答

1 基礎控除額の引上げ理由は何かとの質疑に対し、相続税は毎年繰り返して課税されるものと違い十何年かに一度課税原因が起こるといふわけで納税者に与える影響というものは非常に大きい。昭和三十三年度のときにおいても、普通の農家、これに準ずる中小企業、いわゆる中小財産階級に普通の相続の場合には相続税がかからないといふことで生業の基準の強化に役立たせる趣旨で改正したのであるが、その後、課税対象である財産の価格高騰、特に土地価格等

が非常に大きく、このまま放置しておくとな中小財産階級を非課税にしておこうといふ趣旨に沿わない面も出て来たので基礎控除の引上げを行なうものであるとの答弁がなされた。

2 本案に関連して、税制面から土地高騰を抑制する方法はないかとの質疑に対し、税制調査会で 相当議論されている。たとえば、休閑地税というようなものをつたらどうか、あるいは土地処分の譲渡益に重課する方法はどうか、又、その対象は、投機的方法で土地を買い占めそれを値上りを待つて売るといふ投機業者にまず目をつけるべきではないかといふことを中心に考えている。しかし一体何がどういふ人のどういふ行為が投機的行為か判別しにくい。又休閑地税にしても売り手市場の場合、将来の国税の負担がそのまま土地の価格に反映し、かえつて高騰するおそれがある。要は、税だけではなかなか打つ手はないにしても、建設省等とまず新しい宅地の造成等を国家的事業としてやり、宅地の供給をふやす。その場合に税としてどういふ面から援助ができるかといふことで、総合的な対策の上に立つて解決する以外に方法はないのではないかといふ調査会での論議の紹介がなされた。

3 その他、土地価格の推移、財産評価の国税、地方税の統一化、相続税の課税状況等について質疑応答がなされた。

### (三) 委員長における討論

荒木正三郎委員(社)、須藤五郎委員(共)よりそれぞれ反対の討論がなされた。

○荒木正三郎君 私、ただいま議題となりました三法案(註)相統税法、印紙税法、通行税法各一部改正法案)には賛成の意見を表明します。

ただ、しかし、問題はこの法案の審議の過程において政府側にただした点であります。それは相統税法については七十一條、通行税法については十五條、印紙税法については十四條の二に、われわれとしては非常な疑問を持つてゐるということです。その点は、人格なき社団に対して罰則規定を適用するといふ問題です。で、これは委員会各委員から



いろいろの形において質疑をされましたが、これは私どもの見解では、非常に法解釈が拡大されて、そしていわゆる民主団体のそういったいろいろの催しに対して法解釈を拡大して徴税が強化され、あるいは罰則が適用されるという心配があるのじゃないかというふうに考えておるわけです。また、これらの人格なき社団に対して、法文の上からいつても納税義務者という明確な規定を欠いておる、そういう点であまいな点があるというふうな点を、われわれとしては問題にしてきたわけです。ただ、この問題については、大蔵大臣を初め大蔵関係当局から、国税通則法が成立しない場合はこの条項は死文になるという説明があつたわけですね。まあ一応それを了承して、そして国税通則法の審議において、この法人でない社団、財団等については十分審議したいと考えております。まあ大蔵大臣等の政府の正式な答弁で、国税通則法が成立しないときにはこの条項は死文になるという説明を一応了承して、私どもはこの三法案に賛成をする。

○須藤五郎君　私は、今上程されました三案に反対をするものなんです。

今、荒木委員も問題にされましたいわゆる罰則規定の中に、「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ……管理人ノ定アルモノ」の「管理人」、これに対しまして罰則規定が適用されることが明文化されているからであります。国税通則法が成立しなければ、このカッコ内の規定が動かないといひましても、法律論としてはともかく、実際には信用できないと思います。なぜなら、従来の規定でも罰則がかげられる立場で課税されてきたのであるから、国税通則法が成立しないという実際の保証は、何もないからであります。このカッコ内の規定は、従来からも法律的に自然人か法人かあいまいな人格なき社団等を何ら法律的に明らかにせず、一方的に政府が法人とみなす結果、出てきた条文であります。そういう政府の態度は、憲法八十四条租税法主義に違反するものであると考えます。また、刑罰、罰金を科すことは、氏名のない人間に逮捕状を出すようなもので、憲法三十一条罪刑法定主義に違反するものであると考えます。民主主義の原則を踏みにじろうとする政府の態度は、とうてい許されないものと考えます。こういう建前から、私たちはこの三案に反対するものであります。

#### 四、委員長報告

まず、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十三年度の改正以来据え置きとなつておりました相続税の負担につきまして、最近における資産価格の推移等に顧み、相続があつた場合の遺産にかかわる基礎控除額を引き上げ、中小財産階層の負担軽減をはかろうとするものであります。

すなわち、従来の百五十万円に相続人一人当たり三十万円を加算した額を、二百万円に相続人一人当たり五十万円を加算した額に改めることとするものであります。なお、この改正によりまして、相続人五人の世帯におきましては、その遺産額が四百五十万円までは課税されないこととなつております。

委員会の審議におきましては、基礎控除の引き上げ理由、財産評価の国税、地方税の統一化、土地価格の推移、相続税の課税状況、及び、本案に関連して、税制面から土地高騰を抑制する方法はないか等について質疑がありました。詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今回の税制改正の一環として、通行税の負担を軽減するため、その税率を引き下げることとした関係から、現在通行税を課することとなつている国鉄の一等及び汽船の特等並びに一等の急行料金、寝台料金に対する税率についても、現行の二〇%から一〇%に引き下げることといたしております。その他罰則に関する規定の整備をはかつておりま



す。  
本委員会の審議におきましては、今回の税率改正によつて、その減税分だけ料金が下がるのか、政府の行政指導はどうか、また、両罰規定と国税通則法との関係等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

最後に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正点の第一は、零細な金額の手形について、印紙税の負担を軽減し、取引の円滑化に資するため、現行の免税点一万円を五万円に引き上げ、十万円以下の金額の手形の税率の二十円を十円に引き下げることとし、一覽払いの手形、外国通貨表示の手形等についても二十円の税率を十円に引き下げようとするものであります。

第二は、相互銀行等の掛金通帳について、その形式も整備されて参りましたので、印紙税法上掲名し、その税率も、預貯金通帳との均衡上、二十円を十円に引き下げようとするものであります。

第三は、一定表示による現金納付の方法については、増資新株発行の場合、株券印刷の都合上、事前に印紙税を納付することとなつており、失権株については過誤納問題を生じますので、株券数の確定日である払込日に印紙税を納付することに改めようとするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、三案を一括して討論に入りましたところ、荒木委員より、「人格なき社団等に対する罰則規定については疑問があるが、大蔵大臣等からなされた国税通則法案の不成立の場合は死文化するといふ答弁を了承し、三案に賛成する」との意見が述べられ、次いで須藤委員より、「罰則規定は人格のない社団等に課税することを明確化するものであり、租税法定主義に違反するものである等の理由から三案に反対する」との意見が述べられました。

討論を終了し、三案を一括して採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。

### 五、参考事項

#### (一) 税収関係

##### 1 昭和三十七年度課税見込額

課税件数	人員	課税価格	税額
相続税 九、〇一四件	一三三、〇五九人	九七、〇九七百万円	百万円
贈与税 一一六、三二八	一一六、三二八	五三、九〇五	一七、二五〇

##### 2 本法改正による減収額(相続税)

初年度約九億八千九百万円、平年度約二十億二千六百万円と見込まれている。

#### (二) 昭和三十五年度相続税課税状況

土地	課税人		課税財産価額	構成割合	一人当たり課税財産価額の前年対比
	員	人			
田	7,702	7,934	4,108	5.2%	124%
畑	7,934	7,934	3,317	4.2%	149%
宅地	20,899	20,899	28,687	36.4%	114%
その他の土地	8,203	8,203	2,399	3.0%	138%



小計	(44,738)	38,511	48.8	118
建物	19,231	8,958	11.4	92
事業用財産	25,300	3,720	4.7	102
有価証券	14,825	14,148	17.9	116
預貯金	29,584	5,003	6.3	107
家庭用財産	17,682	1,652	2.1	83
その他の資産	16,904	6,940	8.8	105
資産合計	(実) 29,460	78,932	100.0	111
負債	—	7,532	—	—
葬儀費用	16,931	1,425	—	103
負債合計	(実) 19,284	8,957	—	95
差引財産価額	(実) 29,455	69,975	—	113
1人当り財産価額				2,376千円

(備考) 1 税制調査会「答申の審議の内容と経過の説明」による。

2 「人員」欄は、各種類別に該当のものごとを一人として掲げ、(実)の表示は実人員である。

③ 農家1戸別の財産価額

項目	経営面積		1.0町～1.5町未満		1.5町～2.0町未満	
	昭和34年度	36	34	36	34	36
田	378	488	591	762	872	1,125
畑	110	154	186	260	232	325
宅地	88	154	117	205	137	240
その他	51	90	69	122	76	135
地小計	627	886	963	1,349	1,317	1,825
建物	552	562	680	680	841	864
農機具	42	43	77	87	118	132
植作物	28	30	49	54	77	88
動物	40	40	57	57	65	68
その他の資産	52	66	62	78	74	90
資産合計	1,341	1,627	1,888	2,305	2,492	3,067
負債合計	7	8	13	13	13	16
差引純財産	1,334	1,619	1,875	2,292	2,479	3,051
32年=100としたときの指数	111%	135%	112%	137%	114%	139%

(備考) 1 税制調査会「答申の審議の内容と経過の説明」による。



- 2 土地については、農家一戸当り平均所有面積に、相続税の評価の場合の平均貸賃価格に評価倍数を乗じて計算されている。
- 3 土地以外のその他の財産については、調査実績(昭和三十四年)を基礎として昭和三十六年分を推計されている。

### ○印紙税法の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由

印紙税について、零細な記載金高の手形に対する税率の引下げ及び免税点の引上げを行なうとともに、課税物件相互間の負担の均衡を図るため自由円表示の手形及び相互銀行の発する掛金通帳の税率を引下げ、あわせて規定の整備を図つたものである。

#### 二、内容の説明

(一) 約束手形及び為替手形のうち記載金高十万円以下のもの等について、次のように免税点の引上げ及び税率の引下げを行なうこととした。

(記載金高等)	(改正前)	(改正後)
一万円未満	非課税	非課税
五万円以下	二十円	二十円
十万円以下	二十円	十円

一覽払、外国通貨表示のもの等 二十円 十円

- (二) 昭和三十五年六月非居住者自由円勘定の開設が認められたことに伴い、自由円表示の手形が使用されることとなつたので、その税率を外国通貨表示のものと同額(十円)にすることとした。
- (三) 相互銀行及び無尽会社の発する掛金通帳は、現在「三十三号 前号以外ノ通帳」として二十円の税率が課されているが、通帳形式も整備されてきたので、三十二号に掲名することとし、預貯金通帳との権衡を図つてその税率を十円とすることにした。
- (四) 一定表示による現金納付の方法については、増資による新株発行の際、株券印刷の都合上、払込日から相当以前に印紙税を納付することとなつており、これがために失権株について過誤納問題を生ずるといふ不合理があるので、株券数の確定時である払込期日に印紙税を納付することとし、その制度を実情に即するよう改善することとした。
- (五) そのほか罰則について規定の整備を図つている。

#### 三、審議の概要

- (一) 審議の経過  
(相続税法の一部改正法と同一経過……………七八頁参照)
- (二) 主なる質疑  
人格のない社団等の両罰規定と、国税通則法案に設けられた基本規定との関係について質疑がなされた。
- (三) 討論  
(相続税法一部改正法と一括討論……………七九頁参照)



#### 四、委員長報告

(相続税一部改正法と一括報告……………八二頁参照)

#### 五、参考事項

(一) 約束手形及び為替手形については、昭和三十二年の改正において、現行の二十円〇千円の記載金高階級別定額税率が適用されることとなつたのであるが、手形はもともと短期の信用取引に用いられるものであり、かつ経済の発展に従い手形作成数が増加するに伴い、特に卸売業・製造業及び小売業のうちの中小規模企業の負担の過大が問題とされてきた。

税制調査会ではかかる現情にかんがみ、手形が証書・帳簿の作成数中二三・九%を占め、印紙税額構成では四四・六%を占める事実を指摘し、中小企業に対する手形の印紙税負担を軽減するとともに、零細なものに対する納税手続を省略し、取引の円滑化を図るため、三万円以下のものを非課税とし、五十万円以下のもの及び一覽払のものの税率をそれぞれ十円引下げ、百万円以下の税率を二十円引下げるよう改正することが適當であるとしている。

(二) 一般の約束手形及び為替手形の記載金高別作成割合をみると、五万円以下が四六・七%、十万円以下が五九・七%となり、今回の免税点の引上げ及び税率の引下げによる効果は、十万円以上の手形の分割も考慮すれば六〇〇七〇%のものに及ぶと推定される。

(三) この改正による減収額は初年度平年度とも十四億六千五百万円と見込まれている。

(四) 現行の印紙税法は、明治二十二年の制定にかかると、「財産権の創設、移転、変更又ハ消滅ヲ証スヘキ証書、帳簿及財産権ニ関スル追認若ハ承認ヲ証明スヘキ証書」が課税対象とされているものであるが、これまでに抜本的な改正をみることなく今日に及んでおり、税制調査会においては課税範囲の具体的な問題なり、税負担の証書間の権衡、あるいは税率判定上の困難というような、現在の複雑化した取引の実情に適合しない種々の面があり、印紙税法全体の根本的な検討が今後必要であることを指摘している。

### ○法人税法の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由

昭和三十七年度税制改正の一環として、所得税法の一部改正とともに、法人税法の改正を行ない、税制の整備を図つたものである。

#### 二、内容の説明

項 目	内 容	条 文
外国法人課税の整備	所得税法の改正と同様な措置を講じた。	一条の四②
外国税額控除制度の拡充	海外に設立した子会社の納付、外国法人税相当額について支店の場合と同様外国税額控除を認めた。	一〇条の三②



退職年金に関する規定の新設	掛金側の法人	拠出掛金は損金に算入	政令で規定
	受入側の法人 (信託・保険)	課税退職年金積立金の計算	一二条の二
		積立金に $\frac{12}{1000}$ の税率で課税 (注)	一七条①

(注) 1 課税の趣旨、企業が従業員のために拠出した掛金は年金受給時に給与所得として課税されるまで所得税の課税が繰り延べられるので、その課税延期に見合う一種の遅延利息に相当するものとして法人税で課税する。

2 算出根拠  $\frac{\text{給与所得者平均 地方税 適用益}}{\text{上乗税率 法人住民税の分を考慮}}$   
 $15.4\% \times 1.28 \times 0.07 \times \frac{1}{1.135} = 1.2\%$

### 三、審議の概要

#### (一) 審議の経過

(所得税法一部改正法と同一経過……一〇〇頁参照)

#### (二) 主たる質疑応答

1 企業の資本構成是正の問題は、税制の面からのみでは解決されないが、法人税率をその観点よりして、大幅な減税をすべきではないかとの質疑に対し、法人税の税率は諸外国に比してむしろ安く、税率そのものの問題ではなさそうであり、そこで昨年度、配当負担の点について配当課税方式を採用した。それが資本構成にどう影響するか、また実験中であり、今度の改正ではその点には触れていないが、この問題は重要問題であるので、引き続き実績等を勘案し

ながら検討して参りたいとの答弁があつた。

2 その他、寄附金の損金算入制度、政治献金と寄附金、社内留保課税の緩和等について質疑がなされた。

#### (三) 委員会における討論

永末英一委員(民社)により反対、討論がなされた。

○永末英一君 民社党はこの法案に反対であります。

理由は、法人税に関しては、特に中小法人に対する軽課税という問題について、中小法人側が非常な期待を持つて見ておつたのでありますが、今回の改正案におきましては、この重要な問題に触れることなく、退職年金積立金に対する課税等という非常に小さな問題の改正だけをやって、一時しのぎをやつていのように思われる。しかし、現在の池田内閣の所得倍増計画による日本経済の成長政策と称せられるものが進行しておりますときに、一番困つておるのは、これは中小法人なり、また企業規模を小さくしておる個人事業者である。私どもは、特に中小法人に対する税率を下げるという問題は、現在の資本市場におきましては、大法人はいわゆる他人資本によつて自分の事業規模を拡張することは非常に容易である。さらにまた、そのやり方は、政府における政府資金の活用、あるいはそれに裏打ちされた大きな銀行からの融資というものが容易に得られるにかかわらず、中小法人が企業規模を拡張しようとするならば、一にかかつて自己資本の蓄積に待たざるを得ない。したがつて、もし中小資本によつて経営されている法人経営というものが日本の経済の現状から見てもどういふ地位を占めておるかということがはつきりわかるならば、政府の全般的な政策の中に、中小法人における課税を軽減をして、自己資本の蓄積をはからしめて、それによつてこれらの事業を大きくしていくという配慮がなくてはならぬと思うわけです。ところが、政府は、その面については問題のありかを承知しておりながら、特に中小法人と個人所得者との、あるいは個人事業者との不均衡という面にのみ眼を置いて、もし中小法人の税金が軽減す



るならば個人の事業者の負担と著しく不均衡になるということを理由にして、今回のこの軽減の問題を見送つております、われわれは、個人のほうも下げると、こういうことを言つておるのである。個人のほうも下げるならば、したがつて小法人や中法人もその税率について下げられることが容易である。ところが、政府は一貫して低所得者に対する税率を下げないという方針で臨む。すなわち、この面における大衆課税によつて、その家計から、あるいはまたその所得から、政府の中に金を集めて、それを別途の回路を通して大産業に対してこれを落とすと、こういう方策を強行いたしております。この方策は現在の池田内閣の経済政策の進行の上において非常な困難をこれらの中小法人となり、小さな個人事業者に与えておるといふことを考えました場合に、この問題を解決せずして、こんな程度の法人税の改正案という態度について、民社党としては承認するわけには参りません。

この問題については、今までの政府答弁で、研究をいたしておりますという程度でありますけれども、そうじゃなく、今この問題をはつきりしなければ、たとえば大企業面におきましても、設備投資の過熱のために今、引き起こつてくるいろいろな将来見込まれる経済困難に対して、それらの引き締め政策はとられている。その引き締め政策はどこへ一体しわ寄せが来るかという見通しについては、われわれはきつとそれは下に落ちて、これらのところに落ちて、くると思うわけでございます。私は税制だけによつてこれがまかなわれるとは思いませんが、少なくとも税制においてもそういう用意をしなければ、日本経済の均衡のとれた発展はあり得ないと思ひます。

こういう観点から、今回の法人税法改正ははなはだ不十分、不満足でございますから、反対の意見を開陳をいたします。

#### 四、委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、所得税及び法人税を通ずる退職年金に関する税制の整備をはかるための措置として、退職年金に関する信託または保険の業務を行なう法人の退職年金積立金につき課税を行なうこととするともに、外国税額控除制度の拡充及び外国法人に対する課税の合理化をはかり、その他所要の規定の整備を行なうとするものであります。

委員会の審議におきましては、税制面よりする企業の資本構成の是正策、寄付金の損金算入制度等について質疑がありました。詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、永末委員より、経済の均衡成長のため、中小法人に対する税率を軽減して、自己資本の蓄積をはからすべくにもかかわらず、見送られたことは不満足であるとの反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 五、参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会及び本会議において、平岡忠次郎委員(社)より反対の討論がなされた。

(二) 本法改正による減収額

初年度約七億円、平年度約二十億円と見込まれている。

(三) 企業年金制度の意義

年金には、大別すると国家年金、企業年金、個人年金の三種類がある。まず国民の老後生活を社会保障制度のなかで確保しようというのが国単位の年金であるが、まだ年金の支給金額は充分とはいえない。そこで企業を中心として企業



内の従業員を対象にする年金制度が生まれており、さらに個々人でも、自分の老後のために年金保険や年金信託に加入しようとする動きも出てきている。

改正前においては企業年金は企業内で退職金の年金払い形式をとるものが大部分であつたが、本法の措置により、企業年金の社外積み立ての制度が確立した。このため信託銀行や保険会社は企業年金の受け入れ機関にならうとして激しく競争し、また加入者にとつて魅力のある年金形式を売り出そうと準備を進めている。こうして企業外に独立した基金を置く企業年金がふえ、年金時代に一時期を画することが予想される。

(四) 法人税で今後検討を要するもの

税制調査会の答申(昭和三十六年十二月)では「一般的な法人税等の税率の引下げよりは、むしろ法人税等の課税が企業の資本構成ないし資金調達に与えている各種の影響を検討してその影響を受けている問題につき解決を図ることが重要である」とし、さらに、「企業の支払う利子と配当とに対する税制上の取扱いの相違が、企業の株式資本の充実に妨げている大きな原因の一つとされている。この問題について、われわれは、多くの時間をかけて各種の観点から検討を行なつたが、確定的な結論を得るに至らず、当面の暫定措置として配当軽減法を採用し…昭和三十六年度から実施されているが、今後、この配当軽減法をさらに一歩進めるか、あるいは、われわれが詳細に検討を行なつた支払配当(一部)控除法を採用するか等の問題は、法人税制の基本に連なる問題であり、かつ、企業の資金調達ないし株主の投資意欲に直接重大な影響をもつ問題であるから、現行の暫定措置の実施状況を参考としたりえて、慎重に検討すべきものと考えらる。」とされている。

○所得税法の一部を改正する法律

一、制定の理由

国民の租税負担の現状にかえりみ、昭和三十六年度の税制改正に引き続き税制の体系的整備の一環として、税制調査会答申に基づき中小所得者の負担の軽減を主眼とする間接税及び所得税の減税を中心に国税において平年度一千二百億円(初年度一千億円)の減税を行ない、あわせて所得税の一部を道府県民税に移譲する等国と地方団体間の税源配分の適正化を図るほか、国税通則法の制定その他各税を通じ、税制を整備するため、昭和三十七年度の税制改正を行なうこととなつたものであつて、本法は、その改正の一環として制定せられたものである。

二、内容の説明

(一) 諸控除の改正

中小所得者を中心とする税負担の軽減合理化を図るため税率の改正とともに次のような諸控除の改正を行なつた。

所得除 所控	基礎控除 配偶者控除	改正後	改正前	条文
		一〇万円	九万円	
				二二条 一一条の八



税 額 控 除		所 得 控 除	
寄附金控除	障害者控除 老年者控除 寡婦控除 勤労学生	生命保険料控除	専従者控除(青色) 控除額 九万円
なし	六、〇〇〇円	現行と同じ 一五、〇〇〇円超 五〇、〇〇〇円以下 } $\frac{1}{2}$ (三三、五〇〇円まで)	二〇才以上 〃 未満
なし	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以下 一五、〇〇〇円超 } $\frac{1}{2}$ 三〇、〇〇〇円以下 } $\frac{1}{2}$ (二二、五〇〇円まで)	二五才以上 〃 未満
一五条の六	〃 〃 〃 五 四 三	一一条の七	一一条の二

(注) 〔寄附金(所得の10%限度) - (所得金額 × 3%)〕 ×  $\frac{20}{100}$  = 控除額

以上の計算により、所得二百万円、寄附金三十万円の場合、税額より二万八千円の控除が行なわれる。

(二) 税率の改正

課税所得百八十万円以下の階層に適用される税率の緩和を図るとともに、国と地方団体との間の税源配分の適正化を図るため、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲することとし、この場合所得税及び道府県民税を総合した負担は軽減されるよう所得税の税率の改正を行なった。(税率分みの計算では所得税減税、道府県民税増税、差引純減税初年度百九十六億円)

1 所得税の改正(第十三条)

税率	段 階		改正前
	改 正	後	
八%	一〇万円以下の金額	なし	なし
一〇	一〇万円超の金額	一五万円以下の金額	一五万円以下の金額
一五	二〇	二〇	一五万円超の金額
二〇	五〇	四〇	〃
二五	八〇	七〇	〃
三〇	一〇〇	一〇〇	〃
三五	一二〇	一五〇	〃
四〇	一八〇	二五〇	〃
四五	〃	四〇〇	〃
五〇	〃	六〇〇	〃
五五	〃	一、〇〇〇	〃
六〇	〃	二、〇〇〇	〃
六五	〃	三、〇〇〇	〃
七〇	〃	五、〇〇〇	〃
七五	〃	なし	なし

現行と同じ

2 道府県民税の改正(附則第十九条)

地方税法第三十五条、道府県民税、所得割の税率を本法附則で改正した。







本法については、今国会における重要法案の一つと考えられ、委員会付託に先だつて、法人税、地方税ともに本会議において、水田大蔵大臣の趣旨説明が行われ、荒木正三郎委員(社)、永末英一委員(民社)の質疑があり、池田総理、水田大蔵、荒木文部、安井自治各大臣より答弁があつた。

委員会における主なる質疑、委員会討論は別記の通りであるが、三月三十日委員会採決にあつては、三月二十九日夜の衆議院外務委員会におけるガリオア債務返済協定及びタイ特別円協定の与党の強行採決を、野党側は不当として審議に応じない態度をとり、それが参議院に余波を及ぼし、本法は社会党、共産党、欠席のまま可決された。本会議は三月三十一日に採決されたが、社会党、共産党も出席している。

## (二) 主なる質疑応答

1 租税負担率が年々増加しても減税と云えるかとの質疑に対し、租税が重いか軽いかということとは、結局国民の所得と、所得水準、消費水準と関係することであり、年に百万円とる人と、十万円しか所得のない人と負担率は同じ一割であつても実質が全く違ふ、したがつて、今回の場合も国民所得が大きくなつて租税の負担率そのものが上がつておつても、実質的に負担が軽減することははつきりしているので、減税と云える。税制問題を負担率だけで論議するということとは間違いではないかと考えるとの答弁があつた。

2 自然増収に比して減税額が少なすぎないかとの質疑に対し、結局、減税ということとは、国の財政需要との関係で幅がきめられるべきものであり、公共投資の問題、そのほか経済が異常に伸び過ぎたためにそれとの不均衡が特に大きくなつて現在の現在、そういう財政需要が特に大きいという事実と、それからもう一つは、四千八百億円の自然増があつたにしても、これはガソリン税は道路の経費に使われることになつてゐるし、酒税その他の三税合計の二八・五%は地方交付金になるわけで、そのまま歳出増に出る。そういうものを差引いたあと、減税に幾らを回すかということ

になると、この財政役割に対する需要が多い点等を勘案して、税制の幅としては、今の実情から見たら私は相当大きい幅だといふふうに考へているとの答弁があつた。

3 国民の最低生活を保障する点から課税最低限が低くすぎないかとの質疑に対し、最低生活といふものについていろいろ議論があつても、その最低生活費部分をもし控除をしておけば、その上廻つた部分だけ課税になり、その税率が百分の八から一と刻んでいくわけで可処分所得が残つていくという関係になり、必ずしも理論に反しない。平均生計費より課税最低限が低いという意味では、平均生活費を必ず税法上とらなければならぬということはなく、ただ、国の財政事情さえ許せば、高ければ高いほどけっこうなことだと思ふが、そこには非常に問題があるので漸次高める方法でその辺を考へていく以外にやむを得ないのではないかと思ふ。ただ、われわれの最低生活費の計算方法は、答申にも出ている三方法でやつてみると、少なくとも課税最低限は計算される最低生活基準を相当上回つてゐるといふことが云へるとの答弁があつた。

4 物価の上昇により減税の効果がなくなるのではないかとの質疑に対し、昭和三十七年度に消費者物価がどのくらい上がるか、なかなかはつきり見通せないが、一応の見通しで二・八%上がるものとする、そういうものを織り込んだ国民の実質所得増といふようなものから計算しても、家計における納税者の負担は八百何十億円といふ負担減になるといふふうな一応の試算を私どもはしている、物価の動向を考へても、今度の減税が納税者の実質負担減になるなといふことは、今のところははつきりしているとの答弁があつた。

5 その他、税制による景気調整、租税負担率と税制調査会の考へ方、減税と租税負担率の関係、国と地方公共団体の財源配分等について質疑応答があつた。

## (三) 委員会における討論



原島広治委員(無ク)、永末英一委員(民社)よりそれぞれ反対の討論がなされた。

○原島宏治君 本案に対して反対の討論をいたします。

本案は、給与所得者の各控除の引き上げと税率の引き下げが中心になっておりますが、給与所得者は他の所得者に比べて源泉徴収によつて一〇〇%近く課税されているという徴税上の不均衡があります。また、給与所得者はぎりぎりの生活費にまで課税されるという現実には、残念ながら認めざるを得ないのであります。したがつて、給与所得者は他の資産所得者に比べてかなりの重い税負担に苦しんでいるのが現状でありますから、課税最低限度が本改正案の程度では納得いたしかねるのであります。もつと大幅に引き上げるべきものと思ひます。資産所得者は、現行税制により、いわゆる特別措置によつて減免の非常な恩恵を受けておりますが、低額所得者にはあたたかい考慮が払われておりません。また、三十七年度において約五千億円の自然増収を見込みながら、所得税においてわずかに五百億円程度の減税では、国民の大半を占める勤労者に対して決して思いやりのある改正案とは言えないのであります。したがひまして、わが国の税制が高額所得者には有利であり、低所得者には不利になつておるといふ不合理を指摘いたしますとともに、わが国税体系の根本的な改正を要望して、本案に対し反対いたします。

○永末英一君 私、本案に対して反対の意見を開陳いたします。

今回、所得税法の一部改正案は、政府が宣伝をいたしましたように中小所得者の課税について相当程度の減税をしたとは、わが民社党は認めるわけにいきません。さらにまた、政府が、昨年はやりませんでした、近年行なつております所得税法におきます減税というものは、これは日本経済の成長速度に即応して調整を行なつていただけであつて、実質上の国民生活に対する減税とはわれわれは認めるわけには参りません。この委員会におきましても、政府が掲げておる所得倍増計画と見合いながら、どのように本案の改正案を、またこの改正案を初めにしまして、どういふ減税

の方向を持つておるかということをただしたのでございますが、遺憾ながら明確な答弁が得られておりません。そういう観点からいたしました場合に、私どももいたしましたしましては、現在の経済の成長速度から見まして、特に累進税率を改めること、さらにまた課税最低限をもつと多く引き上げること、こういう二点が満足されなければ、この法案には賛成するわけにはいかないわけでございます。そういう観点から、今回の改正案には、民社党といたしましては反対の意見を申し上げます。

#### 四、委員長報告

所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな内容について申し上げますと、

第一に、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現行の九万円より十万円に引き上げるとともに、税率について百八十万円以下の所得階層に適用される税率の緩和をはかる等、その負担を軽減しております。この改正により、夫婦及び子三人の家族の場合で、所得税を課せられない限度額は、給与所得者につきましては、現在の約三十九万円から約四十一万円に引き上げられております。第二に、国と地方公共団体との間の税源配分の適正化をはかるため、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲する措置として、本案の附則で地方税法の改正を行ない、道府県民税の税率を改めております。

第三は、生命保険料控除の引き上げ、教育、科学の振興のための寄付金控除制度の新設等、その他所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

委員会の審議におきましては、租税負担率が年々増加しても減税と言えるか、自然増収に比して減税額が少な過ぎないか、国民の最低生活を保証するといふ点から、課税最低限が低過ぎないか、物価の上昇により減税の効果がなくならない







所得税		(税源配分の調整)	
小計	外	小計	外
生命保険料控除の引上	一、八四二	生命保険料控除の引上	一、八四二
専従者控除の改正	一	専従者控除の改正	一
寡婦控除等の引上げ	三九四	寡婦控除等の引上げ	三九四
寄附金控除の創設	一〇〇	寄附金控除の創設	一〇〇
計	三五、九八七	計	三五、九八七
外	一九、八四六	外	一九、八四六

(五) 各年度の国税の自然増収に対する税制改正による減収額の割合(初年度ベース)

(単位億円)

年度	項目	自然増収額	純減収額	割合	合
昭和二十七年		二、六九五	七五九	二八・二%	
二八		一、八〇三	一、〇五二	五八・三	
二九		六三〇	一三〇	二〇・六	
三〇		四二五	三九五	九二・九	
三一		五一九	〇	〇	
三二		一、九二二	七二〇	三七・五	
三三		一、〇五一	二六一	二四・八	
三四		一、〇八六	一三三	一二・二	
三五		二、〇九六	五八	二・八	
三六		三、九三〇	六四八	一六・五	
三七		四、八〇七	九八七	二〇・五	

(備考) 「税制調査会答申資料」による。

昭和三七年度は「租税及び印紙収入予算の説明」による。

(六) 税源配分の必要性

税制調査会答申(昭和三十六年十二月)においてはその必要性を次の如く述べている。

「税源配分の問題に関しては、地方財政の自主性、健全性を高めることを目標として改正を行なう必要があると考え、さきに第一次答申においては、住民税所得割について、税制の自主性強化のため、国税改正の影響を遮断する方向で課税方式を改正することを答申し、昭和三六年度の税制改正において、その実現をみたのであるが、引き続き、地方団体に安定的、普遍的な税源を付与して、歳入構成を是正するための改正を行なうことが必要であるという結論に達した。このために、所得税の一部を道府県民税所得割に移譲するとともに、住民税のあり方に即し、現行の累進税率を改めて、比例税率を採用すること、たばこ消費税の税率を引き上げること、及びこれらに伴って、入場税について、地方譲与の制度を廃止し、さらに、このような独立税源の充実に伴って、地方団体間の税源帰属の適正化を図るよう、所要の措置を講ずることを適当と認めた。これらの措置により、国から地方に相当の税源が移譲され、道府県及び市町村の独立税源はかなり増強されるものと考える。」

(七) 所得税で今後検討を要するもの

税制調査会の答申では、「中小所得者の負担の現況にかえりみ、今後とも控除と税率についてバランスをとりつつ、その負担の軽減に努めるべきものと考え」とし、さらに「所得税制の問題について、われわれが最も関心を寄せたのは、各種の所得者間の負担のバランスの問題である。すなわち、給与所得者、農業所得者、営業所得者、自由職業者及び資産所得者相互間における課税上のバランスの問題であり、……」

所得税が近代税制の中核を占めるためには、その課税標準たる所得が確実には握られ、所得の種類に依する担税力に



即した課税が行なわれることを前提とする。このような観点から現行の所得税制及びその執行状況をみてみると、そこには、少なからぬ問題が残されていることは遺憾ながら事実と言わざるを得ない。

……特に、利子、配当等の資産所得については、その課税について、それら相互の間、また、それらと他の所得との間に不均衡が認められたが、最近における経済情勢にかえりみ、結論を得ないまますえおかざるを得なかつた。今後この問題については、根本的な検討が行なわれることを期待する。

なお、所得課税によつては捕捉しがたい資産の値上りによる担税力、所得課税の執行に伴う困難性等にかえりみ、個人の資産を課税標準とするなんらかの税目を、所得税を補完するものとして導入する必要があるのではないかという議論もあるが、この問題について、当調査会においては、十分立ち入つて審議する余裕がなかつた。しかし、今後の経済の推移によつては、将来検討を要する問題ではないかと思われる。」とされている。

### ○しよ、脳専売法を廃止する法律

#### 一、制定の理由

しよ、脳専売制度は、旧台湾併合後、明治三十二年同島の天然くす資源の保護育成と財政収入の確保を目的として実施されたが、その後内地におけるしよ、脳生産が増大し、内台商品が競合するに至つたので、需給の調整と価格の安定を図るため、明治三十六年内台共通の専売制度が施行され、今日に至つている。

しかし、終戦後、旧台湾を喪失したことにより、わが国のしよ、脳生産高は明治年代の年平均約六千トンより戦後の年

平均三千三百トンと著しく減少し、またテレビン油から製造される合成しよ、脳（世界市場の七割を占め、その市価も安い）の出現により、天然しよ、脳の地位は低下し、また需要面においても、しよ、脳を主要原料とするセルロイド工業がプラスチック、不燃性フィルムの出現によつて、天然しよ、脳の用途は次第に狭りつつある。

従つて、しよ、脳産業を専売制度によつて保護する必要性については従来より疑問視されていたものであつて、昭和二十九年の臨時公共企業合理化審議会、昭和三十三年の公共企業体審議会の答申を経て、昭和三十五年三月の専売制度調査会において『しよ、脳専売事業は、その意義を失つているのであるから、政府としては、専売廃止に伴なうしよ、脳取引機構の育成、山元製脳業者の転廃業対策等を十分考慮しつつ、しよ、脳専売制度の廃止に踏み切ることが適當である』旨の答申がなされた。

しよ、脳事業の運営面をみても、毎年赤字が累積する状況である。近年生産費の大半を占めている原木代、労賃の上昇、農村の労務事情の変化等によつて減産傾向を示しつつあるので、昨年八月収納価格を引き上げ、販売価格についても段階的に引き上げる措置を講じたのであるが、山元製脳業者の業態に加えて、今後の経済事情、国際価格の動向等からみても、しよ、脳専売事業の健全性を維持することは困難となつている。

要するに、現行専売制度がしよ、脳業界の自主的な合理化、近代化および増産努力を妨げ、価格の自動調整機能の円滑な発現をはばんでいると考へ、この際、専売制度による恩恵と制限を除去して、他業界なみに、業界の自主責任にまかす必要があると思われる。

以上の諸点から、昭和三十六年度限りで、しよ、脳専売制度を廃止するものである。

#### 二、内容の説明



しよら脳専売制度の廃止に伴う業界の混乱を妨ぐとともに、廃止後においても、しよら脳の生産および加工利用が順調に発展するよう左の経過措置を講ずることとした。

(一) 昭和三十六年度に公社の製造割当をうけ、これに基づいて実際に製造の実績のある者およびこれらのものが組織する製脳協同組合に対し事業合理化資金等を補うため、昭和三十七年度において、五億六千万円(注)の範囲内で交付金を交付する。

(注) 五億六千万円の内訳は、事業所得の三年分三億二千百万円、従業員給与の六カ月分八千万円、設備減価の補てん一億四千八百万円、組合清算費の補てん一千百万円が予定されている。

(二) 専売制度の廃止後、粗製しよら脳等の自主的な流通秩序が混乱することを妨ぐため、公社がしよら脳又はしよら脳原油の買入(六カ月)、販売(三十七年十一月まで)等の業務を行なうこととしている。

(三) 専売制度廃止後において、取引条件の急激な変化による混乱をさけるため、公社が販売する粗製しよら脳等の販売代金について、四カ月以内の延納の特約ができることとする。

(四) この法律施行後、半年間大蔵大臣の諮問機関として「臨時しよら脳事業審議会」を設け、廃止に伴う山元製脳業者の合理化の用途、民間流通機構の育成方法等の経過措置について調査審議を行なうこととする。

(五) 専売制度廃止後のしよら脳産業界の所管庁を通商産業省とする。

### 三、審議の概要

主なる質疑

1 しよら脳専売制度を廃止する理由及びその経緯如何。

2 しよら脳事業の現状、とくに生産費の内訳、労務者の就業状況、賃銀の内訳はどうか。

また、その生産工程が前近代的である実態からみて、労働者の搾取によつて専売制度を維持し、その間公社は近代化に何等努力しなかつたのでないか。

3 合理化資金の内訳及びその交付方法、とくに労務者に対する退職手当の支給方法如何。

4 審議会の構成はどうか。

5 利用工業あるいは第二次製品の製造業者に対する影響如何、これに対する資金的援助を考慮すべきでないか。

### 四、委員長報告

次に、しよら脳専売法を廃止する法律案について申し上げます。

しよら脳専売制度は、明治三十六年、旧台湾におけるしよら脳専売事業による財政収入を確保するため、内地におけるしよら脳の需給の調整と価格の安定をはかることを目的として制定されたものでありますが、台湾を喪失した後には、国内の生産額は少額となり、また合成しよら脳等各種代替品の出現により、特にしよら脳を専売制度のもとに置く必要も失われ、先般の専売制度調査会においても、その制度は廃止すべきであるとの答申がなされたのであります。

しこうして、最近におけるしよら脳事業の推移は、毎年赤字が累積する実情でありまして、今後の経済事情なり国際価格の動向等から見ても、しよら脳専売事業の健全性を維持することは困難なものといわざるを得ないのであります。このような諸事情にかんがみ、本案は、昭和三十六年度限りで、しよら脳専売制度を、廃止するとともに廃止に伴う所要の経過措置を講ずることとしたものといたします。

すなわち、まず、専売制度廃止に伴い必要となる事業合理化資金等を補うため、昭和三十六年度において粗製しよら



ウ等の製造予定数量の割当を受けてこれを生産した者及びこれらの者の組織する製脳協同組合に対し、日本専売公社が昭和三十七年度において交付金を交付することができることとしております。次に、ショウノウの専売制度廃止後、民間において粗製ショウノウ等の自主的な流通秩序が確立するまでの措置として、公社は、一年間は粗製ショウノウ等の買入れ、販売等の業務を行なうことができることとしております。また、この法律施行後六カ月間、大蔵大臣の諮問機関として、臨時しろう脳事業審議会を設置し、ショウノウ専売事業の廃止に伴う所要の経過措置について調査、審議を行なうこととしております。

委員会におきましては、専売制度の廃止に踏み切るに至つた理由及び業界側との折衝の経緯、廃止業者の雇用労務者に対する具体的な生活保護対策、審議会の構成内容等について審議がなされたのでありますが、その詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

### 五、参考事項

#### (一) しろう脳産業の概要

くすの木を削切、蒸溜、冷却して粗製しろう脳、しろう脳原油を作り、これを公社(神戸収納所)が収納して、加工業者(三社)に販売し、ここで精製しろう脳、龍腦、しろうのう白油、藍色油等に加工する。

しろう脳は、その大半がセルロイド原料用に供せられるほか防虫、医薬、宗教儀式用等に用いられ、副産品は香料、塗料等に用いられている。

#### (二) 製脳業者の現状

製脳業者の大半は零細な個人企業で、南九州(全製造量の七二%)北九州(二二%)四国(五%)に多い。

#### 1 現況

(三六年四月一日現在)

総数		一工場当り	
製造許可人員	四九一人	就業人員	五・六人
工場数	五〇四場	生産量	六・六トン
就業員数	二、八一〇人	高量	一、四九五千円
生産量	三、三三五トン		
売上高	七五三百万円		

(備考) 売上高は三六年八月の改定価格による。

#### 2 業者数の変遷

年度	業者数	一工場当り生産量
三二	七二八人	五・〇トン
三三	六八六	五・一
三四	六六五	五・〇
三五	六一九	四・二
三六	四九一	六・六(予定)

#### (三) しろう脳需給の推移

#### 1 生産、販売、在庫調



年 度	収 納	販 売	在 庫
三二	三、七二二トン	三、二六六トン	二、〇五五トン
三三	三、五六〇	二、三一一〇	三、二八八
三四	三、三七五	三、四一一	三、二三五
三五	二、六八〇	三、五一七	二、三八七
三六(予定)	三、三三五	三、四一二	二、二八三

2 昭和三十五年用途別需要状況

区 分	売 渡 量	売 上 高
精製しよろ脳	一、一二五トン(七四三トン)	二九三百万円(二七五百万円)
セロロイド	一、三六五(四八六)	三九二(二七三)
龍	六五	二〇
農薬、塩	二八	九
計	二、五八二(二、二九九)	七一四(四四八)

(備考) カッコ書は輸出用で売渡量の四八%、売上高の六三%を占めている。

四 収納及び販売価

区 分	種 類	価 格
粗製しよろ脳	粗製しよろ脳	二八三
しよろ脳原油	しよろ脳原油	一八八

販 売 価 格	種 類	価 格
粗製しよろ脳	粗製しよろ脳	二二八
しよろ脳原油	しよろ脳原油	二六〇
輸出精製しよろ脳	輸出精製しよろ脳	二九五
輸出セルロイド原料	輸出セルロイド原料	一九八
輸出セロロイド原料	輸出セロロイド原料	二一〇
輸出サフロール系原料	輸出サフロール系原料	二四四

(五) しよろ脳事業損益の推移

(単位百万円)

年 度	純 利 益
三二	△ 九六
三三	△ 一三〇
三四	△ 八五
三五	△ 四
三六(予)	△ 一一
三七(予)	△ 九二三

(六) 加工業者は、日本樟脳、再製樟脳、高砂香料の三社である。



会社名	資本金	設立	売上高	従業員数	所在地
日本樟脳	六〇〇万円	大正七年	五億一六〇〇万円 (二六、四一九)	二五一	神戸
再製樟脳	二〇〇〇〇	八年	三億八〇〇〇〇 (三五、一二一—三六、五)	一六一	神戸
高砂香料	一億五二二〇〇	九年	一四億二六〇〇〇 (三五、一〇〇—三六、三)	四六七	東京

○租税特別措置法の一部を改正する法律

一、制定の理由

昭和三十七年度の税制改正の一環として、現下の経済情勢にかえりみ、貯蓄奨励、防災建築街区の造成、ならびに一般住宅事情の緩和等に資するため、必要な特別措置の新設、適用期限の延長等所要の改正を行なったものである。

二、内容の説明

(一) 利子所得及び配当所得関係

- 1 利子所得は本来総合課税の対象とされているが、特例として一〇%の軽減税率による分離課税が適用されている。この措置は本年三月末で期限が到来するが、これをさらに一年間延長する(第三条)
- 2 配当所得の源泉徴収税率は通常二〇%であるが、特例として一〇%の軽減税率が適用されている。この措置は利子

所得の特例と同様本年三月末で期限が到来するが、これをさらに一年間延長する。(第九条)

- 3 外貨資金の状況により緊急な必要性に基づき国又は日本銀行が借入れる外貨借入金の子について、原則として所得税及び法人税を課さない。(注) (第七条・第六十六条の七)

(注) この措置の適用を受けるものとしては、昭和三十六年十一月日本銀行と米国市中銀行三行(バンク・オブ・アメリカ、チェース・マンハッタン、ファースト・ナショナル・シティ)との間で成立した二億十ドル借款のほか、上記三行にアービング・トラスト等を加えた合計七行から、ワシントン輪銀保証のもとに受ける農産物借款一億二千五百万ドルが政令により指定されている。

- 4 居住者又は内国法人が外国金融機関等に対し支払う外貨借入金の子及び外貨債の子については、本年四月一日から三年間に限り所得税の源泉徴収税率(通常二〇%)を一〇%に軽減する。(第七条の二)

(二) 譲渡所得関係

1 土地収用等の場合の課税の特例

(1) ①土地収用等に伴ないその土地の上に存する建物の買取り、除去等に対する補償金。②地下鉄の開設等に伴ない土地等が長期間使用され、価格が著しく低下する場合の補償金については、収用財産の対価の場合に準じ、補償金をもつて収用等の後一年以内に代替資産を取得する場合には、個人においては、補償金額の代替資産取得価額以下の部分について非課税、法人においては、代替資産の簿価を旧資産簿価とする圧縮記帳の方法によりその代替資産取得価額との差額を損金に算入する。(第三十一条、第六十四条、第六十四条の二)

(2) 土地収用等の現物補償に充てるため、土地等を公共事業施行者に譲渡した者に対し、地方公共団体が工業用地造成のため土地等を買収した場合に準じ、買取り等の後一年以内に買換資産を取得する場合には、個人においては、



買取り等による収入金額の買換資産取得価額以下の部分について非課税、法人においては、圧縮記帳の方法により買換資産の簿価とその取得価額との差額を損金に算入する。(第三十八条の三、第六十五条の三)

2 防災建築街区造成のための課税の特例

(1) ゲタバキ住宅など防災建築街区造成のため、土地等を防災建築街区造成組合に現物出資し、二年以内に防災建築物を建築し、その土地等を出資者(旧所有者)に払戻した場合には、その払戻し部分については出資による譲渡がなかつたものとして、譲渡所得に対する所得税又は法人税を課さない。(第三十八条の六、第六十五条、第六十五条の六)

(2) 当該組合に生じた当該払戻し部分の値上り益には、法人税を課さない。(第六十五条の七)

(三) 通行税の課税の特例

今回の税制改正により通行税の基本税率が、二〇%から一〇%に引き下げられるに伴ない、航空機の乗客に対する軽減税率(適用期限昭和三十九年三月末)を現行の一〇%から五%に引き下げる。(第九十二条)

(四) 登録税関係

1 本年三月末に適用期限の到来する次の特例措置について、それぞれ適用期限を三年間延長する。(第七十二条第一七十五条)

(1) 個人が自己の住宅の用に供するため新増築した住宅の所有権保存登記の登録税率(基本税率  $\frac{6}{1000}$ )を  $\frac{1}{1000}$  に軽減する。

(2) 地方公共団体が行なう新増築住宅の保存登記について登録税を課さない。

(3) 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、建売業者が行なう建売住宅について所有権取得登記の登録税率

(基本税率  $\frac{5.0}{1000}$ )を  $\frac{1}{1000}$  に軽減する。

(4) 住宅の新増築資金の貸付けを受けるための新増築住宅の抵当権取得登記についての登録税率(基本税率  $\frac{6.5}{1000}$ )を  $\frac{1}{1000}$  に軽減する。

2 防災建築街区造成組合が防災建築物を建築するため取得する土地の取得登記の登録税率(基本税率  $\frac{50}{1000}$ )を取得後一年以内の登記に限り  $\frac{6}{1000}$  に軽減する。(第七十五条の二)

3 外航船舶の所有権保存及び抵当権取得登記の登録税率の軽減税率(適用期限昭和三十九年三月末)を、保存登記については(基本税率  $\frac{4}{1000}$ )、現行の  $\frac{2}{1000}$  から  $\frac{1}{1000}$  に、抵当権取得登記については(基本税率  $\frac{6.5}{1000}$ )、現行の  $\frac{3}{1000}$  から  $\frac{1.5}{1000}$  にそれぞれ引き下げる。(第七十九条)

4 漁業協同組合整備促進法第十四条第一項の規定により勧告を受け合併した漁業協同組合が、合併により取得する不動産又は漁船の取得登記について昭和四十一年三月末まで登録税を免除する。(第八十一条の二)

5 農林中金、商工中金が発行する農林債券、商工債券の登記について、登録税を現行の  $\frac{3}{1000}$  から  $\frac{1.5}{1000}$  に軽減する(第八十四条の二)

(五) 輸出所得控除制度関係

自己の研究成果である工業所得権など技術に関する権利を有する者が、第三者を通じてこれを外国に輸出した場合、その者に技術輸出所得控除(課税所得計算上、技術輸出入金額の五〇%を経費又は損金に算入)を認めるとともに、その輸出した第三者にも物品輸出と同様の輸出所得控除(輸出入金額の一%と輸出所得の八〇%のいずれか低い金額を経費又は損金に算入)を認める。(第二十一条、第二十一条の三、第五十五条、第五十五条の三)



(六) その他

一一〇

1 本年三月末で期限の到来する新增築貸家住宅の特別償却の特例（貸家の用に供した日以後五年以内の各事業年度の償却額を、普通償却範囲額の一〇割増し、鉄筋コンクリート等耐用年数五〇年以上のものは二〇割増しとする）について、適用期限を三年間延長する。（第十四条、第四十六条）

2 所得税法及び法人税法における非居住者等の課税の規定整備に関連して、利子所得等に係る規定の整備を図るほか、所要の規定の整備を行なう。

### 三、審議の概要

(一) 審議の経過

（採決の経過は所得税法一部改正法と同一経過……………一〇〇頁参照）

(二) 主なる質疑

わが国の資本蓄積は、諸外国に比べて足りないとは言いながら、昭和三十一年頃から非常に急速に進み、最近では設備投資の行き過ぎによる国際収支の赤字、物価騰貴、労働不足等を招くに至っている点からみて、今後は、負担公平の立場にかえつて、資本蓄積に重点を置き過ぎた従来の税体系を改める必要があるのではないか等について質疑がなされた。

### 四、委員長報告

租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもなる改正点について申し上げますと、

第一に、貯蓄奨励の見地から、利子所得についての分離課税の特例及び配当所得の源泉徴収税率の軽減措置を、それぞれ一年間延長することとしております。

第二に、わが国の外貨資金の状況により、緊急な必要性に基づいて、国または日本銀行が借り入れる外貨借入金に対する利子について課税を免除することとし、また内国法人等が支払う一定の外貨借入金等の利子について、三年間に限り、二〇%の源泉徴収税率を一〇%に軽減することとしております。

第三に、技術輸出振興のため、自己の研究成果である工業所有権など技術に関する権利を有する者が、第三者を通じてこれを輸出した場合、その者に技術輸出所得控除を認めるとともに、その輸出した第三者に対しても物品輸出と同様の輸出所得控除を認めることとしております。

第四に、既成市街地におけるげたばき住宅など、防災建築街区造成のため、土地等を防災建築街区造成組合に現物出資した場合の譲渡所得に対する課税の特例措置を設けることとし、また、新增築貸家住宅の特別償却制度の適用期限を三年間延長することとしております。

第五に、公共事業のため収用する土地の上にある建物の買い取り等に対する補償金について、収用の場合と同様、譲渡所得に対する課税の特例を認めることとしております。

委員会の審議におきましては、利子所得及び配当所得に対する課税の特例をさらに一年間延長する理由等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

一一一



五、参考事項

- (一) 衆議院の大蔵委員会及び本会議において広瀬秀吉委員(社)より反対の討論がなされた。
- (二) 今国会において別途成立をみた「酒税法等の一部を改正する法律」附則によつて、租税特別措置法における産業用等のいわゆる特殊用途酒類についての税率軽減制度が廃止されることとなつた。
- (三) 当初の政府案においては、輸出取引の対価たる対外支払手段を、外為管理法に規定する非居住者から支払いを受ける外貨に限ることを明確化し、輸入商社が輸入運賃を日本の船舶会社に外貨で支払つた場合、船舶会社の外貨収入に輸出所得控除を認めないこととしたが、その後船舶会社からの要望等により、議案修正し従来通り輸出所得控除を認めることとなつた。
- (四) 特別措置の主要項目別減収額は次の通りである。

単位 百万円

項 目	三十六年度	三十七年度
利子所得の分離課税及び税率の軽減	九、五〇〇	一一、五〇〇
配当所得に対する源泉徴収税率の軽減	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
新築貸家住宅の特別償却	一、八〇〇	二、〇〇〇
輸出所得の特別控除	一一、〇〇〇	一九、五〇〇
航空機の通行税の軽減	七〇〇	八〇〇
新築住宅の登録税の軽減	七〇〇	七〇〇
その他の特別措置を含む減収見込総額	一四九、五〇〇	一六九、五〇〇

(注) 昭和三十六、三十七年度ともに平年度減収見込額の試算である。

(五) 利子分離課税の特例及び配当所得課税の特例を存続することについての税制調査会の考え方は次の通りである。

1 利子分離課税の特例については、負担の公平、その効果等について、種々問題はあるが、最近における国際収支の改善対策の一環として貯蓄増強の諸施策が推進されていることにかんがみ、この特例の廃止が、預貯金者の微妙な心理に与える影響について重大な関心を払わざるを得ない。このようなが国の経済の現状からみて、この特例措置の適用期限をさらに一年延長することが適当と考えられる。

2 配当所得を有する者の上積所得に対する税率の平均が三八・九%であること、本年一月一日以降確定する配当所得についての配当控除が、従来の二〇%から一五%に引き下げられること等を考えると、源泉徴収税率一〇%の特例は低くすぎ、二〇%の基本税率にもどすことが適当と思われる。しかし、源泉徴収税額の還付及び利子所得に対する源泉徴収税率との関連のほか、利子所得に対する一〇%分離課税の特例措置がさらに一年間延長されることの権衡を考慮し、この特例措置も、一年間存続させることが適当と考えられる。

○関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

一、制定の理由

昨年、四月、わが国の産業構造の変化および今後の貿易自由化の促進に対処して、関税率および関税制度に関する画期的な改正が行なわれたが、その後IMFとの交渉の過程において、わが国の自由化計画を大幅に繰り上げざるをえない情



勢におかれ、昨年九月関係閣僚会議において、輸入自由化率を本年十月までに九〇％に引き上げることが決定された。この基本方針を遂行するための関税措置を検討するため「関税率審議会」に諮問がなされ、昨年十二月及び本年二月の二回にわたり答申があり、これらの答申を尊重して本法が提出されたのである。

## 二、内容の説明

### (一) 関税率の改正

関税定率法および関税暫定措置法を通じて、百三十八品目について関税率の改正を行なっている。

- 1 単純に税率を引き上げるもの 六十九品目
- バナナ、パイナップル、石油、ニッケル、鉛製品等
- 2 税率を引き下げるもの 三十二品目
- コーヒー豆、医薬品原料、木材の一部、解体用船舶等
- 3 単純に従量税率に切換えるもの 二品目
- 鯨肉、マツチ
- 4 従量税率に切換えて引き上げるもの 十品目
- 銅、鉛、亜鉛、アンチモン、黒鉛、自転車用空気弁
- 5 従量従価の選択方式とするもの 九品目
- 魚油、ガンニー袋、ポールペン、椰子油、亜麻仁油、鉛合金
- 6 従量従価税率を併課するもの 一品目

### 時計部分品

7 関税割当制度を採用するもの 十四品目

けい砂、アンチモン鉱、水銀、ニッケル、モリブデン、マンガン、タンングステン等

8 季節関税を採用するもの 一品目

オレンヂ

### (二) 暫定税率による調整

1 自由化に伴う一時的な輸入の増大により国内産業が打撃をうけるおそれのあるものについては、自由化後一定の期間に限り暫定税率を設ける。

(魚油、けい砂、タンングステン鉱、銅等)

2 自由化を想定して税率の引き上げを行なったものについては、需要産業又は消費者に対する影響を少くするため、原則として自由化の時期まで暫定的に現行税率をすえ置くこととする。

(鯨肉、モリブデン鉱、シアン化ナトリウム、にかわ等)

### (三) 暫定減免税物品等の期限延長

1 本年三月末日で適用期限が到来する左記物品について、その免税期間を一年間延長する。……免税額約二百億円  
重要機械類、給食用脱脂粉乳、農林漁業用重油、肥料製造用原油、ガス製造用原油、航空機及び部分品(新たに航空機の素材を加える)

また従来暫定税率により無税としていた石油化学用等触媒を一括し、用途免税として規定する。

2 暫定税率により従来減免税率が定められている左記物品についてその適用期限を延長する。



小麦、コークス、電子計算機、酪農製品、植物性油脂、ニッケル、工作機械等  
石油関税率の改正

- 1 国内石炭業の保護をはかるため、製油用原油に対する現行軽減税率一kl三百二十円(従価六%相当)を廃止して基本税率一kl五百三十円(従価十%相当)にもどす。……………増収額は約五十億円の見込
- 2 石炭産業の保護をはかることが目的なので、国内産石炭の長期引取を行なっている電力業及び製鉄業者が使用している重油について、今後一年間負担増分の関税を還付し、実質的に引き上げの効果が及ばないようにする。……………関税還付額は電力約十億円鉄鋼約一億円の見込
- 3 石油化学の育成を図るため、新たに輸入原油から精製した揮発油及びガスで石油化学製品の原料となるものについて今後一年間関税全額を還付する。……………還付額約十一億円

三、審議の概要

(一) 審議の経過

(採決の経過は所得税法一部改正法と同一経過……………一〇〇頁参照)

(二) 主なる質疑応答

(問) 石油関税の引き上げに関連して国内産原油の保護を達成するための対策如何。

(答) 石油関税の引き上げは国内の石炭産業の保護に目標があり、現在石炭と石油とはメリット換算によると重油の場合で大体トン当り千円以上の開きがあり、これを関税で埋めるためにはかなり大幅な引き上げを要することとなる。国内産の原油も現状では五割近い値開きがあり、合理化後においても二割程度以上の差があると推定されるが、関税

でカバーすることは無理なので国内で引取る行政指導なり合理化を促進させるための助成措置を講じたい。

(問) 特定物資いわゆるバナナ、パイナップル等についての自由化後の国内産品に対する配慮如何。

(答) バナナは国内産はないが、自由化されると国内育成産業であるリンゴ、ミカンへの影響が考えられるので一応五〇%程度とし漸次引下げたい。

パイナップルは沖縄産業の保護の關係から、従来の差益をそのまま吸収して新しい関税率を設定する。

スズコは供給国であるカナダの生産量に限界があるので国内に大打撃を与えるものとは予想されないので、従来の関税率をそのまま据置くこととする。

その他、石炭の長期引取を行なっている電力業者、製鉄業者が使用する重油についての還付制度は円滑に運営できるかどうか。オレンジについての季節関税、レモンの関税問題等について質疑がなされた。

四、委員長報告

最後に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、貿易自由化計画の繰上げ実施に伴い、関税率について所要の調整を行なおうとするものであります。以下おもなる改正内容について申し上げます。

第一に、石油、バナナ等六十九品目については税率を引き上げ、コーヒー豆、医薬品原料等三十二品目については税率を引き下げ、鯨肉、マッチの二品目を従量税率に切りかえ、銅、鉛等十品目について税率を実質的に引き上げて従量税率に切りかえ、魚油、ガンニー袋九品目については従量従価の選択方式によることとし、時計部分品については従量従価の



併課方式により、ニッケル、マンガン等十四品目については関税割当制度を採用し、オレンジを季節関税とし、全部で百三十八品目について関税率の改正を行なうこととしております。

第二に、本年三月末日で適用期限の到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳等の暫定免税品、及び暫定税率により減免税率が定められている小麦、コークス等についての適用期限を、それぞれ一年間延長することとしております。

第三に、製油用原油については、石炭産業の安定をはかる見地より、今回一キロリットル当たり五百三十円の基本税率に復することとしております。ただし、石炭の長期引取契約を行なう電力、製鉄業者が消費する重油については、今後一年間負担増分に見合う金額を還付することとしております。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

## 五、参考事項

### (一) 衆議院における審議の概要

大蔵委員会及び本会議において、有馬輝武委員(社)より反対の討論がなされた。

(二) 昨年度の関税改正が産業構造の変化に対応する基本的、全面的なものであつたのと異なり、今次改正は貿易自由化の繰り上げという新しい事態に対処するものである。従つて今回の改正は、①大部分が自由化時期の決定したものである。②品目数において引き上げの方が多い。③自由化への移行時の過渡的事態に対処するための暫定税率が多い。④自

由化への中間段階として、国内産業秩序を乱さないためのタリフ・クォーター制度の採用が多い。⑤鉱業、農業、漁業というような第一次産業及び中小企業に大部分集中している。というような諸点において昨年度の改正と実質的な相違がみられる。

即ち、従量税率への切り換え、従量従価の選択方式、タリフ・クォーターを増加したことは、自由化繰り上げ対策としての保護の強化という線が強く出されていることとなる。また税率引き下げ品目についても、前回が主として国際競争力のあるものについて行なわれたのに対し、今回は、大部分が自由化に直面する需要産業界のコスト引き下げに資するためであり、自由化に関連したものといえるものである。

(三) 現在、わが国の関税政策は、貿易自由化対策を図ると同時に、西欧諸国にみられる関税の一般引き下げの風潮に対処しなければならぬという微妙な段階に立たされている。今回の改正が自由化に対処するといういわば過渡的な暫定的な性格をもち、関税政策が本来果すべき産業構造政策の推進といった長期的な検討は繰り残されているが、最近伝えられるEECの動きなりガット関税が一括引き下げの方式に移行する等の新しい情勢はわが国経済の動向を支配するものとして注目されるに至っている。

政府は、当面の施策として、自由化計画の九〇%達成に重点をおき、その後において、関税引下げの年次計画を策定し、できるだけ早い機会に西欧諸国の水準にさや寄せする意図であるといわれているが、情勢如何によつて関税政策の変更を余儀なくされるかもしれない。

EECの動きが、今後わが国貿易へ与える影響については容易に予測しえない問題であつて、単に関税政策のみによつて処理できるものではなく、広い立場で検討されなければならない問題である。適切なる通商政策なり経済外交の活



発化を図るとともに国内産業政策も国際経済の視野に立つて行なわれなければならない。最近唱導されている自主調整による新しい経済秩序の確立なり、あるいは独禁法改正による企業の集中化等一連の主張も世界的視野における採算点の検討と製品の国際価格へのさや寄せへの見通しをもつた合理化計画の遂行を図るための基盤を培養するためのものに他ならないと思われる。

(四) ガット税率と関係があり、今後の交渉にまつものとしては左記の品目がある。

ショートニング、パイナップルかん詰、黄銅または青銅の管および中空棒、絶縁電線、石こう、アンチモン鉱、モリブデン鉱、綿実油、等

(五) 主要品目の説明

1 石油

石油関税は、自由化を控えて、わが国の産業の国際競争力を強化するためには、基本的には無税であることが望ましいのであつて、関税率審議会の答申においても将来は無税とすべき旨の付帯決議をなしている。しかし、数年来の石炭業界の実情にかんがみ、両者の価格差を縮少し、石炭保護対策の一環とする政策的見地から、今回製油用原油に対する軽減税率が廃止され、基本税率に復する引き上げ措置が講ぜられた。

なおこの結果約五十億円の増収額が見込まれるが、答申の希望条項（石油関税収入は、エネルギー対策特に石炭対策に使用することを希望する）を尊重し、昭和三十七年度の石炭対策費として昨年度に比し五十五億円の増加がみられている。

2 主要用途

単位 千kl

年度別	製油原用	肥料用	都市ガ用	合計
35	32,242	359	385	32,986
36 (見込)	39,208	524	695	40,427

需給状況

単位 千kl  
百万円

年 度	生 産	輸 入	合 計	
35 (見込)	数量	730	40,837	41,567
	価額	5,475	204,185	209,660
37 (見込)	数量	800	44,651	45,451
	価額	6,000	223,255	229,255

2 銅、鉛、亜鉛

これらの鉱産資源は規模も小さく、品質も劣るものが多く、価格面においても割高であり、（現在輸入品との格差は銅一六％、鉛三〇％、亜鉛二七％）しかも国内鉱石のみでは国内精錬業の需要を充当しえず、半ば近くを輸入鉱石に依存せざるをえない実情である。

また国際的にも需給が不安定で値動きが激しいこと等によつて今日まで自由化が見送られ来たものであつたが、機械産業等の発展のためには何時迄も鉱業保護に偏することは不得策であるため自由化に踏み切ることとし、その対策として海外価格の低落に対する配慮から従量税を採用するとともに数年間の暫定措置として左記の如く税率の引き上げを行うこととした。



国別輸入状況 (35年度)

国別	数量	価額	単価
	トン	百万円	円/kg
台湾	41,016	2,265	55.22
琉球	19	2	124.05
比島	77	4	47.43
コスタリカ	1,057	86	81.84
パナマ	172	11	61.74
計	42,387	2,372	55.96

国別輸入状況 (35年度)

国別	数量	価額	単価
	トン	百万円	円/kg
琉球	12,400	1,768	142.62
台湾	4,282	499	116.57
アメリカ	11	2	160
比島	18	2	123.25
その他	12	2	
計	16,723	2,273	135.93

国別輸入状況 (35年度)

国別	数量	価額	単価
	トン	千円	円/kg
アメリカ	183	23,957	130.61

一三三

パインナップル缶詰については、現在三〇%の差益金が徴収されているほかカット税率の二五%が課せられてい

バナナ、パイン缶については、従来より輸入割当を受けていたものが不当に利得することを防ぐため特定物資輸入臨時措置法(昭二十一年、法律第二百二十七号)の規定に基づき差益金を徴収して来た。  
 バナナについては、現在CIF価格の八〇%の差益金と二〇%の関税が賦課されているが、この差益金制度が本年六月四日で期限切れとなり、その後は国内市場に急激な混乱を招来することが予想されるので、本年六月五日か明年九月末日まで関税率を暫定的に五〇%に引き上げ、その後の推移をみて段階的に基本税率の三〇%までに引き下げることをご予定している。

3

銅の塊需給状況 (単位千トン・億円)

年度別	生産	輸入	輸出	計
35	数量 248	59	1	306
	価格 750	155	5	900
37 (見込)	数量 290	108	5	393

鉛の塊需給状況 (単位千トン・億円)

年度別	生産	輸入	計
35	数量 74	23	97
	価格 74	17	91
37 (見込)	数量 90	50	140

亜鉛の塊需給状況 (単位千トン・億円)

年度別	生産	輸入	輸出	計
35	数量 187	15	6	196
	価格 216	15	5	226
37 (見込)	数量 248	12	—	260

バナナ、パインナップル缶詰、オレンジ

品目	現行税率	改正案自由化から二年間	その後二年間(申)
亜鉛の塊	一〇%	(從価換算 二、九%) 一六、〇%	(從価換算 一、六%) 一三、四%
鉛の塊	一〇%	(從価換算 二、三%) 一八、六%	(從価換算 一、〇%) 一四、三%
銅の塊	一〇%	(從価換算 二、九%) 一三、〇%	(從価換算 一、六%) 一〇、七%

一三二



る。バナナの場合と同様に本年六月四日に差益金制度が廃止されるが、沖縄のパイナップル産業の保護（台湾ものとの価格差八〇％）という問題もあり、自由化の時期も確定していないので、とりあえず、本年六月五日から昭和四十年三月末日まで暫定税率五五％（現行負担分と同じ）を課税することとしている。

オレンヂ（本年四月より自由化実施）は米国産サンキスト、オレンヂの輸入が国産品（価格差四五％）と競合することが予想されるので、我が国では初めての季節関税制度を採用し、国産品の出荷期である二月と五月には四〇％に引き上げ、競合の恐れのない六月と十一月には、消費者の利益を考慮して二〇％を据え置くこととする。

### ○酒税法等の一部を改正する法律

#### 一、制定の理由

昭和三十七年度の間接税改正の一環として、酒税負担の軽減合理化を図るとともに酒類の種類等の区分を取引の実情に即応するよう改善し、納税方法を申告納税制度に改める等税体系を整備改善するため、「酒税法」並びに「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に所要の改正を加えたものである。

#### 二、内容の説明

##### (一) 酒税負担の軽減と合理化

1 大衆酒の現行小売価格をおおむね一割程度引下げることが目途に各種類間のバランスを考慮しながら、税率を平均

二割程度引下げることとしている。

(改正前税率と改正後税率は五、参考事項(二)に表示する。)

2 清酒特級、ウイスキー類等のうち、価格の特に高い酒類が出廻っており、現行が従量税率のため負担割合が極めて低く、負担の公平を失っているので、これらのものうち製造者税抜価格又は保税地域からの引取価格（関税込み）が一定額を超えるものについては従価税制度をとり、次の税率で課税することとしている。

清酒 特級

ウイスキー、ブランデー特級

……………百分の百五十

スピリッツ及びリキュール類（アルコール分が十五度以上でエキス分が二十一度以上のもの）……………百分の百

果実酒類及びリキュール類（右以外のもの）……………百分の五十

3 ビール及び発ぼう酒を除く酒類に炭酸ガスを加えた場合には、炭酸ガス分の税率（改正後物品税と同率の一キロリットル五千円）を加算することとし、発ぼう酒については麦芽の使用割合の区分に応じて税率に格差を設け、しようちゆう甲類と乙類の税率格差を最近の実情に即するよう改め（一・八リットル当り十六円を二十円に）、清酒等について税率をアルコール度数に比例して上下する等の改正を図ることとしている。

##### (二) 酒類の種類等の区分の改正

1 濁酒及び白酒の種類を廃止し、新たにウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類を設けることとし、現行の九種類を、清酒、合成清酒、しようちゆう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒の十種類に改めることとしている。

（果実酒及び雑酒等の種類区分の改正は五、参考事項(三)に図示する通りである。）



なお、炭酸ガスを加えた酒類の種類は、現行ではビールを除き雑酒発ぼう酒となつてゐるが、これを炭酸ガスを加える前の種類とすることとしてゐる。

- 2 現在、類別のあるのはしようちゆう及びみりんであるが、しようちゆうについては甲類乙類の類別を廃止してそれぞれの品目とし、みりんについては甲類乙類の類別を廃止して本みりん及び本直しの品目とすることにしてゐる。
- 3 級別について、清酒の特級及び第一級を特級とし、準一級を一級とするほか、リキュール類については級別を廃止することとしてゐる。

(三) 特殊用途酒類の廃止

租税特別措置法によつて設けられている産業用等の特殊用途酒類の制度は、今回の税率の引下げに伴ない、その意義がなくなるので廃止することとしてゐる。

(四) 納税方法の改正と罰則の整備等

納税方法を原則として申告納税制度に改め、輸出免税、未納税移出等の承認制度についても原則として申告制度とし、脱税犯の罰金刑の最高限度を脱税額の三倍(現行十倍)にするほか、規定の整備を図ることとしてゐる。

(五) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の改正

酒税法の改正に伴い必要な規定の整備を図るほか、製造免許、販売免許の対象とならない共同びん詰の事例があることにかんがみ、これらの業者に組合に加入する資格を与えることとする等の改正を図つてゐる。

### 三、審議の概要

(一) 審議の経過

- 1 参考人酒類業中央団体代表石川弥八郎君より意見を聴取した。
- 2 採決の経緯

(所得税法一部改正法と同一経過……一〇〇頁参照)

(二) 主なる質疑応答

- 1 税制調査会の答申と政府減税案との相違点を示せとの質疑に対し、答申と政府案の差異は、ビール(六三三ミリ・リットル)の減税十三円を十円としたことによる増収七十一億円、生命保険料控除の拡大で減収十二億円、物品税の計数整理の結果減収十二億円、さらに入場税で十五億円、通行税で七億円の減収となり、実質的には差引二十五億円の増収となつたことであるとの答弁があつた。
- 2 たばこの価格引下げを何故とりあげなかつたかとの質疑に対し、品質の向上による実質的な価格引下げが図られてゐるので今回は見送つたが、次年度以降引続いて検討するとの答弁がなされた。
- 3 最近出回つてゐる高額酒類にはどのようなものがあるかとの質疑に対し、例をあげると、極上特選菊正宗小売価格千五百円、ヤング酔心千六百二十円、ゴールド加茂鶴二千円、デラックス大関二千五十七円、エクセレント白鶴二百二十五円、また豪華加茂鶴三万五千円というのが出てゐるそうであるが、容器に一品作品を使用しておりほとんどが容器代であるとの答弁があつた。
- 4 酒類の種類区分を多様にするに当局の監視が不行届になり、ために雑酒業者が不当な利益を収めることになるのではないかとの質疑に対し、酒税法は各間接税法のうち最も厳重な規制をしており全く懸念はない。また売上利益率でみると、清酒は三・八%、全成清酒は三・五%、しようちゆう甲類は四・九%、みりんは四・三%、果実酒類は四・〇%、ウィスキーは四・〇%、現行の雑酒は四・三%と、左程の異動はないとの答弁がなされた。



- 5 原料米の使用率をめぐり、清酒業界と合成清酒業界の意見の対立があつたが、いかに処理されたかとの質疑に対し、合成酒業界から合成清酒の売行不振を打開するため名称の変更と米の使用割合の一〇％への引上げの要望があり、清酒業界は真向から反対しているが、減税措置が済んでから根本的に検討し、妥当な措置をとりたいとの答弁があつた。
- 6 その他、ビール壘の引取価格問題、今回この程度の減税を妥当と判断した根拠、八十八万石と推定される密造酒対策、第五十六条第三項(密造酒所持犯)に犯人の字句を用いたことの適否、等について質疑がなされた。

(三) 参考人の意見

○石川弥八郎君(酒類業中央団体代表)

酒類業界は従来平均三割減税を要望してきたが、今回の減税は現段階における措置として諒承している。減税を本年四月一日から施行するに際しては、諸準備等があるので、成可く早く法案を成立せしめられたい。減税額はそのまま末端価格の引下げに充て、全国十萬の小売業者の店頭にその旨揭示する。

#### 四、委員長報告

酒税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要点のみを申し上げますと、第一は、酒税負担が過重であるのみならず、逆進的になつてきている実情にかんがみ、大衆酒を中心に平均二割程度の税率の引き下げをしようとするものであります。また、価格の高い高級酒類は、現行の従量税では負担の公平を失ふこととなりますので、これらについては従価税を採用することにしようとするものであります。

第二は、酒類の区分等について、消費及び取引の実情にかんがみ、現行の九種類を十種類に改めるほか、清酒について

特級及び第一級を特級とし、準一級を一級とする等、級別についても改正しようとするものであります。

第三は、納税方法を原則とし申告納税制度とし、輸出免税等の承認制度についても、原則として申告制度に改めようとするものであります。

第四は、以上の酒税法の改正に伴い、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定の整備等をはかりようとするものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等審議し、今回程度の税率引き下げを妥当とした理由、いわゆるデラックス酒類に従価税を採用する理由等について質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 五、参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

1 大蔵委員会においては、平岡忠次委員(社)より反対の討論がなされ、藤井勝志委員(自)より後掲の附帯決議案が提出され、本会議においては堀昌雄委員(社)より反対の討論がなされた。

2 大蔵委員会においては、藤井勝志委員(自)提出の次の附帯決議を付した。

附 帯 決 議

政府は、清酒およびしょうちゆう等の製造に当たる中小企業者に対し、融資のあつせん等につき万全の措置を講じて、その経営の安定をはかるとともに、現在政令に委ねられている酒類の原料米使用割合等については、来年度中にこれを法律化するよう措置すべきである。











数量は逐年減少し、三十六年度は全酒類の一・二%（予算では十六万二千石と見込んでいる。）に過ぎず、購入手続が煩雑であるのみならず、今回の税率引下げによつてその存続意義もなくなるので、これを廃止することとしたものである。

なお、従来特殊用途酒は、農業用として農家一戸当り田植用二升、刈上用一升、石炭・石油等の重要産業労働者用として年間一人当り一升とされている。

(九) 酒税の負担状況

税制調査会においても酒税負担が戦前及び主要諸外国、さらに他の間接税に比べてもかなり高く、基準年度（昭和九（十一年））に比較した場合、現在総合消費財物価指数はおおむね三百五十倍であるのに対し、酒税率の平均は約六百五十倍に達し、そのため小売価格の平均も約四百十三倍となっていること。また小売価格のなかに占める酒税率の割合も平均四六・八%であつて、基準年度に対し約一・六倍となつてゐること。国際比較においてもイギリスを除く諸外国のおおむね数倍に達するものが多いこと。たばこについては基準年度と対比した場合、小売価格において約三百倍小売価格のうちに占める税負担の割合において約一・〇九倍にとどまつており、酒税の負担はたばこに比べてもかなり割高となつてゐること等の諸点を指摘してゐる。

なお、所得階層別酒税の負担状況を所得税と比較すれば次表の通りであつて、

年度	税 田	実収入 1 万円	2 万円	3 万円	4 万円	5 万円	6 万円	7 万円	8 万円	9 万円	10 万円
昭和 32	酒 得 税	205.0	136.7	113.3	100.0	93.3	85.0	81.7	78.3	75.0	71.7
	所 得 税	4.4	23.5	60.9	100.0	131.5	162.6	187.4	218.8	243.8	263.5
33	酒 得 税	171.0	124.2	108.1	100.0	91.9	88.7	82.3	77.4	72.6	69.4

所 得 税	4.0	19.9	55.8	100.0	150.6	184.1	219.1	253.4	301.6	341.0
酒 得 税	225.0	143.3	115.0	100.0	88.3	83.3	78.3	73.3	70.7	66.7
所 得 税	2.6	23.0	56.1	100.0	143.4	191.3	244.9	288.3	333.7	445.9

(註) (1) 税制調査会「答申及びその審議の内容と経過の説明」所掲資料より  
 (2) 28 都市の月平均 800 の勤労世帯について調査したものを実収入 4 万円を 100 として指数で表わしたものである。

所得税については、月所得四万円以下の階層において負担の累進度合いが顕著にあらわれているが、酒税においては全体として逆進的であり、特に四万円以下の階層についてその傾向が強い。また所得税の課税されない低所得階層の酒税負担はおおむね四五%と推定されている。

- (十) 改正案では酒造年度（十月一日～九月三十日）の制度は、諸手続上煩雑でもあるので廃止をすることにしてゐる。
- (十一) 共同びん詰は山形県下に事例がある。すなわち、同県下三十業者が「沖正宗」の同一銘柄として共同出荷をしているのであるが、かくすることが、販売上有利な条件を確保できるからにはかならない。
- (十二) 昭和三十七年二月二十七日閣議了解された「間接税減税による物価引下げに関する措置要領」によれば、酒税の減税実施時（四月一日）から減税相当額を小売価格から引下げよう関係業界特に小売業界に対し要請し、全面的に協力する旨の確約を得ており、各小売業者の店頭で減税による価格引下げである旨と、清酒についての級別変更の内容を色刷りポスターにより掲示するよう勧奨することとしている。
- (十三) 今回の改正によつて、初年度三百九億九百万円、平年度三百七十一億九千八百万円の減収が見込まれている。



○入場税法の一部を改正する法律

一、制定の理由

本法は、入場税が①大衆的な娯楽に対する課税であり、しかも、同じ性格をもつ料理飲食等消費税等と比較して税負担のバランスがとれていない②テレビの普及により映画、演劇等の業界は不振を続けている③外国においても映画産業等の保護育成に力を注いでいる等の諸点にかえりみ、間接税改正の一環として、税負担の軽減合理化を図るとともに納税方法の改正等税法系の整備改善を行なうものである。

二、内容の説明

(一) 税負担の軽減

- 1 映画等について一〇%から三〇%までの三段階に分かれている現行税率を、一率一〇%の税率に改める。
- 2 演劇、演芸、音楽、見せ物に対する税率適用区分の特例及び純音楽、純舞踊、スポーツ等に対する軽減税率の制度はいずれも一〇%の税率に改める。
- 3 臨時興行等のうち特定の場合に限る入場についての二十円、教員引率による生徒児童等の入場についての三十円の現行免税点は、いずれも廃止し、新たに原則として三十円の免税点を設ける。ただし、衆議院修正によつて教員引率による生徒等の入場は五十円とすることとなつた。

4 展覧会場、博覧会場、遊園地等への入場に対する課税は廃止する。

催物の区分	改正前		改正後		税制調査会案
	金額	税率	金額	税率	
映画、競馬、競輪等	七〇円以下	一〇%	非課税	非課税	一〇〇円以下 一〇%
	一〇〇円以下	二〇%			一〇〇円超 二〇%
純音楽、純舞踊、オペラ、スポーツ等	七〇円以上	一〇%	非課税	非課税	五〇〇円以下 一〇%
	七〇円超	二〇%			五〇〇円超 二〇%
演劇、演芸、音楽、見せ物	七〇円以下	一〇%	非課税	非課税	非課税
	三〇〇円以下	二〇%			
展覧会場、遊園地、博覧会等	三〇〇円超	三〇%	非課税	非課税	非課税
	一〇%	一〇%			
免税点	臨時興行展覧会場等	二〇円	ただし教員引率による生徒等の入場	三〇円	五〇円
	教員引率による生徒等の入場	三〇円		五〇円	

(二) みなし課税制度の改正

現行規定では、①経営者等が入場料金を定めている場合に、公務又は業務による場合を除き、割引料金で入場させたときには、定額料金を領収したものとみなして課税する。②映画場等常設の興行場等で催物を行なつた場合で、入場料金を定めず無料に入場させたとき又は入場料金が著しく低くなつているときには、その催物を開催するに要した経費を計算して課税することになつていゝる。



しかし、この制度は、課税の執行上明確を欠き実情に即しない面がみられるので、今回、①反対給付のない割引入場料金についてはみなし課税をしない。②無料入場についても、経営者等が金銭その他の反対給付を受けていない場合には、みなし課税をしないが、その場合には税務署長の検印をうけた無料入場券を交付しなければならない旨の所要の改正措置を講じている。

- (三) 納税方法を申告納税制度に改める等他の間接税に準じた規定の整備改善を図る。
- (四) 本年四月一日から施行する。政府原案では課税範囲、税率、免税点、及び非課税に関する改正措置は前売券が事前に発売されているので、これとの税負担の均衡を考慮して五月一日より施行することとなつていたが、衆議院において四月一日から施行することに修正が加へられた。

### 三、審議の概要

#### (一) 審議の経過

1 参考人城戸四郎君(映画産業団体連合会会長)、同山根銀二君(音楽評論家)、同江口隆哉君(全日本芸術舞踊協会副会長)より意見を聴取した。

また本法については社会党等において映画、演劇、音楽、スポーツ等について免税とする修正意見を出すことをきめ話し合いが行われたが、自民党は、これを拒否し代案として附帯決議案(入場税の大衆課税的性格にかんがみ、政府は課税対象について十分なる検討を加え、その適正を期する様配慮すべきことを要望する)を用意し交渉したが、社会党はこれを拒否し、修正なく採決された。

2 国税通則法との関係(相続税法一部改正法と同一経過七八頁参照)

#### (二) 主なる質疑応答

(問) 音楽、舞踏等に課税する根拠如何、展覧会が免税されているのに音楽に課税するのは何故か。

(答) 音楽の方が娯楽的要素が多いことと、入場者の支出金額の大小によつて担税力を判定し課税することとしている。

(問) 人格なき社団及び財団に対する両罰規定を定めてある第二十八条と国税通則法第十三条の関連如何

(答) 従来所得税、法人税、相続税の各法にはこれについての罰則規定があり、今回間接税関係法についても形式的に整備する必要があると思われるので第二十八条が新たに設けられたものである。しかし、もし国税通則法第十三条がなければ、第二十八条の規定は動かないこととなる。

(問) 労音に対して罰則規定を適用できるかどうか。

(答) 現行罰則規定には二つの解釈があり、その一つは法務省刑事局を中心とした考え方で本法第二十五条一項一号は個人事業主であると同時にそれが納税義務者である人間でないと適用がないから、従業員等の行為者に対する罰則は第二十八条で読むこととなる。これに対しもう一つの解釈は第二十五条の規定で使用人とか従業者の違反行為者に直接適用されるという内閣法制局の見解がある。

このほか人格なき社団に課税する理由、外国における助成策の実情、純音楽等の範囲、減税に際して価格値下げについての行政指導状況、減税の所得階層に及ぼす影響及び減収額、通達行政に対する再検討、みなし課税の実例等について質疑がなされた。

#### (三) 参考人の意見



○城戸四郎君(映画産業団体連合会会長)

一五〇

「入場税は悪税であり永年にわたり撤廃を要望している、諸外国でも課税をやめたり映画産業の発達のために還元している。

テレビ発生以来映画産業は影響をうけ、これに対抗するためには大作主義をとらざるをえない。このために減税の半分を興業者にわけて欲しいと思う。しかし政府の低物価政策に全面的に協力するため減税分の値下げを行うこととした」

この意見に対し、政府の低物価政策に協力し善処するという意味、申告納税制度に改変することの影響、洋画、邦画の比率、アメリカ映画の青少年に与へる影響、映画会社の未収入金状況、課税の限界点、団十郎の襲名問題等の質疑がなされた。

○山根銀二君(音楽評論家)

「全体の印象として国家が取締るふうに書かれている。文明国で入場に課税している国はなく、かへつて莫大な援助を出し文化を尊重し、育成している。純音楽、純舞踊を学問的に検討することは困難であるが、常識的には区別できる。全体としては前より税率が下げられるから一步前進だと思われる。せつかく税率が下げられるのであるから、その範囲をなるべく拡大して撤廃に一步でも近づくことが望ましい」

○江口隆哉君(全日本芸術舞踊協会副会長)

「舞踊家が公演すれば必ず赤字となるにもかかわらず公演するのは芸術家として生きていく生存価値がないことになるやむをえない気持からである。

純音楽、純舞踊等について特別の軽減措置がなされて来たように今後も免税に踏み切ってもらいたい。

「純」を定めるには、舞踊でいうと、種類、舞踊を行う人、興行性でなければよい」

これらの意見に対し、大蔵省は納税する根拠として担税能力と娯楽性をあげているが参考人はどう考えるか、税務署における純についての認定をめぐる紛争の事例、純音楽というジャンルの範囲等の質疑がなされた。

四 討 論

須藤委員(共)より反対討論、荒木委員(社)より賛成討論がなされた。

○須藤五郎君

私は、日本共産党を代表いたしまして、この法案に反対の意見を述べたいと思います。

大体、文化生活、娯楽に課税すること自体が不当である。この入場税は、僕は憲法の精神にも反しておると思うので。入場税は、合計しましたところによりますと、百億足らずの税額と聞いているわけです。今日税金は、毎年自然増で非常にたくさん税金が集まり、またこの委員会が審議される場所の租税特別措置法、この租税特別措置によりまして多額の税金が独占資本やなんかとにかく免除をされているというこの現状を見ますならば、わずか百億足らずの税金を大衆のふところから取り立てるといふような、そういうことは私は即刻やめるべきものだ、こう思うのです。大蔵当局の答弁によりますと、音楽会に行く人の入場税を取るの、これは担税能力があるからだ、こういうふうな言い方をしておりますが、はたして音楽会に行く人に担税能力があるから音楽会に行くかどうかというところは、大きな問題があると思います。かりに生活保護を受けている人が音楽会に行つた場合、生活保護を受けている人に担税能力があるから音楽会に行くことは私は言えないと思います。いわゆる所得税をかけるレベル以下の人でも音楽会にたくさん行き、また映画会にもたくさん行くというのが私は現状だと思つて、それは人生に潤いを与えるために文化生活の立場からやつているわけで、担税能力があるからどうのこうのという、こういう筋合いのものでは私はないと思つて。だから、こういう課税はやめなければいけない。私は、娯楽というものは人間が生きていく上において食糧にもひ



としいものだと思います。食糧に税金がかからないように、やはり娯楽には税金はかけるべきでないと思います。こういう観点から、わが党は入場税撤廃を主張して今日まできておりますが、その立場から私はこの入場税法にも断固として反対せざるを得ないのであります。

○荒木正三郎君 私、ただいま議題になつておる法案について、日本社会党を代表して賛成の意見を述べます。

日本社会党の方針としては、原則として映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ等の入場税を廃止する、廃止すべきという考えは持つております。しかし、そういう立場からいえば、今回の改正はなお不満な点があります。けれども、従来こういう入場税に課せられた三〇%、二〇%、あるいは一〇%という課税を、一律に一〇%に引き下げたということは、これはかなりの減税であります。それから、第二種の展覧会、博覧会、遊園地等の入場税を廃止したということは非常な進歩であります。漸進的なものではありませんが、かなりの減税をしておる、そういう意味において賛成するわけでありませう。ただ、将来の問題としては、やはりこういう税は廃止すべきであるという方針で政府においても十分検討してもらいたい、こういう要望を付して賛成意見を述べます。

#### 四、委員長報告

本案は、最近における入場税負担の状況にかんがみ、その軽減合理化をはかる等の措置を本年四月一日から実施しようとするものであります。

すなわち、入場税の現行税率は、純音楽、演劇等の特例措置を除いて、原則として入場料金により一割から三割までの三段階になつておりますが、今回これをすべて一律一割に改めようとするものであります。

また、臨時開催の催しもの等のうち、特定の場合に限り二十円または三十円の免税点が認められておりますが、これを廃止して、すべての催しものに対して原則として三十円の免税点を設けるとともに、現在一割の税率で課税されている展覧会場及び遊園地等への入場については、課税を廃止するほか、納税方法を申告納税制度に改める等、他の間接税に準じて規定の整備を行なおうとするものであります。

なお、本案については、衆議院において、税率等の改正規定が本年五月一日から施行されることになつておりますものを、四月一日から施行することに改め、また、教員の引率による生徒児童等の入場の場合の免税点は五十円とする旨の修正議決がなされております。

委員会においては、減税相当分だけの引き下げを行政指導によつて行なうと言われるが、その見通しはどうか、純音楽等の適用範囲及びこれに対する課税は妥当であるが、国税通則法がかりに成立しなかつた場合、人格なき社団等の両罰規定の適用はどうなるのか、人格なき社団等に対する課税の法的根拠は何か等について質疑応答がなされたほか、二回にわたり参考人より意見を聴取する等、慎重審議がされたのであります。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員より、入場税は文化生活に課税することになり、また、税収も僅少であり、担税能力の点から見ても疑問があるので、これを撤廃すべきであるとの反対意見が述べられ、次いで荒木委員より、映画、演劇、スポーツ等についての免税措置が配慮されていない不満を持つものであるが、一応かなりの減税が行なわれることになるので、将来これを廃止すべき要望を付して賛成するとの意見が述べられました。

採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 五、参考事項



(一) 衆議院における審議の概要

1 毛利松平委員(自)より三派共同提出に係わる修正案が提出された。

修正内容

(1) 教員の引率による生徒、児童等の入場の場合は五十円の免税点を設ける。

(2) 課税範囲、税率、免税点等に関する改正規定の施行日は前売りとの関連上五月一日となっているのを、一日も早く減税効果を及ぼすことが適当と考えるので、これを四月一日とする。

なお修正による減収額は約七億円が見込まれている。

2 平岡忠次郎委員(社)より三派共同提出に係わる附帯決議案が提出された。

附帯決議

「入場税の大幅減税に伴ない、政府は、すべての興行界に対し、減税相当額を入場料金から引き下げるよう適切な措置を講ずべきである」

(二) 資料

1 三十五年度入場税の種目別内訳

種	区分	税額	構成比率
映 演	映画	一三、九〇一	八四・九%
演 演	劇 芸	九七一	五・九%
音 演	楽 芸	五二九	三・二%
ス ポ	ツ	二四四	一・五%
		四九三	三・〇%
			百円

合 計	第 二 種		第 一 種				
	計	遊 博 展 園 覧 覧	計	小 型 自 動 車	モ ー タ ー ボ ー ト	競 馬 競 輪	見 物
一六、三八六	九一	二五	一六、二九五	六	一一	五五	四七
		三二				三八	〇・三
		三四				〇・二	〇・二
		三二				〇・四	〇・一
		二五				〇・一	〇
		九一				九九・四	
						一〇〇・〇	

2 娯乐的消費支出に対する税率

税 目	課 税 対 象	税 率
入 場 税	映画、演劇等	一〇%—三〇%
娯 楽 施 設 利 用 税	ゴルフ場	三〇%
	舞踏場、パチンコ場等	一五%
	芸者の花代、料理店、バー等	一五%
料 理 飲 食 等 消 費 税	旅 館	一〇%(基礎控除五〇〇円)
	飲食店、喫茶店等	一〇%
物 品 税	第一種物品(小売)	一一・八%(加重平均税率)
	第二種物品(製造)	八・六%



(備考) 第二種物品に対する税率八・六％は税抜小売価格に対する税負担の割合を示し、製造者段階において課せられる税率は一四・一％である。

3 改正措置による事項別減収見込額

映 画	七二億円	演 劇	一〇億円
純 音 楽 等	四億円	展覧会等の非課税	一億円
計	八六億円	収入歩合を考慮して	八五億円

平年度減収見込額 八四億七三〇〇万円

初年度シ 七〇億六四〇〇シ

修正による減収見込額 約七億円

三十七年度入場税収見込額 九九億七〇〇〇シ (修正により約九三億円)

4 今回、国と地方団体との間の税源配分の改正措置に伴ない地方団体に譲与する制度Ⅱ入場譲与税は廃止される。

○トランプ類税法の一部を改正する法律

一、制定の理由

トランプ類税法は明治三十五年に当時の財政需要を充実し、あわせて社会の風教をきよく正するため骨牌税法として創設され、昭和三十三年に現行法(トランプ類税法)が制定され今日に至っている。

トランプ類が物品税の課税物品と區別して、特に単独法により課税され、しかもその税率もかなり高くなっているの

は、沿革的にみて、それが射ころ的な競技に使用されることが多いという理由にあると思われる。

しかしながら、最近におけるトランプ類の消費の状況及び税負担の状況にかえりみ、その負担の軽減合理化を図るとともに、納税方法を申告納税制度に改める等諸規定の整備改善を図る必要があるため、本法が制定されたものである。

二、内容説明

1 トランプ類に対する税率を次の如く改めた。

区 分	改正案	現 行
象げ製まあじやん	八〇〇〇円	六〇〇〇円
牛骨製	三〇〇〇円	四〇〇〇円
合成樹脂製	五〇〇円	一〇〇〇円
トランプ・花札等	四〇円	六〇円

2 その他納税方法を申告納税制度に改めるとともに、輸出免税、未納税移出に係る承認制度を原則として申告制度に改める等他の間接税に準じて規定の整備改善を図っている。

三、審議の概要

主なる質疑

1 トランプ類の課税が物品税の中に一括しないで独立税としている理由は何か。

2 現在ではトランプ類が射ころ的な性格が非常に少くなつたといえるのか、等の質疑がなされた。



四、委員長報告

次に、トランプ類税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今回の間接税改正の一環として、最近におけるトランプ類税の負担の状況に顧み、その負担の軽減合理化をはかることとしたもので、そのおもな内容は税率の改正であります。すなわち、トランプ、花札等については一組につき現行六十円を四十円に、合成樹脂製のマージャンについては一組につき現行千円を五百円に、牛骨製のマージャンについては一組につき現行四千円を三千円に、それぞれ引き下げるとともに、反面、象牙製のマージャンについては一組につき現行六千円を八千円に引き上げようとするものであります。

なお、納税方法を申告納税制度に改める等、税法系の整備改善を行なうこととしております。本案の審議につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

五、参考事項

(一) トランプ類税の課税物品と他の間接税課税物品との小売価格に対する税負担の割合を比較してみると、酒類や、たばこに比べると、かなり低いが消費税としてのおおむね同じ範ちゆうにはいるとみられる物品税と比べてみると、最高税率の適用される宝石指輪や、象牙製品等、また消費の態様として類似している競輪、競馬に対する入場税に比べても、きわめて高い税負担割合を示している。

まあじやん及びトランプノト主要間接税課税物品との税負担の比較

税 目	物 品 名	小 売 価 格 (A)	税 抜 製 造 者 価 格 (B)	税 額 (C)	負 担 割 合			
					(C)/(A)	(C)/(B)		
トランプ類税	まあじやん 合 成 樹 脂 製 ト ラ ン プ	象 骨 製	35,000円	17,000円	6,000円	17.1%	35.3%	
		牛 骨 製	15,000	7,200	4,000	26.7	56.3	
		合 成 樹 脂 製	3,800	1,572	1,000	26.3	63.6	
物 品 税	宝 石 指 輪 盤 冊 子 コ ン ク ラ ヴ パ チ ソ コ 球 戲 具 清 酒 第 2 級 ビ ー ル	ト	300	108	60	20.0	55.6	
		宝 石 指 輪	12,000	6,000	2,000	16.7	33.3	
		冊 子	8,800	5,000	800	9.1	16.0	
		コ ン ク ラ ヴ	3,800	1,980	990	26.0	50.0	
		パ チ ソ コ 球 戲 具	6,000	4,600	920	15.3	20.0	
		清 酒 第 2 級	490	197.82	204.48	41.1	103.4	
		ビ ー ル	125	40.77	70.13	56.1	172.0	
		たばこ	40	9.93	26.87	67.2	270.6	
		入場税	映 画 観 覧 料	230	—	53	23.1	—
			競 輪 競 馬 入 場 料	50	—	4.55	9.1	—

(二) 昭和三十七年度予算において、現行法による税収見込額は、五億一千九百万円であるが、この改正措置により、四千七百万円の減収が見込まれているので、改正法による税収見込額は四億七千二百万円となる。



### ○物品税法

#### 一、制定の理由

本法は、税制調査会の答申

『物品税の負担は、所得に対しておおむね比例的であるが、戦前及び諸外国に比較して、その税負担はかなり高く、また最近みるべき減税もなかつたので、来年度において、大衆負担の軽減を中心として、相当大幅な減税を行なう必要がある。なお、その際は、各課税物品間の負担の公平を図るとともに、あわせて零細企業対策、国際競争力の強化等各般の見地から細かい配慮を行なう必要が認められる。さらに物品税については、その整理合理化を図るため、その全文改正を行なうことが必要である。』

に基づき昭和三十七年度間接税改正の一環として、負担の組織合理化を図るとともに、納税方法を申告納税制度に改める等、税体系を整備改善するため全文改正を行なつたものである。

#### 二、内容の説明

##### (一) 税負担の軽減合理化

1 物品の消費の性質、課税物品製造者の企業規模の零細性、課税額の僅少性等を考慮して課税を廃止する。……十六品目(注)

課税廃止品目	改正前税率	課税廃止品目	改正後税率
氷冷蔵庫	二〇%	果実エッセンス類	五%
帽子、杖、鞭	二〇	金庫	五
鉄びん、漆器、陶磁器	二〇	敷物類	五
アルバム、観賞用写真類	二〇	紙及びセロファン	三
文具類	二〇	身辺用細具類	(小売課税)一〇
化粧用具	二〇	書画、骨董	(一疋に三〇)
薫物、線香等	二〇	サッカリン等の人工甘味料	つき 一〇〇円
魔法びん	一〇		
グルタミン酸ソーダ調味料	一〇		
釣スキースケート用具	一〇		

(注) 釣、スキー用具等は税法上一品目を構成していないので、法律上の品目として削除されるのは十六品目である。

2 零細企業の生産にかかる物品であり、税務執行上の難点もあるので課税最低限を引き上げて製造課税より小売課税に移行する……一品目

品目	改正前税率	改正	後
飾り物及び玩具	製造 二〇%	小売 一〇%	後
	免税点 個物 一、一〇〇円 組物 三、五〇〇円	免税点 節句用のケース付飾物セット その他のケース付飾物セット その他の節句用の飾物	四、五〇〇円 {二〇、〇〇〇円(組物)} {一〇、〇〇〇円(組物)} {五、〇〇〇円(組物)} 一六一



3 製造者価格に対して二〇%を基本税率とし、その上に三〇%、四〇%の加重税率、その下に一〇%、五%の軽減税率（現行税率は三%から五%の八段階）を設けて、税率の整備を図るとともに、消費の態様に応じて軽減措置を満す。…二十一品目

(備考欄中) (内は免税点を示す。)

品目	改正前税率	改正後	備考
高級乗用自動車	五〇%		
大型モーターボート	四〇%		
ゴルフ用具	五〇%	四〇%	
貴金属製時計	五〇%		
普通乗用自動車	三〇%		
ラジエータールームクーラー	四〇%		
大型電気冷蔵庫(一七〇立超)	四〇%		
大型テレビジョン(二〇吋超)	(一一四立超) 三〇%	三〇%	ハッケージ型ルームクーラー一〇月より二年間一〇%
ビリヤード	四〇%		
銃、薬きょう	三〇%		
羽毛製ふとん類	四〇%		(八、〇〇〇円)
小型乗用自動車	一五%		三年間 一五%
自動車用冷房装置	一五%		新設 一〇月より二年間一〇%
写真機類	三〇%		(附属品 一、〇〇〇円)

フィルム類	三〇%		カラーフィルム三年間一〇%
楽器	三〇%		(アコーディオン 一、〇〇〇円) (バイオリン 五、〇〇〇円) (ステレオ装置 二年間一〇%) (四、二〇〇円) 一七センチ以下 三年間一〇%
蓄音機	三〇%		
レコード	二〇%		
小型電気冷蔵庫(一七〇立以下)	(一一四立以下) 三〇%		カラーテレビ 三年間一〇%
小型テレビジョン(二〇吋以下)	(一四吋以下) 二〇%	二〇%	冷風機 一〇月より二年間一〇%
扇風機	三〇%		(電気ストーブ 二、五〇〇円) (ガスストーブ 三、五〇〇円)
暖房器具	二〇%		芝生刈込機 ウオータークーラー 電気脱水機 一〇月より二年間一〇%
電気器具	二〇%		
照明器具	二〇%		
家具	二〇%		(机、卓子 二五、〇〇〇円) (椅子 一四、〇〇〇円)
皮革類衣服	二〇%		
カバン類	二〇%		(鞆トランク 一〇、〇〇〇円) (ハンドバック 六、五〇〇円)
喫煙用具	二〇%		(ガスライター 一、四〇〇円)
遊戯具類	二〇%		
小型モーターボート(六米以下)	一〇%		
舟艇用の船外機関	一〇%		新設 (七、〇〇〇円)
ラデオ受信機	一〇%		



円盤式レコーダー10月課税  
(腕時計 三、二〇〇円)

テープ式磁気録音再生機	時計	一〇			
双眼鏡	幻灯機	一〇			
写真用せん光電球	ネオン管	一〇		一〇%	
香水類化粧品	嗜好飲料	一五			
コーヒー、ココア	煙火類	二〇			
乗用三輪自動車	マイクrohon	五			
受信用真空管	化粧品	五		五%	おしろい、口紅を含む (一〇〇七円)
濃厚果実水	マツチ	一〇			
清涼飲料	1klにつき 千円につき一円	1klにつき 一、〇〇〇円	千本につき一円	1klにつき 五、〇〇〇円	

このうち、「備号」に記載してあるが、貿易自由化に備えて、国際競争力の強化を図る見地から今後三年間暫定的に軽減措置を講じている。

品	目	基本税率	暫定軽減税率
小型乗用自動車			一五%

カラーフィルム  
カラーテレビ  
直径一七センチ以下の蓄音機のレコード

二〇%  
一〇%

4 他の同種の課税物品とのバランスからみて、著しく不均衡となつてゐるものについては、新らしく課税する。ただし、課税の時期及び税率の適用等については取引の慣行を害することのないよう配慮を加えている。(前表「備考」参照)

品	目	税率	課税時期	理由
パッケージ型 ルームクーラー		三〇%(二年間一〇%)	三七、一〇、一	現行課税物品たるルームクーラーに含まるべきであるが、取扱上課税されていなかった。
カークーラー		二〇(シ)	シ	生産が比較的新しいために課税されていなかつたが消費の性質からみて課税されるべきである。
ウォータークーラー		二〇(シ)	シ	電気洗たく機、乾燥機はいずれも課税物品であるから両者の機能をもつものは当然課程されるべきである。
電気脱水(乾燥)洗たく機		二〇(シ)	シ	扇風機と同様に加税されるべきである。
冷風扇		二〇(シ)	シ	生産が比較的新しいが電気器具と同様に課税されるべきである。
芝生刈込機		二〇(シ)	シ	モーターボートは課税物品であり船外エンジンを備えているものが艇体のみ課税するのは不合理である。
ステレオ装置		二〇(シ)	三七、四、一	比較的新らしい製品であるために課程されていなかつたが、同種のものと同様に課税されるべきである。
モーターボート用船外機関		一〇	シ	
円盤式レコーダー		一〇	三七、一〇、一	



5 以上の法律的改正に併せて政令関係においても課税品目の整理と課税最低限の新設及び現行免税点のあるもの全部について五割乃至十割程度大幅の引き上げを行なっている。例えば、兔毛皮及び羊毛皮の製品、スタジオ用カメラ、一六ミリ撮影機、映写機等は非課税となり、また宝石指輪の免税点は二、五〇〇円より一〇、〇〇〇円に引上げられた。

(二) 税体系の整備改善

- 1 納税方法を原則として申告納税方式に改める。
- 2 輸出免税、未納税移出等に係わる承認制度を原則として申告制度に改め、課税済物品を輸出した場合には、物品税相当額を還付する。
- 3 他の間接国税に準じて規定の整備改善を図るため、全文を口語体に改める。

三 審議の概要

(一) 審議の経過

- 1 参考人石川辰雄君(三菱電機株式会社取締役)より意見を聴取し審議した。
- 2 採決の経緯

(採決の経過は所得税法一部改正法と同一経緯一〇〇頁参照)

(二) 主なる質疑応答

- 1 物品税を残す理由として、歴史的な沿革はともかく、今後財政需要上存置するものと解してよいかとの質疑に対し、その通りである。最近五年間の平均伸び率をみても物品税が最も伸びのよい税金であり、同時に間接税のうち所

得との比例関係をみても、ほかの間接税は逆進的であるが、物品税は比例的であり、伸長性からも担税力との照応関係からも税体系としてはもつとも好ましいものであると考えるとの答弁がなされた。

- 2 その他、減税分だけ価格を引下げることについて業界側との話し合いがどうなっているか、法律的拘束力がないのに信頼できるか。また申告納税制度を認めながら質問、検査権なり罰則規定がおかれているのは折角の民主的な考え方がこわされ趣旨が一貫しないのではないか。またマッチ、清涼飲料、楽器に課税する理由等について質疑がなされた。

なお物品税法案に関連して、たばこ販売手数料たばこ販売価格引下げ、塩の収納価格、需要在庫状況、イオン交換樹脂膜方式等について質疑がなされた。

(三) 参考人の意見

○石川辰雄君(三菱電機株式会社取締役)

- 1 減税された物品の市場価格について減税が反映するかどうかの問題については、一部特別の正当な理由があるもの若干物品を除いて全部減税分は小売価格に反映したい。
- 2 新らしく課税される九品目については小売値段に反映しないよう企業の原価低減に努力し値上りムードを醸成しないよう協力する。
- 3 将来の希望として、税負担の均衡という点で必ずしも均衡がとられていないもの、とくに電気関係の物品は自由化になると国際競争になえられないものもあるので、特に軽減を配慮されたい。

四、委員長報告



次に、物品税法案について申し上げます。  
本案のおもなる改正内容について申し上げます。

第一は、税負担の軽減合理化をはかるため、紙、セロファン、化粧用具、文具類等十六品目について課税を廃止し、また飾りもの及び玩具については、製造課税から小売課税へ移行し、また、現在製造従価課税の税率が三%から五%までの八段階にわたつておりますものを、五%から四〇%までの五段階に改めるとともに、消費の態様に応じて、電気冷蔵庫、写真機、楽器類等、二十一品目について軽減を行なうこととしております。

第二は、同種の課税物品に比べて、物品税を課さないことが著しく不均衡となつてゐるカー・クレーラー、ステレオ装置等については、新たに課税することとしておりますが、取引の慣行を害することのないよう、課税の適用時期等について所要の配慮を加えております。

第三は、納税方法を申告納税制度に改めるとともに、課税済み物品を輸出した場合には、物品税を輸出業者に還付することが出来る道を開くこととしております。

委員会においては、物品税を存置する理由等について質疑応答がなされたほか、参考人より意見を聴取する等、慎重審議を行なつたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

### 五、参考事項

- (一) 衆議院における審議の概要
  - 1 委員会における討論

武藤山治委員(社)より反対討論がなされた。  
2 本会議における討論 堀昌雄委員(社)より反対討論がなされた。

#### (二) 昭和三十七年度税制改正による間接税負担軽減状況(大蔵省主税局試算)

区	得	所	者	分	納	者	非	納・	義	計	%
所	改	正	前	得	千	%	千	%	千	%	
酒	減	正	後	額	人		人		人		
品	減	正	税	15,079	42.8	20,121	57.2	35,200	100.0		
物	改	正	割	億		億		億			
場	減	正	担	72,026	68.0	33,890	32.0	105,916	100.0		
税	改	正	担	千		千		千			
	減	正	額	1,649	56.7	1,261	43.3	2,910	100.0		
	改	正	合	1,376	57.9	1,001	42.1	2,377	100.0		
	減	正	額	273	51.2	260	48.8	533	100.0		
	改	正	割	%		%		%			
	減	正	担	16.5	—	20.6	—	18.3	—		
	改	正	担	億		億		億			
	減	正	額	527	62.1	322	37.9	849	100.0		
	改	正	合	401	61.6	249	38.4	650	100.0		
	減	正	額	126	63.6	73	36.4	199	100.0		
	改	正	割	%		%		%			
	減	正	担	24.0	—	22.5	—	23.4	—		
	改	正	担	億		億		億			
	減	正	額	81	50.2	80	49.8	161	100.0		
	改	正	合	38	49.9	38	50.1	76	100.0		
	減	正	額	43	50.4	42	49.6	85	100.0		
	改	正	割	%		%		%			
	減	正	担	52.8	—	52.3	—	52.6	—		
	改	正	担	億		億		億			
	減	正	額	2,257	57.6	1,663	42.4	3,920	100.0		
	改	正	合	1,815	58.5	1,288	41.5	3,103	100.0		
	減	正	額								











### ○国税通則法

#### ○国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律

## 一、制定の理由

### (一) 国税通則法

現行の税法体系は複雑難解であり、納税者の税法に対する理解を容易にするという観点より、各税法に分散する租税の共通規定を整理統合し、かつ、租税債権の発生、消滅、時効等の総則的規定を整備した租税通則法の制定が多年の懸案とされていた。

政府は、この要望にこたえるため、新たに、各税法を通ずる共通法を定める必要があると考え、税制調査会に諮問して、その検討を求めて来たのであるが、昭和三十六年七月、その答申を得て、これを基礎として、さらに慎重な検討を加えた。その結果、答申された事項のうち、若干の項目につき、これを制度化するかどうかは、なお、今後における判例、学説等の一層の展開をまつてさらに慎重な検討に委ねることが適当と考え、これを除いて国会に提案、立法化したものである。

本法は、以上の趣旨より、昭和三十七年度税制改正の一環として、国税について、現行税法の体系的な整備を図るための基礎として、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に定め、納税者の理解を容易にするともに、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税制度、争訟制度等の改善合理化を図つたものである。

### (二) 国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律

国税通則法の制定に伴い、所得税法等国税に関する法律、その他の関係法律の整理を行なうとともに、間接税についての申告納税に関する規定の整備、公課に係る延滞金の割合の引下げ等を行なうもので、五十二法律を改正したものである。

## 二、内容の説明

### (一) 国税通則法

#### 1 総則事項

- (1) 本法は、総則・国税の納付義務の確定・国税の納付及び徴収・納税の猶予及び担保・国税の還付及び還付加算金・附帯税・国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限・不服審査及び訴訟・雑則等九章九十六条よりなつてい
- (2) その目的としては、税務行政の公正な運営を図り、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資するため、国税についての基本的な事項と共通の事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとしている。(第一条)
- (3) 他の国税の法律との関係については、本法は通則法であるので、他の国税に規定があるときはそれによることとし、(第四条)共通の事項をまとめた一般法的性格を明かにしている。
- (4) その他第一章総則には、人格のない社団等をこの法律の適用については、法人とみなす規定(第三条)、国税の納税義務の承継(第五条〜七条)等が規定されている。



2 租税債権の成立、申告等の法律関係の明確化、改正前においては、納税義務の成立の時期や、納付すべき税額の確定の手續並びに申告納税方式及び賦課課税方式の意義がいずれも明らかでないので、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に整備したものである。

以上の結果、改正法による納税義務の成立より消滅までを簡略に表示すれば次の通りである。(所得税、法人税を中心として考えた場合、実務上は、改正前と大部分同様である。)

(1) 納税義務の成立

所得税 Ⅱ 歴年の終了の時  
法人税 Ⅱ 事業年度の終了の時  
消費税 Ⅱ 課税物件の製造場からの移出の時(小売課税の物品税は、小売の時等)  
九税目の納税義務の成立時を規定している。

一五条②

(2) 納税義務の確定

注	納税義務が成立した場合、各税法の定める手續により納付すべき税額が確定される(源泉徴収の場合等は、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しない)	一五条①③
注	(課税標準、納付すべき税額を次のように申告することにより確定) 期限内申告 各税法の規定により期限内に申告したもの、普通の場合 期限後申告 期限後に申告したもの 修正申告 期限内申告より所得が多くなつた場合等の修正 更正の請求 期限内申告より所得が少くなつた場合等の修正を政府に請求する(確定は政府)	本法で規定
注	正当に申告しない場合、本税のほか罰金的なものが課せられる。 過少申告、無申告、重加算税がある。	六五条 六六条 六八条
注	更正 申告した場合、規定に従つていなかったとき及び税務署長等の調査したところと異なるときは、税務署長等の調査により更正する。 再更正 更正したものをさらに更正する。 決定 無申告の場合、税務署長等の調査により決定する。	二四条 二六条 二五条
注	確定申告 異議申立て(一審的性格)の異議を審査の請求(一審)が出来る。 確定申告 訴訟(最終審的)	七六条 七九条 八七条
注	(課税標準の申告) 各税法の規定により期限内に申告する。	三一条
注	期限後、税務署長等は次の決定を行う。 申告があつた場合 納付すべき税額 申告がない場合 課税標準と納付すべき税額 調査により、課税標準が申告と異なる場合	三二条

等大部分) 注  
の申告による確定

納税義務が成立した場合、各税法の定める手續により納付すべき税額が確定される(源泉徴収の場合等は、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しない)

一五条①③

本法で規定

一七条  
一八条  
一九条  
二三条

申告納税方式(所得税、物品税)	納税者	加算税	納税者
更正	更正	正当に申告しない場合、本税のほか罰金的なものが課せられる。	六五条 六六条 六八条
再更正	再更正	過少申告、無申告、重加算税がある。	六五条 六六条 六八条
決定	決定	正当に申告しない場合、本税のほか罰金的なものが課せられる。	六五条 六六条 六八条
確定申告	確定申告	正当に申告しない場合、本税のほか罰金的なものが課せられる。	六五条 六六条 六八条

注 物品税、酒税等の間接税も現行の賦課課税方式より申告納税方式にvari(物品税、酒税の各改正法、通則法の整備法で改めている) 賦課課税方式は輸入品の物品税を関税とともに徴収する場合等例外的な場合のみとなつた。

(3) 納税義務の消滅

納付手續	日本銀行(代理店を含む)、郵便局、税務署に金銭、小切手、財産(相続税)等で納付する。	三四条
------	--	-----



時効	納付	
	期	限
法定納期限より五年で時効となる。 (なお、時効の中断及び停止の場合がある)	納付しない場合	期限内申告 法定納期限までに 期限後申告 修正申告 提出した日 更正、決定の場合 通知書の発送日の翌日から一月を経過した日までに 納付しなければならない。
	納められない場合 一定要件に該当するときは納税を猶予される。 猶予中は督促、滞納処分をされない。 納めない場合 納付しない期間に応じ延滞税が課せられる。 督促があり、それでも納めない場合、滞納処分もある。	三五条 四六条 四八条 六〇条 三七条 四〇条
七二条 七三条		

3 具体的な改善合理化

本法は2の法律関係の明確化による通則法化の整備とともに納税者の利益を中心として、納税面の具体的な改善合理化を図っているがそれは次の通りである。

(1) 附帯税制度の簡素化を図るとともに、次のように負担を軽減する。

加算税	延滞税		備考
	名称	税率	
加重加算税	三〇%	本法と同じ	五〇%
不納付加算税	〃	源泉徴収税	〃
無申告加算税	本税に対し一〇%	本法と同じ	本税に対し一〇%、二五%
〃	〃	延滞子加算税	三三銭計六銭
〃	〃	利子税	本税に対し百円に付日歩三銭
〃	〃	延滞税	本税に対し百円に付日歩二銭
		督促後二日目から納付の日まで	六〇条②
		滞納の場合、納期限の翌日から納付の日までに応じ課せられる	
		無申告の場合、本税と併せ課税される	
		事業者が従業員源泉所得税を徴収し納付しない場合	
		所得を隠ぺい、仮装して申告した場合	
			六六条
			六七条
			六八条

(2) 課税処分等に対する納税者の不服申立制度につき、行政不服審査法の制定(第四十国会では審査未了、不成立)にあわせて次の改善を図り統一的に規定している。

イ 税務署長のした処分については、賦課徴収の処分に限ることなく、原割として、税法に基く処分(不作為を含む)のすべてに対して不服申立てができるものとする。(第七五条)

ロ 納税者から不服申立てがあつた場合には、税務署長の職権による滞納処分の停止だけでなく、新に不服申立人がその執行停止を申し立てることができるものとし、なお、不服申立人が担保を提供したときは、財産の差押えをしない制度を新設する。(第八四条②③)



ハ 納税者が不服を申し立てている期間中は、差押物件については、原割として公売処分ができないものとする。(第八四条①)

(3) 賦課権の期間制限・申告手続について、現行の不明確な点を明定した。

イ 納税者の住所等が異動した場合の申告書の提出先は、新住所の所轄税務署とする。(第二一条)

ロ 申告書等が郵便により提出された場合に、現行の厳格な到達主義を緩和し、郵便の通信日付印に表示された日に提出があつたものとする。(第二一条)

ハ 政府の更正及び決定をすることができる期間は、法定申告期限等から三年(脱税等は五年)とし、中断、停止することなく一定期間後に消滅するとしている。(第七〇条)

(二) 国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律

1 所得税法等の直接税法につき、国税通則法に統一して規定が設けられたため、各税法から該当規定を削除するとともに、それぞれの税法の特例がある場合の特則の規定を設けている。

(1) 削除項目は、期限後申告、修正申告、更正の請求、更正又は決定、国税の納付、附帯税、更生の期間制限、不服申立等であり、各条文を削除している。

(2) 特別項目としては、例えば所得税では、資産の譲渡代金の貸倒の場合等について、法定申告期限後一月以内に限り、特別項目として、例えば所得税では、資産の譲渡代金の貸倒の場合等について、法定申告期限後一月以内に限り、更正の請求を、その後においても当該事由が生じた日後一月以内は請求できる特則を設けている等がある。

2 砂糖消費税法、揮発油税法等の間接税法につき、国税通則法に統一して規定が設けられたため、該当規定を削除するとともに、間接税に申告納税方式を導入するため、関係規定の整備を行なっている(この部分については、物品税、

酒税の如く改正法の制定せられているものは各改正法で行なっている。)

(1) 削除項目は、担保の種類、提供及び処分、利子税(改正で延滞税となる)等であり、各条文を削除している。

(2) 申告納税方式の導入については、例えば砂糖消費税法では、移出に係る砂糖類についての課税標準及び税額をその製造場ごとに、毎月、翌月末日までに申告する等申告納税方式の導入に伴う所要の規定を設けている。

3 国税徴収法につき、国税通則法に規定を設けることに伴い、該当規定を削除する等の改正を行なっている。これにより国税徴収法は滞納処分法的性格となつた。

(1) 削除項目、期間計算、送達、納税管理人、相続による納税義務の承継、納税の請求、納税の猶予、還付不服申立等であり、各条文を削除している。

(2) その他、徴収法の不備の是正、滞納処分の場合において、国税に優先するものに、「立木の先取特権に関する法律」に規定する先取特権を追加する等の規定の整備を行なっている。

4 国税以外の法律の改正

(1) 国税通則法の制定及びこれに伴う国税徴収法等の整理に伴い、アルコール専売法等、他の法律における国税徴収法の準用を規定しているもの等について所要の整理を行なっている。

(2) 国税通則法により国税の延滞税の割合が軽減されることに伴い、これと同額であつた国民年金法等に規定する延滞金を日歩、百円に付き、六銭より四銭に引下げている。

### 三、審議の概要

(一) 審議の経過



国税通則法は、税制調査会答申(昭和三十六年七月)に対し、税法学会を始め、産業界等の反対の声が熾烈に上がり、また同年十二月に発表された通則法制定に対する政府決定が、答申中異論の多かつた五項目の問題点を削除したといわれながら、それが法案にどう反映しているか、国民多数の不安と注目のうちに昭和三十七年二月二十一日、国会に提出された。

衆議院では、同年二月二十七日、大蔵委員会に付託され審議開始の準備は整つたのであるが、参議院においては、重要法案でありかつ反対の強い本法の如きは、大蔵委員のみでなく、全参議院議員で本会議において提案説明を聴取し、質疑を行なうべきであるとする野党の意見で、衆議院に遅れること一月後の三月二十七日に大蔵委員会に付託され、委員会の審議態勢に入つたのである。

(注) 本院は、重要答申五項目削除後の法案が徴収手続的なものとなつてしまい、その重要性の認識について、野党内で論議があつた模様で、結局、本会議での趣旨説明を聴取せずに終り、ここですでに通過成立の見透しを強めた。

衆議院大蔵委員会の審議においては、他の減税法案の審議成立がまず優先するとの野党側の意見により、後へ寄せ寄せとなり実質審議は、通則法が予定する施行日前僅か旬日の三月二十日より開始せられる結果となつた。審議過程中、共通手続的な性格を濃くした通則法の基本的事項規定としては唯一のものであるとさえ云われた。人格のない社団等の規定について、自民党発議により「現行の課税関係に变革を加えるが如き規定の仕方をすることを回避し、実質的に現行法を維持することとするための修正が行われた。この修正を加えるについては、新聞紙上等で、自民党が社会党の要求通り、人格のない社団に対する課税の項目を削るということで法案取扱いを巡る両党の話し合が付き、社会党としては、国税通則法について反対は反対であるが実力阻止はしないという舞台裏の了解が成立した趣旨のことが報道されていたのは、この間の事情を物語るものである。

それがためかどうかは不明であるが、政府、与党の年度内成立への努力が実を結び、三月二十六日、委員会で討論の後、原案及び修正案はいずれも社会党、民社党反対の多数で可決された。その翌日、本会議(共産党反対が加わる)でも、同様討論の後、修正可決された。

他方、参議院においても、衆議院と同様減税法案を優先としていたのであるが、入場税改正法等では、通則法政府原案の人格なき社団の規定を受けて、その代表者に対する両罰規定を設けており、これら法案の可決に際し、後日、衆議院から通則法でこの部分を削除して送付せられた場合、先に可決する入場税改正法等の両罰規定はどうなるのかという点が問題となり、参議院法制局長等より、親法の規定がなくなつた場合、子法のこの規定は働かず死文化するのみであるとの説明があつて、これを了承して可決されたという経緯があつた。この点について、その後通則法の修正に伴い、「国税通則法の施行等に伴う関係法令の整理等に関する法律」で衆議院修正により入場税法等の両罰規定を削除されている。

衆議院で三月二十七日、通則法が可決せられるや直ちに参議院に送付せられ、本審査となつたのである。政府、与党は、通則法を四月一日より施行しないと、物品税等は期限後申告、更正決定等、通則法に共通規定を譲つたため規定がなくなり法律の空白期間が生じ、また税務執行上も困難な点を生ずるし、更に衆議院段階で話し合いもついたのでないかとして促進方を要望したが、野党側は参議院の良識を主張し、公聴会の開催をも含めて十分なる審議期間を要求した。

ために、三月三十一日、遂に質疑終了せず、四月二日与党の質疑打切の動議成立により質疑を終了させ、討論の後、衆議院送付案通り(修正を含む)社会党、民社党、共産党、無所属、反対の多数で可決、同日、本会議でも同様、討論の後、多数で可決され国税通則法及び同整備法は両院を通過、成立をみたのである。



なお、四月二日、可決成立するに際して、法案の施行期日が四月一日となつてゐるため、与野党間に於て、修正の要否について意見がわかれ、内閣法制局の見解では、修正しなくても、刑罰的な国民に不利になる罰則の適用を遡及することは憲法違反となりできないが、有利な部分は一日から適用可能であるとの説明があり、四月一日がたまたま日曜でもあり、実務上も殆んど支障がないということで野党の反対のまま修正せず可決したものである。

なお、衆議院では三月二十九日、ガリオア、エロア、タイ特別円協定の自然成立を狙つた与野党の審議促進のための外務委員会での質疑打切があり、社会党はその強引さを指摘、審議拒否に入り、四月二日現在、本会議の開かれる見込はなかつた。

(二) 主なる質疑応答

(問) 利害関係者、学識経験者等の間に反対意見が強く、議論の尽されていないものを何ゆえ急いで制定するのか。

(答) 戦後、ほとんど毎年といつてよいほど減税に減税を続けてきたが、税制の根本的整備という点については、その時間、機会がなかつた。そこで昭和三十四年に発足した三年間にわたる調査会に対し、日本の税制の根本的改善策いかに、この諮問はこういう状況下でなされたのである。

そこでの問題は二つで、一つは実質的に各税の負担をいかに配分するかという問題であり、この点は、去年、このしの両年度を通じて各税において改正が加えられた。もう一つは、現行の租税体系、形式的な租税体系があまりにも複雑である。これを抜本的に整理して、納税者に現行の税制がわかりやすいものにする、親しみやすいものにして、その上に立つて初めて今後における税制の合理化あるいは民主化が可能であろう、こういうふうに考えた。

そうして、昨年七月に答申を得て、政府はこれらの答申をもととして、さらに独自の立場で検討を加え、非常に

広範な、示唆に富んだ答申であるけれども、この際としては、実施するに適するかどうか、機が熟しているかどうかという点にも十分配慮の上、この際実施することは、やはり情勢が熟していないと判断されるものについては、今度の通則法において制度化することから省いたわけで、そのような慎重な手続を経ており、われわれとしては、十分な審議を尽したものだと思つてゐる。

(問) 答申のうち、本案に盛り込まなかつた項目を今後どうするのか、また答申の線に沿つて、これを規定する建前で検討するのか。

(答) 将来の問題であるので確言するわけにはいかないが、将来やるとかやらぬとかいう問題でなくて、事柄が非常にむつかしいので、はずしたものがどういふ条件になつたときにどうなるかということ、御想像いただけれると思う、私(主税局長)の個人的な感じを率直に述べると、いずれも非常にむつかしい問題で、実現はきわめて遠い将来ではなからうかという感じがする。後段の点については、少なくとも規定する方向で検討することではなく、除外した事項以外にも、税務のいろいろな問題について批判が出てくると思う、そういう点については絶えず研究は続けなければならず、そういうものと同様に検討する。しかし、それを規定する建前でやるとか、初めからその意図をもつてやるとか、そういうことではない。

(問) 通則法を制定した目的は、国税についての基本的事項を定めるのだと第一条にあり、まさにこの目的からいけば、国税基本法ともいふべきもので、政府答弁によれば答申重要五項目はみるはずしたのだというが、目的自身を変えなければ、法案と説明が食い違ふのではないか。

(答) 手続的な事柄のうち通則的なものを規定したおので、それと同時に、それらの事項のうちで基本的な法律関係について不明確な点を明かにした手続法たる共通的な規定である。そういう意味で、われわれは通則法と呼んだほうが



より内容にふさわしいとし、それ以外の基本法という問題、これはちよつと考えられないが、問題になつたたとえば  
 実質課税の原則といったような規定が、将来判例とか学説が帰一するところがあつて、税法の中にもそれを織り込ん  
 だほうがいいと一般の世論が受け入れるような時期になると、これまたその問題があると思うが、それにしても、そ  
 れを基本法と呼ぶほどのことはないのではなからうかと考える。

(問) 本法の制定は納税者の理解を容易にするためというが、真の目的は徴税強化にあるのではないか。

(答) 税制調査会の答申の中にどういふねらいがあるかというような批判があろうとも、私どもとしては、ああいうも  
 のを全部取つてしまつて、今回はそれには触れない。そして調査会の精神である。納税者の利益というものに着目し  
 た一連の今度のような改正案というものは、別に徴税強化を目的としたというふうな個所もないし、最初から、徴税  
 を強化する、こういうようなことは一切目的として作つたものでないことだけは、明瞭である。

(問) 国税についての基本的事項というものは、国家が国民から税を徴収するにあつてどのよう国民の利益を担保  
 する姿勢を持つているか書き上げるべきでところがこの法律には一つもないこれで十分だと考えるか。

(答) ほんとうなら、もう少し理想的な、基本的なものにしたいという考えを持つているが、そこまで行かず、この通  
 則法的なものにした。

(問) 国税通則法に権力的な規定が残つていないのか、例えば、納付すべき税額の確定方式で、納税者の申告だ  
 けでは税額はきまらない、税務署長の調査と異なるときはその処分により確定すると書いてあるのは賦課と変らない  
 ではないか。

(答) この税額の確定は、従来、納税義務が成立して、ある確定があり、確定した税額について初めて納付の問題が起  
 る。これは解釈上そう考えていたのであるが、これを法律上明かにしたものであり、確定の前には納付の問題は起き

ず、それと同時に、具体的に確定するのはどういふ手続で、どの部分の税額が確定するのかということである。

その税額が、最終的に正しいかどうかという問題は全然別箇の問題で、もとより、その本人の申告した税額がその  
 ままうのみにされない場合もある。これが計算間違いがあれば、それを直す必要がある、それから調査したところの  
 所得並びに税額が違つておれば、これはあとで訂正する必要がある。訂正すれば、その訂正した限度においてその具  
 体的な納税義務が變つてくるということをやつていないにすぎない。それで、変われば變つたところで今後の納付の  
 問題が生ずるのだということである。

(問) 通則法の制定により従来よりも納税者が有利になつたのはどの様な点か。

(答) まず、付帯税に関する改正で、利子税は納期限の翌日から日歩三銭、督促状を出して十日以内に納めないと別に  
 延滞加算税が三銭、計六銭となつていたので、これを統合して延滞税という名称にし原則として日歩四銭に改め、二  
 銭下げたものである。第二に無申告加算税で、現行は申告のおくれた期間によつて税額を加算していたのを、今度は  
 期間の長短にかかわらずすべて一〇%にとどめた。また、重加算税の隠蔽、仮装という行為を伴つてそれで税金をま  
 んかれた場合、もとは五〇%であつたのを、今後は三〇%に下げた。これらの点が直接負担として納税者に及ぼす影  
 響としては最も大きく、平年度大体二十二億程度の減収になる。

それから第三番目は、訴訟の手續の關係で、不服申立の範圍を拡大した、それとともに不服申立中の白色申告者の  
 換価処分を禁じた。その他、徴収権と賦課権の性格をはつきり分けて、その内容を明かにし、更正決定の時効中断事  
 由は、その増加部分だけであることを明かにした。納税の猶予を災害減免法、所得税法、徴収法等にあつたのを一本  
 化して規定にわかりやすくした等である。

(問) 修正によつて人格なき社団等については、「国税通則法の規定の適用については法人とみなす」と變つたがその適



用、各税法との関係はどうなるのか。

(答) この条文は各税法とは関係ないと裏から書いてあるわけで、したがって実際問題は、書類の送達るときに、法人とみなし、人格なき社団の事務所があるとそれが住所地になる。代表者の住所ではなくて社団の所在地に送ります。主としてそれくらいの適用がおもなことである。各税に関する適用はないので、その納税義務があるかどうかという点は何もこれは関係ない。やはり各税法で読んで下さい。各税法で納税義務があると書いてあれば納めて下さい、こう言っているわけです。

(問) 昭和三十七年四月一日から施行すると書いてあるこの法律のその成立の日までの間における有効性はどうか。

(答) 内閣法制局長は、それは公布の日から施行し、その一定の期日(すなわち四月一日)から適用する、やはり法律の解釈としてはそうであろう。ただし憲法等により遡及処罰の禁止もあり、罰則の遡及などは考えられない、しかし手続上の問題で国民の利益になる面もあるしその点については問題がなく四月一日から適用する。今までの一応の解釈もそういう解釈でやつて来ている。たとえば、新民法と旧民法の関係では、新民法はその法律の施行前にした一定の事実についても適用があるということが法律に書いてある例もある。そのほか第五国会の貿易特別会計法、昭和二十八年頃の戦傷病者戦没者等遺族援護法、昭和三十年頃の厚生省設置法の一部改正法、そういうようなものはいずれも公布前の日が施行期日になつていた例である。

その他、源泉徴収義務者をなぜ納税義務者としたのか。納税者保護という見地からの租税法定主義の下で通達行政を改めない限り納税者の救済にならないのではないか。税務訴訟における証拠申立の順序。修正申告と更正の請求。訴願前置主義等権力行政的な規定があるのでないか。大幅な減税をすれば徴税がスムーズになり本法はいらないのではないか。人格のない社団等に対する課税状況はどうか。本法が通過しない場合の影響はどうか。公聴会を開催すべきではないか。等の諸点にわたり質疑応答があつた。

### (三) 委員会における討論

木村禧八郎委員(社)、永末英一委員(民社)、須藤五郎委員(共)より反対討論がなされた。

#### ○木村禧八郎君

私は、日本社会党を代表いたしましたして、国税通則法案について反対をいたします。

反対の理由を述べるに先だちまして、まだこの法案が十分に審議されない段階において、自民党側から強硬に質疑打ち切り動議が出されました、非常に不明朗なまま討論採決に持ち込まれたわけですが、衆議院においても十分審議されず、参議院においても十分審議されず、またあとでも触れたいと思いますが、本来ならば国会法五十一条二項に基づいて公聴会を開かなければならないことになつてゐるのに、公聴会も開かない。これでは国民に対して、国民の権利義務に非常に重要な関係のある重要法案について審議を尽くしたとは言えないと思うのです。国民に対して相済まぬと思う。その責任は全部自民党の諸君に私はあると思います。非常にきわめて遺憾であつたということを申し上げなければなりません。

反対理由の第一は、この新しい法案を制定いたします真のねらい、また本法案の根本精神に対して、納税者の立場から見まして絶対に容認することができないという点にあるわけです。すなわち、本法案は税金を徴収する権力者としての立場から、いかに税金を取りやすくするかという基本的な精神に基づいて制定されているのでありまして、納税者を保護するという精神から制定されたものではありません。政府は、本法案の提案説明において、あたかも納税者の利益になる法案であるように述べております。たとえば、第一に、現在日本には税金の種類が非常に多い。それぞれの税金がそれぞれの税法として規定されて、それらを通ずる共通の問題も個々の税法の中に規定されている。たとえば、申告



とか、あるいは更正決定、あるいは再調査、審査の請求とか、税務職員の質問検査権とか、加算税とか、利子税とか、罰則、そういうような各税法に共通な問題が各税法ともそれぞれ書かれている。そこで、こういう共通的な規定を一つにまとめたのである。それから、第二には、現在の税法が非常に難解であるから、これをわかりやすくしたのである。しかし、わかりやすくするといつても、依然としてまだ難解でございますが、政府はそういう理由によつて、その理由が本法制定の趣旨の一つであると言つております。あるいは、第三に、納税者の救済規定を拡大している。あるいは、第四に、税制調査会に諮問して学識経験者の意見を十分聞いたのであると、こういうふうに本案の制定の理由をあげております。しかし、これは表面的な理由であつて、その限りにおいてはけつこうであり、反対すべきものはないと思ひます。しかし、こうした提案理由だけを聞かされておると、この法律は何でもない法律である、税法をわかりやすくし、そうして各税法の共通部分を統一したにすぎないのだと、いろいろ政府側の宣伝に国民はごまかされてしまふ危険があると思ふのです。しかし、この法律の制定のほんとうのねらいは、このような表面的な名目的な理由にあるのでは絶対ありません。この法律制定の基本的精神は、一言で評すれば徴税強化にある、また徴税権力を強化する点にある。いかにして税金を取りやすくするようにするかという点にあるのでありまして、納税者を救済し保護することにあるのではないと思ひます。

その証拠には、本法の目的を規定した第一条は、これまでの審議で明らかになりましたように、納税者の立場を十分に保護するという規定がないのであります。この第一条は、あくまでも税金を取る側の権力者側の規定にすぎない。税金そのものが日本の今の現状では非常に重いために、納税者はいろいろ苦心しまして、税金の負担からのがれようと苦慮しているわけでありまして。そこで、政府は、通則法第一条に規定されているように、「税務行政の公正な運営を図り」とか、あるいは「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資する」と、こういう名目で、結局は徴税強化をはかろうと

していると思ふのです。そうして中小企業者の非常に猛烈な反対がありましたので、税制調査会の答申の中にいわゆる五項目というものがあげられました。それは一応削除せざるを得なかつたわけでありまして、大蔵大臣に対する質問によつて明らかになりましたが、この法案は税制調査会の答申の精神に基づいて作られたのだ、その精神を尊重してと言われましたが、税制調査会の根本の精神は五項目にあるわけです。一番の自身は、この五項目はあくまでも徴税の権限を強化するということが五項目の骨子であります。答申全体を流れる精神は徴税強化にあるわけにして、それでこの答申はドイツのナチの租税適用法を参考として作られたというわけで、そういう徴税強化を根本の精神とする税制調査会の答申に対してこれが作られているのでありますから、たとえ五項目を削つても、その本質というものは私は変わらぬと思ふのです。やはり権力者側において徴税を強化するといふ性格といふものは、決して変わらないと思ふのです。これがこの法案に反対する第一の理由であります。

それから、第二の理由は、この法案は本末を転倒している点であります。徴税を強化しなければならないのは税負担が重いからでありまして、税制調査会の答申にも明らかなように、日本の現状としては、諸外国に比べても、戦前に比べても、税負担がきわめて重いわけです。ですから、税制調査会は当分の間、大体国民所得の二〇％程度の税負担にすべきであるという答申が行なわれているわけです。その税制調査会の答申に沿つて思い切つてここで減税すれば、徴税をそんなに強化し厳格にしなくても、私は徴税というものは円滑にいくと思ふのですが、ですから、まずこういう国税通則法のような徴税強化を根本の精神とするという法律案を、急遽ここで制定する前に、税負担を軽減するということ、それから税負担を公平化させるということが先決問題だと思ふのです。今の徴税の現状は、税負担が重いばかりでなく、もう著しく不公平です。予算審議の過程で明らかになりましたが、たくさんの資産所得が課税されないで放任されているのです。各種の譲渡所得とか、あるいは土地の譲渡所得、あるいはまた国民貯蓄組合法を悪用して、そ



してたくさん資産所得、不労所得が、働かないで得られる所得が課税外の対象に置かれているのです。そういう点から見ると、実に不公平な税制になっていると思うのです。そういうことを改めるのが第一の問題であつて、何もここで通則法を急遽制定する必要はないと思うのです。

それから、第三の理由は、百歩譲つて制定の理由があるとしても、制定の時期はこれは尚早であると思います。これは税法学会の意見もあります。その他各方面から非常な反対があるのであります。したがつて、十分に学識経験者あるいは利害関係者の意見を徴して、そうして慎重にこれは制定すべきであつたと思うのです。税法学会の意見書にもそういう点が述べられておりました。一年や半年の間にこのような国民の権利義務に重大な影響を及ぼす法案を軽々に作つて実施に移すべきではないと思う、時期尚早である。なぜそんなに急いでこれを実施しなければならないか、その理解に苦しむわけでありませぬ。

それから、その次は第四の反対理由であります。この法案の審議がきわめて不十分であるということです。これは先ほど冒頭に述べましたから、簡単に申し上げますが、衆議院段階でも十分審議されておられません。参議院の段階でも審議は不十分。ことに、途中で自民党が審議を打ち切つてしまつた。これは国民が非常に不満に思うと思つて、われわれはいたずらに審議を延ばしているわけじゃありません。審議して、重複質問がたくさん出てきて、そして明らかに引き延ばし作戦をやつていられる場合には、これはいた方がないかもしれません。しかし、疑義を明らかにするために一生懸命にやつて、まだまだ逐条的に検討すれば疑義を明らかにしなければならぬ点がたくさんあるのであります。それを明らかにさせないで審議を打ち切つてしまつた。それから、国会法第五十一条二項に違反して公聴会を開かなかつた。これは非常に遺憾な点であると思つて、それから、最後の反対理由であります。それは施行期日についてでございます。この法案は四月一日が施行期日に

なつております。わが党としましては、本日はもう四月二日なのでありますから、施行期日は修正をいたしまして、「四月一日」実施になつているのを「交布の日」というふうに改めるべきだと思つて、この点につきましては、参議院の法制局等の意見を徴しましたが、審議上差しつかえないところ、御異見でございましたが、日本社会党としてはこの意見に承服することはできません。これは修正をしないと法律に空白の期間ができるのであります。これは違法の性質を持つと、こう考へているわけです。だから、当然「交布の日」と改めるべきである。こういうふうに考へております。

以上五点にわたつて反対の理由を開陳したわけでありませぬ、以上のような理由によりまして、日本社会党はこの国税通則法に絶対反対する次第でございます。

○永末英一君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております二つの法案について反対の意見を述べます。

第一は、本委員会の委員長が非常に公平に審議を進めているその最中、しかも十分審議が尽くされていない段階で、自民党の側から審議打ち切りの動議が出て、審議が十分されていないままでこの法案審議の終結を見つゝあるという事態を、非常に遺憾に存じます。なぜかならば、これはそれぞれの各政党の問題ではなくて、納税者である国民が、自分の財産等について国家権力によつて制限をされてくる。その態様について非常に重大な関係を持つている法案を審議する場合には、審議だけは十分に尽くさねばならぬと考へるからであります。たとえば、本国税通則法が、その基本的な性格をいたしております点がその第一条に盛り込まれていることと考へますけれども、その中には、この法律には国税について基本的な事態が盛つてあると、こういうのです。しかし、私どもが考へるところによれば、国民は憲法によつて納税の義務を与えられておりますが、その納税の義務の果たし方については、今まではそれぞれのたくさん税法上の扱いが規定されただけであつて、その義務を遂行する場合に、一体国民の利益といふものはどのように国が守ら



ねばならぬかということを規定した法律はございません。しかし、問題は、昔のように、国と国民とが上下関係に立つのではなく、いやしくも財産に関する、あるいはまた経済的財に関する問題については、国と国民とは同等の立場において行なわれるべく、取り扱われるべきだとわれわれは考えるからである。すなわち、言葉をかえていえば、昔の権力主義的な一つの租税徴収体系というものについて、国民はこれを強く是正を望んでおつたと思うのです。もしもこの国税通則法がそういう点について新しく今まで雑多であつたいろいろな法律をまとめて、一つの基本的な通則を作ろうとするのであれば、この点こそは見のがしてはならぬ最も重大な点であつたと思うのです。ところが、残念ながらこの点が貫かれていない。たとえば、国民が、各税の決定があつた場合、それが不服と考へた場合にいろいろな審査要求をしたりしようということが、この法律では他法の成立を待つがためにその施行期日が十月一日まで延ばされている。私どもは、その不服審査等の件については十分にこれで国民の権利が担保されていると思いませんけれども、今まで政府当局が説明したところでは、従来よりはいささか国民の利益が担保されているとするならば、他法の成立を待たずして、もつと早くからこの法律案の中に施行期日をきめるべきが至当であつたと思います。すなわち、これを半年も延ばしておるといふ一つの身がまえの中に、この国税通則法自体が国民の利益についてはなだ考へるところが少なくないということを暴露しておるものであると考へざるを得ないわけがあります。したがつて、こういうものについて国税通則法という名前を冠するのは、なほどうも羊頭を掲げて狗肉を売るものではないか、むしろ徴収手続法、その程度のものであつて、もしもこれをもつて、国民が国税に対するいろいろな考へ方に、一応これで終局的な筋道が立つた、こういうように考へるならば、とんでもないことだと思ひます、そういう観点から、この国税通則法という名前、しかも目的にあげられたことが満足せられていないという点に、私どもはこの法案に対して賛成できないという基本的な考へ方を持ちます。

以下、国民の利益がどのように担保されていないかということ、事例をあげながらわれわれの反対の意見を開陳したいと思います。

第一は、最初この草案が出ましたときにいろいろな意見が出ました。最終的には、実質課税の原則等五項目にわたつて今回は規定をしなかつたということでございます。規定をしなかつたのが、一体今の観点からすればどうなつておるかとおし上げますと、これをもし何らか抽象的な規定を設ける、あるいはまた何らかの規定をもつてこれを執行していくということになりますと、国民が、この法文に盛られた文章だけでは推測、予知でき得ないような事態において、税務行政機関の判断によつて措置せられる、こういうことが非常に国民に不利益になるのではないか、こういう判断が政府当局にもあつたがために、これを今回盛らなかつたのであらうと思ひます。しかも、将来の見通しにつきましては、この点について、ある部分については、相当長い間の成熟を待たなければできないという考へもございしますが、ある部分については、何らかの契機があればこれを盛らうというような感覚が政府当局にある。こういう点についても、国民はひとしく非常に不安の念を持つてこれを見ておると私どもは考へる。この政府の考へ方についても賛成をいたすわけには参りません。

第三の問題は、納税の態様を申告課税と付加課税と二つの方式に分けました。しかし、申告納税制度が昭和二十五年以来、シャープ勧告に基づいて設けられましたけれども、その当時に片や申告納税制度を設けながら、片や所得税、法人税等におきまして、推計課税が白昼大手を振つて堂々と行なわれてきておる。つまり、国民には一応申告はさせるけれども、政府のほうの見込みによつて、行政機関の見込みによつて推計をやつてよろしい、こういうことが行なわれておる。もし租税通則法が二応申告納税方式をとるいろいろな税目をきめましますならば、これを主軸にして物事の手続をきめるべきであつて、推計課税方式の残滓を残して、これを運用すべきでないといわれわれは考へます。これが本委員会に



おきましても、規定には十六条等においてなおその遺物を残しておるがために、いろいろな疑義が出たと私ども思うのであります。私どもは、税務官庁が、たとえば政府が所得倍增計画によつてかくかくしかじかの職業種には大体これくらいの所得の伸びがあるだろうというような、間接的な一般的な経済の成長発展の速度を片や考えてやるが、そうしてこの世帯には大体このくらいの収入があるのではないかというような見込みを片や持つて、もし一方的な判断を持つて、調査をしたと称して申告納税の結果に対して違つた結論を出してくるとするならば、ゆゆしき重大事であると思ひます。しかも、そのゆゆしき重大事である見込みは、通則法においては決してぬぐい去られておりません。私どもは、この申告納税制度が民主的な納税制度として主軸として運用していくべきものであるというのならば、政府はこれまで行なつてきた推計課税の方式を改めて、もしわれわれ主権者である国民が申し立てておられる課税の態様についてはそれに即して、あるいはまた国民が作り上げる租税関係の法律に即して、これを政府側が一々これに対して反駁すべき点があれば反駁をすべきである。それと無関係な一般的な条件を理由にして、国民の所得を勝手に推計してもらうのは、はなはだ迷惑千万であると私どもは考えまして、こういう点をもつと強く政府当局の考え方をただしたかったのでございませぬが、先ほど申し上げましたとおりの事情によつて、本委員会で十分に尽くされておりませぬことをはなはだ遺憾に存じます。したがつて、またその点の不分明な点を残したまままでございませぬから、こういうやり方については、われわれとしては反対をせざるを得ないと申し上げざるを得ないのであります。

第四点は、新たに納税者の概念が作られました。これは従来の納税義務者、あるいはさらにまた源泉徴収義務者であるとか、特別徴収義務者であるとかいうものを一緒にしました新たな概念でございませぬ。憲法に認められている納税の義務、これを果たすべく直接国庫に自分の所得から支払わらるべき納税義務者と、それから手続上政府が何らそれに対して反対給付を行なわないで単に税務行政の便益のためにいろいろな今まで納税をさせるものを作りました、こういうも

のを同じ概念に取り扱われて、そうしてこの通則法によつてはそれらがいろいろな税務行政上のルートに乗りました場合に、いろいろな問題を起こした場合には、一列平等にこれが取り扱われるということには、私は概念上も非常な不当な拡大であつて、そうして実質的にはこれら納税義務者以外に新たに納税者の概念に包摂されてくるところの人々に対して、非常な不便を与え、不利益を与えるものになつておると思ひます。この点につきましても、政府の見解を十分に実態に即してただしたかつたのでございませぬが、残念ながら時間がございませぬ。こういう点についてはわれわれははなはだ遺憾である。これらの概念を、どうしてこれを作る必要があるかということについて考えます場合に、私どもは本国税通則法のような姿でこれが出されてくることには反対をいたします。

第五点は、質問検査権に関する規定を、本国税通則法はいろいろな論議の末書き上げるに至つておりませぬ。しかし、各税法にはこれを書き上げられておる。この点でございまして、国民の利益を守るといふのならば、せめて、一番税制の末端において日常国民が突き当たる問題はこの問題でございませぬから、これについては特にやはり法案の中に規定すべきが至当であつたと私は思ひます。他の税法それぞれを検討いたしますと、その質問の態様あるいは検査の態様、それにつけ加わる罰則の態様は種々まちまちであります。こういう点について国民の利益を担保するならば、その国民の利益を担保するという点において、やはり一般的な規定をこの通則法に盛りべきが筋道であつたのではなかつたかと思ひます。しかも、この点につきましても、当委員会におきまして、たとえば物品税法あるいは酒税法等の点において取り扱いが一致していない、こういう点について私は質問を試みましたが、戦前の国税犯則取締法におきましても、規則を犯す者についてこれをやる、こういう考えである。いわゆる刑訴法におけるような犯罪の觀念は使つていないように私は受け取つております。したがつて、その規則を犯した者については犯則嫌疑者という名前が使つてありますけれども、それを犯人であるとか、犯罪を犯した者というような一方的なき



め方をとつていないとわれわれは了承いたしております。ところが、このごろは行政罰と司法罰と二つある。どちらも加罰の対象になる。その対象になる一つの事案というものは、これは犯罪と呼んでもいいのだというより非常に法律用語上の混乱が整理されずにまだ残っているのではないか。こういうことを考えました場合に、たとえばよりうらはらを考えますと、その具体的な事案に突き当たつた場合、納税者がこれに対してどの程度対応しなければならぬか。刑事事件につきましても、国民は黙秘権が憲法で認められている。ところが、行政事件についてはその黙秘権があるのやらないのやら、行政上の都合からいえば、ないといつたほうが都合がいいかもしれませんが、その相手方になる国民のほうからいえば、一体どの程度協力しておればいいのか、どの程度からは協力でないとみなされるのかというようにことがはつきりいたさぬのに、加罰されてはたまつたものではない。こういう点についての取り扱ひの原則というものはなほだ不明でございます。したがつて、私どもはそういう片手落ちなこの法案に対しては賛成をいたすわけには参りません。

第六には、延滞税の新しい制度ができました。この延滞税が今までの利子税、加算税と合体して作られました新しいものではございますけれども、たとえば法人の損金不算入という制度が、個人の損金に算入しないのであるから法人も算入しないというよりな一部分かえられた面がある。こういうかえる面についての考え方は、私どもは、もし片一方損金算入をして納税者の利益を保つというのなら、平等に法人にもそれを均霑すべきであつて、納税者の不利益のほうにしわ寄せをするというよりな考え方がわれわれには納得できません。さらにまた、納税の督促をやつて十日過ぎれば納める金は二倍になります。二銭が四銭になる。ところが、一方国民が納税をいたしました場合に、余つてくる還付金を出さなければならぬというよりな加算金は、国民が要求いたしましたして何日たつても二銭であつて、ちつとも上がらない。これまたはなはだ片手落ちではないか。国と個人とは経済的な関係においては平等であるという法則を租税法規で

も貫くべきであつて、断じて国のほうが主であつて、国民の利益というものはちつとも——不利益でもかまわないのだ、こういうことにならぬと思ひます。こういう点に対する考慮が今回の通則法では払われていないということを私は遺憾に考へる。この点についても賛成するわけには参らぬというのがわれわれの考え方でございます。

最後に、不服審査の点でございますが、この点、先ほど申し上げましたとおりに、一応この法案に書きながら、これをもし国民の利益を保つためにこれがぜひとも必要だというなら、早い機会にこれを実施すべきである。半年もおくらせてばやつと待つているという態度には、私ども承服できません。しかも、協議団の内容、さらにまた行政訴訟を起しました場合は拳証の責任の所在がどちらにあるかということについては、法文に照らしてみましたが、その解釈が、政府当局からの答弁がございましたけれども、はなはだ不十分ではないか。訴訟を起すのは国民です。しかし、その処分をしたのは行政機関であつて、その行政機関がなぜその処分をしたということを証拠をあげてまず裁判所に言うのが至当であつて、それが処分をやつたという行政手続の合理性だけを申し述べれば、すぐに拳証責任が納税者側にあるというよりな事項をこの通則法で設けてございますが、こんなものが一体納税者の利益を保つゆえんになるかどうか。こういうことを考えました場合に、私どもはこういう考え方に対して反対をせざるを得ないと考へるのでございます。

その他、法文に盛り込まれたいろいろな点について私どもは反対の点もあるのでございますが、以上申し述べました重要な諸点についてなお整理することなく、疑点を解明することなく、これを議了しようというのが現段階でございます。民主社会党はこれらの諸点を勸案し、反対の意向を申し上げる次第でございます。

○須藤五郎君 私、日本共産党を代表しまして、ただいま上程されました国税通則法案及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法案に対しまして反対をするものであります。



政府は、納税者の利益に着目しつつ理解を容易にするためにこの法案を提出したと言つておりますが、これはまつかならうそいつわりであります。ほんとうに納税者の利益を考えての法案ならば、質疑打ち切りなどせず、十分に時間をかけて審議すべきものであります。人民の利益を侵す法案なればこそ、その審議をおそれ、打ち切りをやつたのではないかと思ふのであります。これは断じて許すことのできない行為だと思ひます。

第一に、この法案にいう申告納税制度は全くのえせ民主主義納税制度であります。なぜなら、申告手続だけはアメリカの申告納税制度の形式のみを模倣窃用し、内容に至つてはナチス・ドイツの租税調整法における賦課課税制度をそのまま盛り込んだものだからであります。そもそも、申告納税制度とは、他の資本主義諸国の法制においても見られるように、納付すべき税額を納税者がみずから計算して申告納付し、それによつて納税義務が完結する制度をいふのであります。これに対して税務官庁がこれを変更しようとするには、明白な証拠と納税者の合意を得た適正な手続を必要とする方式であります。もし両者間に合意が成立しない場合には、不一致の税額はあくまで未定であつて、最終的には司法裁判所の判定によつて初めて税額が確定する制度であります。このことは内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会の国税通則法に関する第二次答申説明資料、第三十一ページ及び四十六ページにおいて、アメリカにおける申告納税制度の説明として明確に記述されておるところであります。しかるに、本法案第十六条第一項第一号の申告納税方式に関する規定は、申告納税方式という巧妙な表現に名をかりて賦課課税方式そのものを伸しつけ、申告納税制度を根本から破壊しようとするものであります。

第二に、本法案第三条の「人格なき社団等」に関する規定に至つては、法人でもなく個人でもなく、したがつて法律上納税義務者としての適格性を全く持たず、かつ納税義務者として捕捉できないところの社団または財団を法人とみなし、いわば法律社会における幽霊を税務官庁の一方的判断によつて納税義務者にデッチ上げ、しかも所有権能力のないものから税金をもぎ取るうとするものであります。このことと憲法第二十一条に保障されておる人格なき社団等が無数に存在するという現状とを対比して考えるならば、結局政府にとつて好ましからざる特定の民主団体のみを対象とすることになり、租税公平の原則が根本的にくずされるばかりでなく、税務調査に名をかりて特定の民主団体の組織を破壊せんとする不逞な意図があると断ぜざるを得ないのであります。

第三に、本法案第二条第五号においては、憲法第三十条に規定する納税義務者以外に納税者というカッコつき納税義務者を新たにでつち上げたのであります。そして千二百万人余に及ぶ労働者階級が本来申告納税によつて納付すべき勤労所得税を、納税者という給料支払い者から一方的に賦課徴収することによつて、一つには苛酷な徴収に対する労働者階級の民主的抵抗権を奪い去り、二つには給料支払い者に対しては刑罰規定で威嚇しながら、ぬれ手にアワの徴収確保を合法化せんとするものであります。政府自民党がこのような国税通則法を恥知らずな手段をもつて強行せんとするのは、第一に、政府が現行税法に違反し不当な徴収を行なつていることに対し国民各階層からの反対闘争が日ましに強まり、特に総評の源泉徴収違憲の闘争、勤労者音楽協議会の人格なき社団等に対する不当課税違憲の戦い等を先頭に、税制民主化の正当なる主張が政府の一番痛いところを鋭く突き、政府の詭弁を許さないところまで追い詰めたからであります。そこで、政府はこの誤れる徴収を改めるのではなくて、逆に税法体系を反動的に再編成し、その反動的政策をあくまで貫こうとしてるのであります。これが第一の理由であります。

第二に、政府はこの国税通則法を使つて今日矛盾が激化しつつある高度成長、所得倍増政策をなお強行し、安保条約の実行、軍国主義の強化のための財源を確保するために徴収を今より一そう強化しようとしてるのであります。ナチス・ドイツが戦時中に使用したドイツ租税調整法に見習つてこの法案を作つた政府の意図はまさにこれであり、これが第二の理由であります。



全国の労働者、中小企業者が直ちに反対の意思を表明し、この撤回を政府に要求したのは当然であります。政府自民党はこの国民の反対の前に、また国民の反撃の前に、きたならしい詐術を弄し、あくまでもこの法案の成立を策してきたのであります。まず、政府は、当初案から最も露骨な反動的五項目を引つ込め、さらに間接税における人格なき社団等を修正削除し、あたかも譲歩したかのごとく見せかけて、その実この法案の反動的、反人民的性格は基本的に何ら変えていないのであります。それは全く国民の反撃をはぐらかし、ごまかす手段にすぎないのであります。しかも、政府自民党はこのような重要法案を衆議院で野党質問一日、参議院大蔵委員会ではわずか二日間、しかも審議を打ち切るというようなやり方でこれを強行し、強硬に通そうとしているのであります。これはこの法案の真の性格が明らかになることをおそれた政府自民党の卑劣な態度で、全く言語道断と言わなければなりません。

以上、本案は憲法の基本的な精神、特に憲法第三十条、第八十四条の租税法定主義、第三十一条の罪刑法定主義を真向から否定し、民主的申告納税制度を根本的に破壊するものであります。この政府の政策は税収奪のための人民弾圧であるばかりでなく、政防法、ILO八十七号条約批准に伴う国内労働法の改悪等とともに、全般的な反動政策、軍国主義強化の政策の一環であることは明らかであります。

わが党は以上の見地からこの国税通則法に反対するとともに、この法案に反対して戦つてきた労働者階級、中小商工業者等とともに、この法案を粉砕するまで徹底的に戦うことを明らかにするものであります。

#### 四、委員長報告

まず、国税通則法案について申し上げます。

現行の税法体系は複雑難解であり、納税者の税法に対する理解を容易にするという観点より、政府は税制調査会に諮問

して、その検討を求めてきたところ、昨年七月、答申を得たのであります。

この答申された事項のうち、学会、中小企業等より異論の多かつた実質課税の原則、質問検査権等の項目については、なお今後の検討にゆだねることとし、これを除いて提案されたものであります。

本案は、以上の趣旨より、今次税制改正の一環として、国税について現行税法の体系的な整備をはかるための基礎とし、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に定め、納税者の理解を容易にするとともに、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税制度、争訟制度の改善合理化をはかろうとするものであります。

そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一に、総則的なものとしては、本法律案は九章九十六条より成り、その目的としては、税務行政の公正な運営をはかり、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資するものとしております。他の国税の法律との関係については、本法案は通則法であるので、他の国税の法律に規定があるときはそれによることとし、その他、人格のない社団等に対する本法の適用については、法人とみなす規定等が定められております。

第二は、租税債権の成立、申告等の法律関係の明確化であります。現行では、納税義務の成立の時期や、納付すべき税額の手続並びに申告納税方式及び賦課課税方式の意義がいずれも明らかでないので、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通的な事項を統一的に整備したものであります。

第三は、納税者の利益を中心とする納税面の具体的な改善合理化であります。すなわち、利子税を延滞税に改めるとともに、日歩三銭に二銭に引き下げ、無申告加算税を現行の一〇%ないし二五%の四段階より、一率一〇%に改める等、附帯税の軽減をいたしております。

また、納税者の不服申立制度につき、行政不服審査法の制定にあわせて改善統一的に規定し、その他、賦課権の期間制



限、申告手続等について、現行の不明確な点を明定しております。

なお、衆議院において、人格のない社団等に関する規定について、現行の課税関係に変化を加えるがごとき規定の仕方をするのを回避し、実質的に現行法を維持することとするため、所要の修正が加えられたものであります。

次に、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、国税通則法の制定等に伴い、所得税法その他の関係法令の整備を行なおうとするものであります。

なお、衆議院において、人格のない社団等の両罰規定等を削除する修正が行なわれております。

委員会におきましては、両案一括して審議を行ない、利害関係者、学識経験者等の間に反対意見を強く、議論の尽くされていらないものを何ゆえ急いで制定するのか。本法の制定は納税者の理解を容易にするためというが、真の目的は徴税強化にあるのではないか。答申のうち本案に盛り込まなかつた項目を今後どうするのか。基本法であるならば納税者の権利を保護する規定が必要ではないか。税務訴訟における証拠申し立ての順序等、権力行政的な規定があるのではないか。衆議院の修正により、人格のない社団等に対する適用関係はどうなるか。延滞税、加算税等は納税者にどのような有利になつたか。通達行政を改めない限り納税者には救済とならないのではないか。本案のごとき重要法案については、公聴会を開くべきではないか。本案の成立がおくれた現在、施行期日について政府は修正の必要がないとしているが、いかなる理由によるのか。その他、人格のない社団等に対する課税関係の実情等について、慎重審議が行なわれましたが、高橋委員より、質疑打ち切りの動議が提出され、多数をもつて可決されました。その間の質疑の詳細につきましては、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、木村委員より、「第一に、本案は各税法の共通事項をまとめ、納税者の利益をはかるものであるというが、それは表面上の理由で、納税者の保護の規定もなく、真の目的はナチスの税法を参考にした徴税強化法である。第二に、本案の制定の前に、税負担の軽減、特に資産所得との負担の公平をはかる減税をはかるべきであり、本末転倒である。第三に、利害関係者、学識経験者の意見を十分徴すべきであつて、本案は時期尚早である。第四に、審議が不十分であり、公聴会を開かれていない。第五に、昭和三十七年四月一日となつていている施行期日を修正しないのは違法であり、以上の五点から両案に反対する」との意見が述べられ、次いで、永末委員より、「質疑打ち切りにより審議が尽くされず遺憾である。通則法である限り、租税徴収体系の是正を望んでいたが、国民の利益を担保した規定がなく、また名前、目的に反し、徴収手続法にすぎないものである。すなわち、五項目の将来制定されるおそれがある。推計課税の残滓が殖つている。質問検査権を、各税法でなく、この法律で明らかにすべきである。等がその具体的反対内容である。以上の理由により両案に反対する」との意見が述べられ、次いで、須藤委員より、「政府は納税者の利益に資する法律であるというが、まづかなウソである。納税者の利益に資するのが真の目的であるならば、質疑打ち切りというようなことはせず、審議を十分にすべきである。申告納税方式は形式的にはアメリカに模倣したものであるが、その精神はナチスの租税徴収法からとつたもので、全くえせ民主主義的な税務行政を強化するものである等の理由から、両案に反対する」との意見が述べられました。

かくて、討論を終了し、両案一括して採決の結果、それぞれ多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

## 五、本会議における討論

木村禧八郎委員(社)より反対討論、高橋衛委員(自)より賛成討論がなされた。



○木村禧八郎君 私は日本社会党を代表いたしましたして、ただいま上程されました国税通則法案並びに国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案に対して反対するものであります。

反対理由の第一は、先ほど大蔵委員長からも説明がございましたように、政府の提案理由は、税法が複雑であるからこれを統一する。各税法に共通な部分を統一するのだ。あるいはまた、非常に税法が難解であるから、わかりやすくするのである。また、税制調査会の答申によつて制定したのであるから、各方面の学識経験者の意見も徴してある。特に、税制調査会の答申の中で、いわゆる五項目と申しますか、国民の権利義務を侵害するような重大な答申があるわけですが、そういうものは除いてある。ですから、大した法律でない。現行の徴税規定を整理統一したものであるから大したことはないのだ。こういう政府提案理由の説明がございましたが、しかし、それは表面の理由でありまして、この国税通則法の真のねらい、また通則法の本質というものは、結局これは、税金をとる側の権力者の立場に立つて、いかに国民から税金をとりやすくするか、そういう立場に立つて規定されたものでありまして、これは、この憲法三十四条あるいは八十四条に規定されておりますいわゆる租税法律主義の精神に反すると、私は思うのであります。租税法律主義は、税金をとる側の立場に立つての法律であると同時に、納税者の立場に立つて、権力者が税金をとる場合の限界について、これはやはり定めてあるものであります。ただ法律によれば税金が幾らでもとれるというのじゃなくて、納税者の立場を保護するために、その限界をやはり規定するのが租税法律主義でありまして、これはもう、いうまでもなくフランス革命の人権宣言——代表なくして課税なし、この精神から出ているわけでありまして、ところが政府は、納税者の救済もこれは拡大してあるのだと、こう言つております。大した法律じゃないと言つておりますが、税制調査会の答申は、先ほど委員長からも御説明でございましたが、実質課税の原則に関する規定とか、あるいは租税回避行為の禁止に関する規定、あるいは黙秘権の否認に関する規定、一般的な記帳義務に関する規定と質問検査に関する統一的規定、あ

るいは特定職業人の秘密義務と質問検査権の関係の規定、資料提出義務違反についての過怠税の規定とか、あるいは無申告脱税犯に関する改正規定、こういうものを否んでいる。特に、この中で、特定職業人の秘密を守る守秘義務と質問検査権の関係規定などは、これは重大な問題を含んでおります。これは、たとえば弁護士とかあるいは税理士等の黙秘権を否認するものであります。憲法で保障されている——自己に不利益なる供述は強要されないということになつているのに、国税に関しては、それを拒否することができない、こういう内容の答申がなされているわけです。これなどは、税をとる立場に立つて、そうして憲法で保障されている国民の権利の侵害をしているわけなんです。徴税権を強化するという考え方です。憲法に規定された人権、それを税法に限つては優位に立つという考え方なのであります。これはナチスの租税適用法の精神がそうなのであります。こういう精神に基づいて答申がなされているのです。ですから、答申を一貫して流れる精神は、権力規定の強化、徴税の強化ということがねらいになつていっているのです。ですから、かりに五項目が削られたといひましても、その精神は変わらないのであります。この国税通則法に流れる精神は、税金をとる側に立つて、いかにして国民から税金をとるかという立場に立つての規定でございますから、そういう意味で答申の精神を尊重しているのであります。そこが問題なのであります。ですから、この提案理由の表面的な説明だけで、この税法が大したことはないというのには、間違いであります。国民は、税金が非常に高いから、なるべく税負担が軽くなるように、合法的な範囲、あるいは、ときによつては合法的でない場合もあるかもしれませんが、なるべく課税を免れようとして努力しているのが実態であります。それは税金が重いからなんです。そういう国民の税金負担を免れるという努力、また最近では、国民の民主的な自覚が高まつて、税法等について国民の権利を守る意識が非常に高くなつてきております。ですから、徴税強化に対する抵抗が非常に出てきています。そういう実態でありますので、国税通則法を制定して、そうして徴税を強化しよう、こういう立場に立つていと思うのであります。ですから問題は、国税通則法を作つ



て徴税を強化する、あるいは権力規定を強化するということは、国民の側において非常に重い税金を免れようとして努力している、それを押えようということにあるのでありますから、税金をもつと思いつつてここで安くすれば、減税をすれば、国民はそんなに税金を免れようとして努力しないと思うのです。いわゆる取られる税金というよりも納める税金になると思うのです。ですから私は、国税通則法の制定は本末を転倒していると思うのです。この通則法を出す前に、もつと政府は、税制調査会の答申にあるように、今の日本の税金は諸外国に比べても戦前に比べても非常に重いのであるから、まず何よりも思いつた減税をすべきである。税制調査会が答申したように、ここ当分の間は国民所得二〇%程度に税負担をとどめて、そうして、それ以上の自然増収は、思いつつてこれは減税に充てるべきである。それからもう一つは、たくさんの資産所得、働かないで得る所得が課税の範囲の外にのがれている。株式の譲渡所得あるいは土地値上がりによる売買所得、あるいは租税特別措置法による減免税、本年度は千六百九十億であります。働かないで得る資産所得がたくさん課税の外に置かれている。ですから、全体から見ると、税金は非常に不公平です。この租税負担の不公平を緊急にここで直すべきです。そういうことが急務であつて、そういうことの努力をしないで、この国税通則法を制定して、それで国民から税金を取る。この第一条では、「納税義務の適正」とか「円滑」とか、あるいは「税務行政の公正な運営」という言葉を使つておりますが、そういう名目のもとに徴税を強化しようとしているわけです。明らかにこれは徴税強化の性格を持つていますのでありますし、そういう根本的な精神に基づいて立案されたものでありますから、納税者の立場に立つて、これはどうしても容認しがたいのであります。これが反対の第一の理由であります。

それから第二の理由は、百歩譲つて国税通則法の制定が必要であるとしても、時期尚早であります。税法学会は、国税通則法制定に関する意見書を発表したのをごさいますして、この中で、この通則法は、「僅か一年半の間に、しかも外国のこれに関する学説判例を全く研究することなく、単にドイツ法の条文を参考にして答申が作成され、これに基づき立案されようとしている。」と、こういうふうに述べております。そうして「民主主義国家として先輩国であるスイス連邦において、一九四七年六月二三日に連邦税基本法ブルーメンシュタイン草案が作成されたが、十四年を経た今日に至るも未だ審議中で、立法化されていない」、こういうふうには、税法に関する基本法は、非常に慎重審議、そして、あらゆる判例、また、国民の権利義務に関することでもありますから、各方面の利害関係者の意見を聞いて、慎重審議すべきであつて、これは二年、三年を要しても、これは決して十分とは言えないくらいなのであります。そのぐらい慎重にこれは考えるべきであります。

にもかかわらず、これは十分国民の意見を聴取されておりません。ですから、少なくとも時期尚早であります。これが反対の第二の理由であります。

第三は、この法案の審議は不十分です。衆議院では一日しか審議しておりません。二十七日に衆議院を通つて、二十八日に回つて参りましたが、「こつちは二日もやつたよ」と呼ぶ者あり参議院では、たつた二日でしょう、しかも、国会法五十一条におきましては、予算案及び重要な歳入法案については、公聴会を開かなければならないということになつてゐるのです。それにもかかわらず、公聴会も開かず、また、審議の途中において、十分まだ審議が尽くされていないのに、不当にも自民党の諸君は、これの打ち切りを提案したのであります。強引に打ち切つてしまつたのです。これは国民に対して十分に審議の責任を果たしたと言えましようか、こんな重要法案を、国会法五十一条の第二項の公聴会を開かなければならぬという規定に違反しているのです。これが反対理由の第三であります。

最後に、施行期日の問題でございますが、この法案は四月一日が施行期日でございます。ところが、本日は四月二日であります。当然、これは法案を修正して衆議院に送付すべきであります。修正がなされていないのであります。その



ために、徴税については空白期間ができます。本日は、所得税、法人税以外の物品税、その他については、法律がないのであります。これは空白期間が生じているのであります。これに対しては、法制局の考え方は、一日くらいだつたら徴税上差しつかえないということをおっしゃりますが、日本社会党としては、この見解に承服することができません。当然これは修正して衆議院に送付すべきであります。このような違法な法案でございます。

以上述べました諸点から、私は、この法案に対して絶対に反対をいたします、しかもこれは、その基本精神は徴税強化にありますから、社会党は、今後ともこの法案を廃止させるように努力する決意でございます。

これをもつて討論を終わります。

○高橋衛君　私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております衆議院送付の国税通則法案及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案並びにこれらの法律案の修正案に対して、賛成の意を表せんとするものであります。

そもそも、今回新たに国税通則法を制定いたします趣旨の第一は、税制の簡素平明化をはかつて、税法を納税者にわかりやすいものにしよとす点にあるのであります。御承知のように、現行の税法は複雑難解であります。税制はあくまで民主的でなければなりません。そのためには、何よりもまず税法そのものが納税者に理解しやすいものでなければなりません。しかるに、現行の税法は、遺憾ながら納税者にとりましてはなかなか理解しがたいのであります。現行税法をこのように複雑難解にしている理由には、いろいろなものが考えられます。しかし、その大きな理由の一つは、現行の税制においては、所得税法、法人税法、酒税法、物品税法等の各税法がそれぞれ単独の税法として存在するだけで、そこにこれらに共通の基盤たる共通法ないし基本法を持たないところにあると考へるのであります。すなわち共通法が存在しないために、所得税法や法人税法などの各税法におきましては、各税に固有な課税実体に関する規定

のほか、本来各税に共通して同様に行なわれるところの手続に関する事項についても、各税法ごとに一々重複して規定が設けられておるのであります。この結果、各税法の条文が不必要に多くなりまして、いたずらに税法を複雑膨大化せしめ、納税者にとつて非常に読みづらいものになっておりますのみならず、さらに、同様な事項についての規定が必ずしも各税法を通じて統一されておるとは限りませんので、このような不統一から税法の解釈をむずかしくして、無用の紛争を生ぜしめる原因となつておるといふ欠陥があるわけであり、国税通則法の制定は、右のような現行税制の欠陥にかんがみ、これを抜本的に矯正しようとするものであります。すなわち、国税通則法において、各税に共通する事項を取りまとめ規定することによりまして、まず、税法の条文数はざつと二百八十条程度圧縮されるのであります。これが税制の簡素平明化に及ぼす効果がきわめて大であることは申すまでもありません。さらに、これら共通の事項は、各税法にばらばらではなく、単独の国税通則法に一本に規定されるのでありますから、現行法に見るような不統一は全く解消するのであります。かくしてでき上がります税法体系は、基本法、共通法としての国税通則法と、課税実体法としての各税法、及び滞納処分手続を中心とする国税徴収法という、三つの柱から成ることとなり、その体系はきわめてすつきりとし、また、納税者に理解しやすい形となるわけであり、このような立法は、わが国税法において全く新しいものであり、また、多年の要望にこたへることとなるのであります。

次に、本法を制定する第二の趣旨は、租税の基本的法律関係を明らかにし、これに関する規定の整備合理化をはかることにあります。

次に、国税通則法制定の第三の趣旨は、各税に共通する諸般の制度について、この際、納税者の利益に着目しつつ種々の改善合理化をはかるところにあります。すなわち、その内容を見ますと、次のとおりであります。

まず、改正の第一点は、延滞税や加算税等について改善合理化をはかつたことであり、これらいわゆる附帯税の



制度は、昭和二十五年の税制改正以来ほとんど見るべき改正がなされておられません、これが改善は一般からも強く要望され、多年の懸案となつていたのでありますが、今回はこれに抜本的改正を加え、納税者の負担の軽減をはかりつつ、制度の簡素化を行なうことといたしております。すなわち、まず現行の利子税額及び延滞加算税額については、この両者を統合して一本の延滞税とするともに、その課税割合を現行の日歩三銭及び六銭から、日歩二銭及び四銭に引き下げることといたしております。また、各種の加算税につきましても、その課税率の軽減をはかりまして、無申告加算税及び源泉徴収加算税については、現行では一〇%から二五%になつておるのでありますが、一律に一〇%に、また、重加算税については、現在五〇%とありますものを三〇%にそれぞれ引き下げることにいたしております。

次に、改正の第二点は、課税処分等に対する不服申し立ての制度について改善を加えたこととあります。すなわち、納税者が不服を申し立てることができる事項の範囲を拡張して、税務署のした処分のすべてに対して不服申し立てをすることができるといたしております。また、納税者から不服申し立てがあつた場合において、滞納処分の執行を停止することは、現在ではもっぱら税務署長の権限によるのでありますが、今回新たに納税者からもその申し立てをすることができるとするほか、納税者が担保を提供したときは財産の差し押えをしない制度を新設することとし、さらに、納税者が不服を申し立てている期間中は、原則として差し押え物件の公売処分ができないものとしております。なお、不服申し立て制度に関連して、協議団制度の問題がございしますが、これにつきましても、協議団の第三者的立場を高め、その議決を一そう尊重するよう、規定の整備をはかり、運用の改善に努めることとする等、各種の改善を加えて、納税者の権利利益の救済に遺憾のないよう措置しております。

次に、改正の第三点は、申告手続に関する規定の整備改善をはかつたこととあります。すなわち、申告納税方式における申告手続は、期限内申告については各税法の規定によることとし、期限後申告、修正申告及び更正の請求等については、国税通則法に取りまとめ、わかりやすく規定することとしておりますが……。

これに関連して、納税者の住所等が移動した場合の申告書の提出先については、現行法では必ずしも明らかでないのを改めて、これを新住所の所轄税務署とする等、規定を明らかにし、また、申告書等を郵送した場合には、郵便局の通信日付印に表示された日に申告書の提出があつたものとする等、納税者の便宜を中心として改善をはかつております。

次に、改正の第四点は、国税の課税権の期間制限について合理化をはかつたこととあります。すなわち、国税の徴収権の時効につきましては、現在別段の問題はないのでありますが、国税の更正や決定、すなわち課税権の行使をすることができる期間につきましては、現行法では必ずしも明らかでなく、しかも直接税と間接税との間において不統一の点も見られますので、今回これを、時効とは違つて、中断や停止等を行うことなく、一定の期間経過後はすべて権利を行使することができなくなる、いわゆる除斥期間として明らかにするとともに、その期間を原則として三年とする等の改善合理化をはかることとしております。

以上が国税通則法の制定の趣旨とそのおもな改正点であります。

次に、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案におきましては、国税通則法の施行に関連いたしまして、所得税法等の関係法律について、その整備をはかるため、所要の改正を行なつております。これによりまして、各税法の規定は大幅に整理され、納税者の税法に対する理解に資することとなるのであります。

なお、毛利松平君外二十五名の提出にかかる両法律案の修正案は、いわゆる人格のない社団等に対する税法の規定についての修正案を修正いたしまして、現行の税法の規定をそのまま維持しようとするものであります。これは、人格のない社団等に対する課税関係に変更を加えるがごとき改正はこれを行なわないこととしようとするものであります。今



回の国税通則法制定の趣旨にもかんがみまして妥当なものと考えるのであります。

以上申し述べましたとおり、国税通則法の制定及び関係法令の改正並びにこれら法律の修正は、税法の民主化をはかりつつ、あわせて納税者の権利利益に着目して諸制度の改善を行なうものであり、昭和二十五年にシャープ税制が行なわれまして以来の大改正でございます。社会党の諸君が、この税法に対して、あるいは民主的な現代日本と全く関係のないところのナチスの税法を持ち出したり、または反対のいろいろ理由がわれわれにはとうていわからない、全く反対のための反対をなされているかのごとき感じを抱きますことは、私どもの衷心より遺憾とするところでございます。以上をもちまして私の賛成討論を終わります。

## 六、参考事項

(一) 衆議院における審議の概要

1 委員会における討論

細田義安委員(自)より賛成、広瀬委吉委員(社)、春日一幸委員(民社)より反対の討論があつた。

2 本会議における討論

横山利秋委員(社)より反対の討論、鴨田宗一委員(自)より賛成の討論がなされた。

3 修正

委員長報告、審議の経過に出て来た通り、自民党の修正で、通則法では「人格のない社団の課税関係に変更を及ぼさないようにする」修正が行なわれ、同整備法では、これに伴つて、「両罰規定の削除」をする修正を行なつた。

(二) 税制調査会答申による国税通則法制定の必要性

税制調査会答申ではその制定の趣旨として次のように述べている。

「現行の国税に関する法律は、法体系としてみると、所得税法、法人税法、酒税法、物品税法等のいわゆる各税法と国税徴収法とからなつている。各税法は各税ごとに課税物件納税義務者、税率等の課税実体が異つているところから、それぞれ独立の税法として制定され、課税実体に関する規定とこれに関する手続規定を中心として構成されている。また、国税の滞納処分を中心とした徴収手続は、各税に共通して统一的にされるものであるから、まとめて国税徴収法に規定されている。

各税に関するこれらの法律は、各税ごとにそれぞれの実体上の必要から、いわば自然発生的に個別的に制定され、成長してきたものであつて、およそ租税法の基礎にあるべき基本的な法律関係、すなわち政府と納税者との間における権利・義務の態様や限界に関する制度上の仕組みを明にし、その上に立つて各税法を組み立てたというのではなく、これまでの税法改正もまた、そのときどきにおける各税ごとの必要に応じて、各税法につき部分的に手当てが加えられてきたにとどまつている。

したがつて、現行のこれらの法律の規定を総合的にみるとそこには、租税に関する基本的な法律構成に関する規定が欠けているし、また、各税に共通する事柄でありながら、規定の不備不統一しいしは重複等がかなりみられるのであつて、そのため税法についての統一的な理解を困難にしたり、あるいは解釈上の疑義を生じる結果となつているものが相当みられることは否定できないと思われる。……

したがつて、このような租税制度の基本的な仕組みないしは各税に共通する事項、すなわち租税に関する通則事項と称すべきものについては、この際、これを統一的に整備規定することが必要であると考えられる。

もつとも、現在、国税徴収法は、単に滞納処分等の徴収手続のみを定めたものにとどまらず、その外に各税に共通す



る事項について部分的に規定を設けており、この意味で同法は、中間的な通則法としての性格を有しているといえよう。しかし国税徴収法として制定される限り、通則法としての性格をもたせるには限度があり、かえつて現行の制度はこの意味で国税徴収法の性格をあいまいにしているといわなければならないであろう。また、このような事項を各税法においてそれぞれ規定することは、いたずらな規定の重複と複雑化をもたらすだけでなく、法律形態としても適当でないと考えられるのであつて、結局、これを統一的に整備して規定した法律を制定することが最も適当かつ必要であると認められ、このような法律として、国税通則法の制定が望ましいと考えられる。

上記のようにして、国税通則法を制定するに際しては、単に現行の不備不統一を是正したり、解釈上疑義のある点を明らかにするにとどまらず、従来から内容について問題のあつた諸点について、これまで毎年のように行われてきた税制改正が各税の課税実体に関する部分に重点がおかれたため、共通的な事項でしかも負担に関係するものでありながら、その検討や改正が見送られてきたと思われる事情を考慮して、この際充分検討を加えて、所要の改正を行なうことが適当であると考えられる。

(三) 本法の国会提出に当り、答申より削除された部分

政府は国税通則法の制定について、次のように述べている。(昭和三十六年十二月)「答申は、各界の代表及び学識経験者による長期の審議を経て主として理論的な立場からなされたもので、それだけに広範囲にわたり現行制度に対する根本的な改正を含んでいる。

政府は、この答申につき逐一検討を行なつたが、その大部分は、直ちに制度化することが必要でありまた適当でもないと認めた。しかし中には、その内容において、改正の方向として極めて示唆に富んではいるがその制度化については、今後における納税者の記帳慣習の成熟や判例学説の一層の展開をまつ方がより適当であると認めざるを得なかつたものもあつた。このような見地から、次のような事項の制度化については、さらに将来における慎重な検討に委ねることとした。

- 1 実質課税の原則に関する規定、租税回避の禁止に関する規定及び行為計算の否認に関する宣言規定
- 2 一般的な記帳義務に関する規定
- 3 質問検査に関する統合的規定及び特定職業人の守秘義務と質問検査権との関係規定
- 4 資料提出義務違反についての過怠税の規定
- 5 無申告脱税犯に関する改正規定

(四) 本法と答申案との比較

国 税 通 則 法	答 申 試 案
<p>総 則</p> <p>期間及び期限 送達 国税の納付義務の承継等</p>	<p>目的、用語の定義 〔国税に関する他の法律との関係〕</p> <p>納税者 期間計算 書類の送達</p> <p>連帯納税義務、納税義務の承継</p>
<p>(なし)</p>	<p>納税義務の成立</p> <p>実質課税、租税回避行為、同族会社の行為計算の 否認、成立の要件</p>



<p>通則</p> <p>申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続</p> <p>納税申告</p> <p>更正の請求</p> <p>更正又は決定</p> <p>賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続</p>	<p>国税の納付及び徴収</p> <p>国税の納付</p> <p>国税の徴収</p> <p>納税の請求</p> <p>滞納処分</p> <p>雑則</p>	<p>猶予及び納税の擔保</p> <p>納税の擔保</p> <p>擔保</p>	<p>国税の還付及び還付加算金</p>	<p>附帯税</p> <p>延帯税及び利子税加算税</p>
<p>納税義務の確定</p> <p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p> <p>ごとの納税義務の確定手続</p>	<p>国税の納付及び徴収</p> <p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>猶予及び納税の擔保</p> <p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>国税の還付</p> <p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>附帯税</p> <p>延帯税、利子税、加算税</p>
<p>納税義務の確定</p>	<p>納税の確定</p>	<p>納税の擔保</p>	<p>国税の還付</p>	<p>附帯税</p>
<p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p>	<p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>延帯税、利子税、加算税</p>
<p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p>	<p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>延帯税、利子税、加算税</p>
<p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p>	<p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>延帯税、利子税、加算税</p>

<p>通則</p> <p>申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続</p> <p>納税申告</p> <p>更正の請求</p> <p>更正又は決定</p> <p>賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続</p>	<p>国税の納付及び徴収</p> <p>国税の納付</p> <p>国税の徴収</p> <p>納税の請求</p> <p>滞納処分</p> <p>雑則</p>	<p>猶予及び納税の擔保</p> <p>納税の擔保</p> <p>擔保</p>	<p>国税の還付及び還付加算金</p>	<p>附帯税</p> <p>延帯税及び利子税加算税</p>
<p>納税義務の確定</p> <p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p> <p>ごとの納税義務の確定手続</p>	<p>国税の納付及び徴収</p> <p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>猶予及び納税の擔保</p> <p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>国税の還付</p> <p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>附帯税</p> <p>延帯税、利子税、加算税</p>
<p>納税義務の確定</p>	<p>納税の確定</p>	<p>納税の擔保</p>	<p>国税の還付</p>	<p>附帯税</p>
<p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p>	<p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>延帯税、利子税、加算税</p>
<p>申告納税方式</p> <p>賦課課税方式</p> <p>源泉徴収</p> <p>特別徴収</p> <p>印紙納付</p>	<p>納付手続</p> <p>繰上請求</p> <p>徴収手続</p> <p>第三者納付、詐害行為の取消し等</p> <p>第二次納税義務</p>	<p>納税の擔保</p> <p>擔保</p> <p>赤納税移出</p>	<p>還付、充當、還付加算金</p>	<p>延帯税、利子税、加算税</p>

(五) 中小企業等の反響

本法に関する中小企業等の反響については、審議当時その経緯が新聞紙上次のように伝えられていた。

昨春秋、税制調査会の答申により、国税通則法案の制定が伝えられるや、答申が徴税強化の方向に走りすぎているとして、中小企業団体はこぞつて反対の態度を表明し、全国的な規模で反対運動が行なわれた。おもな反対理由は、答申内容から、一、税務署の質問と検査権が統一され、そのうえ拡大強化されるおそれがある。二、年所得百万円以上の事業者の記帳を一般的な制度として義務づけ、記帳をしなかつたり不満足な場合は推計課税ができるようになる等にあつ



た。しかし反対運動の結果、法案からは一応一、二の点が見送られることが明らかになつたので、昨年末から業界団体の大勢は所期の目的は達したとして、あえて反対しないとの空気になつてゐる。しかし中小企業界の一部には「将来また検査権の拡大などが復活する足がかりを与えるようなものだ」とする意見が残つてゐる。

(六) 税法学者の見解

1 答申に対するもの

杉村教授(日本税法学会理事長)は、税理十二月号で次の如く述べられている。

『更に報告すべきは国税通則法案に対する大会(日本税法学会)の一般の空気が時期尚早説に傾いていた点である。この点に關し中川教授は当局に提出した意見書において、「通則法要綱ないし草案を公表し、各界の意見を徴するとともに、外国立法例のみでなく、それがいかに解釈され、適用されているかを学説・判例につき十分研究し、憲法の精神に適合した民主主義的に眞の国民のための租税基本法案の作成に努めること。その際民主主義税法の夙に展開されてゐるスイス税法を必ず参考にしなければならぬ。そのため、更に数年の歳月をかけてよく、今早急に法案を作成する緊急必要性をなら認めない」と献言しておられるが、このような考え方が大体において学会を支配した意見といつてよいであらう。』

要するに税制調査会の租税通則に關する答申は各方面の権威者を以て構成された審議会の約三年にわたる審議の結果まとめられたものであるだけに個々の事項については周到な理論によつて裏付けられたものが少なくないし、百數十頁にわたる説明書においても努力の跡がみられ、敬意を表すべき部分が少なくないと思われる。ただなんとしても税法通則ともなれば課税要件だけの規定ではなく、民、商法、訴訟法、刑法等相当広汎な専門分野にわたる規律を定めなければならぬ。また、多数の納税義務者が利害關係を有する事項であるから、やはりもう少し時間をかけて各

方面の意見を徴した後には法文化することが望ましいのである』

2 本法に対するもの

法案提出後、成立までの期間中、時間的關係で反響が不明であつたが、論点の中心であつた実質課税の規定等、問題の箇所が削除されているので、通則法自体の内容についての反対は少なかつたようである。

(七) 不服審査及び訴訟部分の關連法案

次の二法律は、同じく第四十回国会に提出せられ、他の委員会(内閣、法務)で審議されたが、行政事件の不服審査、訴訟の一般法であつて、国税に關する部分は特別法として本通則法等で定められている。しかしその定められているもの以外については、国税でも(酒の免許、不作爲の場合等)この両法案の適用を受けるものである。その趣旨は大要次の通りである。

1 行政不服審査法案(衆議院で継続審査となつた)、現行の訴願制度に不備かつ不統一の面があることにかんがみ、行政庁の処分その他の行為に關し国民に対して広く不服申立てのみちを開く等その内容を整備するとともに、不服申立制度に關する統一法規を制定することによつて、国民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保しようとするものである。

2 行政事件訴訟法 現行の行政事件訴訟特例法には解釈上幾多の疑義があるとともに、行政事件訴訟の特質及び各種行政法規との關連についての考慮が十分でないうらみがあるため、その運用の面においても幾多の困難を生じている現状にかんがみ、これらの疑義、欠陥をできるだけ除去した行政事件訴訟に關する一般法を制定しようとするものである。



## ○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律

### 一、制定の理由と内容

船舶の国際運輸による所得については、その発生が各国にまたがり、国によつて所得の算定基準が異なることによる重複課税の弊害を排除するため、大正十三年以来「外国船舶の所得税等免除に関する法律」により、相互主義による非課税制度が適用されてきたのであるが、最近における航空機の国際運輸の著しい発展など国際運輸業の実情にかんがみ、この非課税制度を整備することが必要とされるに至り従来の法律を全文改正することとなつたものである。

すなわち、船舶の運輸から生ずる所得については、従来の制度では、船籍主義により相手国に船籍のある船舶に係る所得のみが免税対象とされて来たが、今後は、企業体主義により船籍の如何を問はず、相手国にある企業が運航する船舶に係る所得について非課税とし、航空機の運輸から生ずる所得についても、船舶の場合と同様に、非課税とすることとした。

また、地方税については、従来は、事業税についてのみ免税の規定を置き、住民税については、国税の免除に応じて免除されていたのであるが、今回の改正においては、事業税のほか、道府県民税及び市町村民税をも含めて相互主義により非課税とすることが出来ることを明確化した。

注：相互主義による非課税制度では、租税条約による場合と異なり、相手国政府との交換公文で非課税措置をとり得る権限が政府に与

えられている。

### 二、審議の概要

主なる質疑

- 1 わが国へ乗入れている航空路が相当数に上つているが、わが国から諸外国に乗入れている航空路が非常に少ないと云う点から考へて、相互主義非課税措置をとることになれば、わが国は相当不利益をこうむるのではないかとの質疑に対し、わが国が相互主義で相手方の国と取極めをする場合、非常に実益が少ないとか或は非常に不利であるというようなきときには、相互主義の観点から協定はやらないという方向で救済するものと考えるところの答弁があつた。
- 2 その他、さし当り相互主義非課税措置をとることが予定されている相手国、租税条約とこの非課税措置との関係、並びにこの非課税制度の前提としては、相互主義による国際航空路の乗入れを確保することが必要ではないか等の諸点について質疑応答があつた。

### 三、委員長報告

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案について申し上げます。本案は、最近における航空機の国際運輸の著しい発展など国際運輸業の実情にかんがみ、外国企業の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による非課税制度を整備するため、外国船舶の所得税等免除に関する法律の全文を改正しようとするものであります。

以下、本案の概要について申し上げますと、船舶の運輸から生ずる所得につきましても、従来の制度では、船籍主義に



より、相手国に船籍のある船舶にかかる所得のみが免税の対象とされてきたのでありますが、今後は、企業主義により、船籍のいかんを問わず、相手国にある企業が運航する船舶にかかる所得について非課税とし、航空機の運航から生ずる所得についても、船舶の場合と同様に、新たに非課税とすることといたしております。

また、地方税につきましては、従来は、事業税についてのみ免税の規定を置き、住民税については、国税の免除に依りて免除されていたのでありますが、今回の改正におきましては、事業税のほか、道府県民税及び市町村民税をも含めて相互主義により非課税とすることができるとを明らかにしております。

委員会の審議におきましては、外国航空会社及び日本航空の相互の進出状況、この相互主義非課税制度の利害得失、租税条約とこの非課税制度との関係、並びにこの非課税制度の前提として、相互主義による国際航空路の乗り入れを確保することが必要ではないか等の諸点につきまして、質疑応答がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 四、参考事項

(一) 現行の国際運輸業の所得に対する相互免税制度の概要

1 外国船舶の所得税等免除に関する法律によるもの

相手国	所得の源泉	税の範囲	船籍
米 国	船 舶	所得・法人・事業税	米 国

デンマーク 連合王国 カナダ フランス本国 ノルウェー オランダ ドイツ アルゼンチン	シ シ シ シ シ シ シ シ	シ シ シ シ シ シ シ シ	デンマーク 連合王国 カナダ又は外国 仏 本 国 ノルウェー オランダ ドイツ アルゼンチン
--	--------------------------------------	--------------------------------------	---

#### 2 租税条約によるもの

相手国	所得の源泉	税の範囲	船籍・航空機登録
米 国 スウェーデン パキスタン ノルウェー デンマーク イ ン ド シンガポール オーストリア	船舶・航空機 航 空 機 船舶・航空機 船舶・航空機 航空機(船舶は半減) 船舶・航空機	所得・法人税 シ シ シ シ シ シ シ シ 所得・法人・事業税	米国又は第三国 スウェーデン又は第三国 パキスタン又は第三国 ノルウェー又は第三国 デンマーク又は第三国

(二) わが国にある主要外国船舶会社及びその課税状況(東京国税局調)



単位千円

会社名	国	課税所得	備考
アメリカン・プレジデント・ライン	アメリカ		
チャイナ・ユニオン・ラインズ	香港		
フランス郵船	フランス		
スエート・スチーム・シップ	アメリカ		
ユナイテッド・ステート・ライン	アメリカ		
ベアードモワ・トランスファア・ライン	シ		
		(三五年十二月) (三四年十二月)	
		△	
		二、六一二 二、〇七五	手数料収入
		七、七四〇	利子収入

注 ○……零申告、△……赤字申告、……まだ申告のないもの

(三) わが国にある主要外国航空会社及びその課税状況(東京国税局調)

単位千円

会社名	国	課税所得
S A S	スエーデン・ノルウェー・デンマーク	(三五年十二月) 五、三三四 (三四年十二月) 四、三六〇
エア・フランス	フランス	(三五年六月) 三、三七四 (三五年三月) 三、五〇〇
B O A C	イギリス	△
カナデアン・パシフィックエヤラインズ	カナダ	△
キシヤイ・パシフィック・エヤウエイズ	香港	
シビル・エヤートランスポート	中国	
ロイヤル・ダッチ・エヤライン	オランダ	
ノースウエスト・エヤラインズ	アメリカ	

(四) 外国におけるわが国船舶所得に対する課税状況

1 課税されている国

- ア ジ ヤ 中国(台湾)、香港、タイ、ビルマ、フィリピン、セイロン、パキスタン、インド
- 中 近 東 イラン、イラク、トルコ、サウジアラビア
- 大 洋 洲 ニュージラランド、オーストラリア
- アメリカ大陸 メキシコ、キューバ、コロンビア、ドミニカ、ヴェネゼラ、ウルグワイ、ニカラガ、エクアドル、チリ、ホンジュラス、ブラジル
- ア フ リ カ 南阿連邦

2 相互免除協定による非課税国

- アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、ノルウェー、オランダ、デンマーク、ドイツ、シンガポール、スウェーデン、アルゼンチン

3 相互免除協定は結んでいないが日本が課税しなければ課税しない国

- アデン、ケニヤ

(五) わが国航空会社の主要海外諸国における課税状況(日航調による)

パン・アメリカン	オーストラリア	(三四年十二月) 七、九九七
カンタス・エンバイヤ・エヤウエイズ	西ドイッ	〇
ルフトハンザ・ジャーマン・エヤラインズ		



米	国	租税条約にて免税	州所得税、州特権税、地方資産税
タ	イ	所得税・営業税	市税等
シン	ガ	租税条約にて免税	
ポ	ール		
イ	ン		
パ	キ		
デ	ン		
マ	スター		
ク	ン		
ド	イ	所得税等	
香	港	法人利潤税	

(3) 理財・金融関係

○保険業法の一部を改正する法律

一、制定の理由

昭和二十四年度の損害保険再保険協定が独禁法違反の疑ありとして同二十五年三月公正取引委員会において審判が開始され、翌二十六年二月再保険協定破棄の同意審決が下された。これを機として、損害保険事業における保険業法と独占禁

止法及び事業団体法との調整が関係者間でとりあげられ、同二十六年十二月保険業法及び損害保険料率算出団体に関する法律が改正され、損害保険業者間の共同行為を大幅に独禁法の適用除外とし、かつ料率算出団体が算出した料率の認可申請の義務及び会員の遵守義務を定め、算定会を拘束力ある料率機関とすることとした。

この結果、海上保険においては原則的に事業者間の共同行為が独禁法の適用除外とされたが、船舶保険の料率に関する共同行為については、当時船舶保険の保険成績が悪かつたために協定料率制度となれば急激に料率の高騰を招くものと考えられたこと、及び海運業界がその再建の緒についたばかりという特殊事情にあること等の理由から船主協会、運輸省等の強い反対意見があり、独禁法の適用除外とはならなかつた。そして船舶保険本来の姿である協定料率制を採用することなく、算定会が算出し、大蔵大臣の認可を得た料率が適用されることとなつた。

しかしながら今日においては、わが国の船腹も相当の拡充をみ、各船舶会社の特色、特性の事績も相当期間にわたつて積みあげられ、企業保険としての基礎も確立したので、この際、船舶保険料率を独禁法の適用除外とすることとして、航空保険、海上貨物保険などと同様に協定料率制に移行し、船舶保険の特殊性に沿つたいわゆるキメの細かい料率を実施することとした。

二、内容の説明

損害保険会社の行なう船舶保険料率に関する共同行為を独禁法の適用除外とする。

三、審議の概要

主なる質疑応答



- 1 算定会料率を協定料率にする理由は何かとの質疑に対し、算定会料率による場合は船舶の性能、危険の度合等にスライドして保険料率をきめにくいこと、保険料率を公表することは国際競争の面から不利であること、また従来は、算定会料率により海運界を保護するという考えであつたが、現状からは、海運界と保険業界双方の折衝により協定料率とすることを適当と思うとの答弁がなされた。
- 2 独禁法の適用除外となつた場合独占的料率になる危険はないかとの質疑に対し、船舶保険は商業的なもので自由競争の姿において最も合理的になる性格をもつており、国内的にカルテル行為をしても国際競争において負けることとなり、一方海運界と保険業界との力関係からもそのような弊害は起きないと思うとの答弁がなされた。
- 3 独禁法適用除外の範囲を拡大していくことについて、公正取引委員会はどのような意見を持つていかとの質疑に対し、一般的に独禁法そのものは堅持されているという形であつても、次々に業界の特殊事情という理由で適用除外がふえていくということは、独禁政策からいつても好ましくないことである。独禁法適用除外は極力避けたいが、必要やむを得ないときは最小限の範囲とすることに留意して法令調整をしているとの答弁がなされた。
- 4 国際収支面における保険料収支の見通しはどうかとの質疑に対し、損害保険会社の競争力は国際的に見て弱く、国際収支面はマイナスとなつている。この国際収支を順調にするためには、損害保険会社等の国際競争力を逐次強化する方法はなく、一朝一夕に改善することは困難であるとの答弁がなされた。
- 5 その他、わが国の船舶保有量、船舶保険の現況、損害保険における外国業者との関係、独禁法と物価対策及びコンビナート化の問題等について質疑応答がなされた。

#### 四、委員長報告

保険業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の保険業法では、海上保険事業について、事業者間の共同行為を原則的に独禁法の適用除外としておりますが、船舶保険の料率に関する共同行為については、昭和二十六年の改正当時、船舶保険の保険成績が悪かつたため、協定料率制度にすれば急激に料率の高騰を招くものと考えられたこと、海運業界がその再建の緒にいたばかりという特殊の事情にあつたこと等の理由から、独禁法の適用除外とはされず、その料率は損害保険料率算定会が算出し、大蔵大臣の認可を得たものが適用されております。しかしながら、今日においては、わが国の船腹も相当に拡充し、各船舶会社の特色、特性の事績も相当期間にわたつて積み上げられ、企業保険としての基盤も確立いたしました。したがって、本案は、損害保険会社の船舶保険料率に関する共同行為を独禁法の適用除外とし、船舶保険の特殊性に沿つた、いわゆるきめのこまかい料率を実施しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、船舶保険の現況、保険料率について共同行為が認められた後の料率の変化、海上保険の国内業者と外国業者の関係、独禁法緩和の問題等について質疑がりましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 五、参考事項

- (一) 本法による改正に伴つて、保険契約者等の利益を不当に害する場合には、第一に、保険業法第一条(事業免許)、第十条(基礎的事項の変更)による大蔵大臣の認可を受けなければならないこと、第二に、同法第十二条の三本文による但し書規定(独禁法の再適用)、第三に、独禁法独自の立場よりの規制等法的措置が講じられている。
- (二) 船舶保険の現況







- (一) 日本輸出入銀行の資本金は現在七百八十三億円であるが、産業投資特別会計より二百億円出資して九百八十三億円とする。
- (二) 日本輸出入銀行の借り入れ限度額は自己資本の二倍となつてゐるが、貿易の拡大、国際競争における輸出条件の変動により、資金需要が一時的に急増する場合は予想されるので、このような資金需要に対処するため、借り入れ限度額を自己資本の三倍に引き上げる。

### 三、審議の概要

- (一) 施行期日「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める修正を加えた。
- (二) 主なる質疑応答
- 1 日本輸出入銀行の貸し付けはわが国の国際収支にどの程度貢献しているかとの質疑に対し、輸銀貸し出しによつてどれだけ輸出が伸びたかを計数的には云えないが、輸銀融資によつてなされた輸出の代金としての外貨収入は年々あり、また外貨準備の中に含まれていない延べ払い輸出金融による債権は将来の外貨収入となるものであり、わが国の国際収支にプラスしているとの答弁がなされた。
  - 2 借り入れ限度を自己資本の三倍にすることは資金コストを高くし貸し出し金利に影響を及ぼすのではないかとの質疑に対し、資金の不足により投融資が制約されることのないように借り入れ限度の引き上げをするのであるが、資金コストの問題もあり、通常の借り入れは自己資本の二倍程度におさえる考えである。貸し出し金利については国際金利水準等を考慮し、資金コストと合わせて調整したいとの答弁がなされた。
  - 3 海外経済協力基金の活用が不十分でないかとの質疑に対し、現在資金の活用は一割に達していないが、これは基金

が一般金融機関の融資困難なものを対象としているため、融資交渉に非常に時日を要すること、基金の内部体制の整備が昨年度下期までかかつたこと等によるもので、最近の先進諸国の低開発国に対する援助状況からして、わが国においても資本財の輸出、信用供与等の援助から相手国の経済開発に寄与する経済協力に重点を移す必要があり、今後この基金の業務も活潑化していかねばならぬと思うとの答弁がなされた。

4 その他、日本輸出入銀行の概況、貸付金の回収状況、信用状なしの輸出に対する貸し出し、投資金融の実情等について質疑応答がなされた。

### (三) 討 論

佐野広委員(自)より賛成討論がなされた。

○佐野広君 私は、本案に賛成いたしますが、本案の成立がおくれました関係上、施行期日を変更する必要がありますので、お手元に配付した修正案のとおり、「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める修正を加えたいと存じます。何とぞ御賛成をお願いいたします。

### 四、委員長報告

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行の融資業務は、プラント輸出の増加、海外諸国との経済協力の推進等により、今後ますます増大するものと予想されます。また、昭和三十七年度の経済目標である国際収支均衡回復のためにも積極的な輸出振興策が必要であり、同行の資金源の拡充をはかることが緊要と考えられます。したがって、本案は、同行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額するとともに、借入金限度額を引き上げようとするものであります。



その内容を申し上げますと、第一に、同行の資本金は現在七百八十三億円でございますが、産業投資特別会計より二百億円出資して九百八十三億円としよるとするものであります。第二に、同行の借入れ限度額は自己資本の二倍となつておりますが、資金需要の急増に対処するため、これを三倍に引き上げようとするものであります。

委員会の審議におきましては、日本輸出入銀行の概況、貸付金の回収状況、信用状なしの輸出に対する貸し出し、海外経済協力基金との関係、借入れ限度額引き上げに伴う資金コストと貸し出し金利の問題等について質疑がありました。が、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、佐野委員より、本案に賛成であるが、施行期日を「公布の日」に改めるとの修正案が提出され、次いで採択の結果、佐野委員提出の修正案は多数をもつて可決され、修正部分を除く原案については多数をもつて可決され、本案は修正すべきものと議決いたしました。

### 五、参考事項

(一) 日本輸出入銀行の法定資本金の推移

年月日	法定資本金
昭和25. 2. 28	150億円
26. 12. 3	170
27. 4. 1	210
30. 8. 5	340
31. 4. 1	388
34. 4. 17	458
35. 12. 24	583
36. 4. 1	703
36. 11. 1	783
改正後	983

(二) 日本輸出入銀行の昭和三十六年十二月末主要勘定

科目	金額
貸付金	177,347
(輸出金融)	(150,784)
(輸入金融)	( 2,326)
(投資金融)	( 24,237)
有価証券	3,524
払込未済資本金	2,500
借入金	98,436
保証債務	7,670
貸倒準備金	4,216
資本金	78,300
準備金	1,862

(三) 日本輸出入銀行の昭和三十五、三十六、三十七年度資金計画及び実績

		(単位億円)		
		35年度 実績	36年度 実績見込	37年度 計画
貸出	輸出金融	753	1,047	1,150
	輸入金融	5	11	15
	投資金融	87	122	85
	貸出計	845	1,180	1,250
原資	政府出資金	135	200	200
	資金運用部借入金	386	570	610
	回収金等	324	410	440
	原資計	845	1,180	1,250



四 日本輸出入銀行の金利

輸出 (通常)	四 %	(業務方法書上	四 %)
輸入 (通常)	六・五 %		四・五(七・五 %)
投資 (通常)	七 %		四・五 % 以上

(四) 本法による借入金限度額の引き上げに伴つて、昭和三十七年度末の日本輸出入銀行の借り入れ余力は一千六百一十一億円、貸付・保証余力は一千五十億円(現行法ではそれぞれ百五十九億円、四十九億円)となり、資金量の不足は大幅に補える見込である。しかし一方においては、限度額一杯の借り入れをした場合には、①同行の資金コストが現在の四・三三%から四・八七五%となつて貸出し金利の上昇を招く、②今後、同行に対する政府からの出資と融資の割合が原則として一対三となり、金利上昇が前提とされる等の可能性が大きくなる、という意見がある。

○外国為替銀行法の一部を改正する法律

一、制定の理由

外国為替専門銀行においては、貿易の拡大、自由化の進展に伴なう資金需要の増大に対応して、貿易金融に直結する資金のみならず、いわゆる輸入はね返り金融をはじめ輸出入貨物の集荷引取り資金や貿易商社の運転資金等の需要にもある程度応ぜざるを得ない事情にあり、今後においても、外国為替専門銀行が円滑にその機能を果していくためには、これらの貸出業務についても適正な分野を保ちつつ、安定した業務の運営を行なう必要がある。

しかるに、円資金の調達面をみると、まず預金については、国内店舗を制限され、かつその配置は貿易業務を主眼とし、預金吸収の見地からする配置とはなつていないこと、また国内一般貸付について禁止的制限を受け、取引先預金は貿易関係の商社・メーカーのみに限定されること等により、預金の伸びは極めて低く、今後の預金吸収にも限度がある。次に外部借入れについても、日本銀行からの借入れは従来より並手形まで担保とする優遇を受けているが、貿易規模の拡大、特に輸入膨張時等を考えると、担保切れの窮境に直面する公算が大きく、市場資金の取入れはわが国経済全般が恒常的な資金不足の基調から脱却し得ない限り、資金の流動性も不安定であり、コスト面からも著しく不利を免れず、更に担保差入れ問題もあり、そこにも一定の限度がある。このほか、海外よりの自由円預金取入れ及び外貨の円資金転用が考えられるが、自由円預金はその性質からいつ引揚げられるかわからぬ不安定資金とみておかなければならず、外貨資金はむしろ不足がちな状況下に置かれており、円転用の余地は極めて少ない。

以上のような実態から、円資金調達について金融制度調査会においても種々検討を加え、今回、外国為替専門銀行に債券発行の途を開くとともに、債券発行に関する所要の規定を設けることとした。

二、内容の説明

- (一) 外国為替専門銀行は資金調達のために債券を発行することができることとし、その発行限度は自己資本(資本金及び準備金の合計額)の五倍とする。
- (二) 発行手続その他については、長期信用銀行法の規定にならぬ事前届出制、売り出しによる発行等の諸規定を設けてい



### 三、審議の概要

二四〇

(一) 参考人堀江薫雄君(東京銀行頭取)、同水上達三君(三井物産株式会社取締役社長)、同柳満珠雄君(全国銀行協会会長)より意見を聴取し審議をした。

(二) 主なる質疑応答

- 1 債券発行が他の金融に影響を及ぼさないかとの質疑に対し、この債券は比較的短期のもので、条件的には競合せず、発行量も月十億円程度で現在の金融市場に大きな影響を及ぼすことはない。また、発行に際しては協議会で相談し、主として市中銀行で引き受けることになっているので十分調整できると思うとの答弁がなされた。
- 2 短期資金調達のため債券を発行することは正常でないと思うとの質疑に対し、為替銀行は主として短期金融をするので、債券も長くて三年程度のものを考えている。為替専門銀行の預金の現状、コール市場の状況等から金融債による資金調達もやむを得ないということであり、金融が正常化した場合は金融債発行の必要もなくなるし、正常な資金調達ができるようになると思うとの答弁がなされた。
- 3 債券発行が暫定的なものであれば時限立法にすべきではないかとの質疑に対し、金融正常化の問題と関係するが、全体の金融情勢を勘案して金融界と協調し発行するもので制度としておくほうが実情に合っており、為替専門銀行の権限的規定であるから、明確な法律にしておくほうがよいと思うとの答弁がなされた。
- 4 債券発行限度額を自己資本の五倍とするのは現在の金融事情からして大き過ぎないかとの質疑に対し、他の金融機関の債券発行限度は自己資本の二十倍となっており、商法の社債発行規定は自己資本と同額までとなつてゐる。そして特別の事業会社においてはこの中間の数字になつてゐるが、為替専門銀行は金融機関ではあるが、補完的資金調達手段であるから、若干の余裕をも勘案して五倍としたとの答弁がなされた。
- 5 東京銀行の円資金の現状、市中銀行の外貨保有量、外貨準備高、日本銀行貸し出しの恒常化、財政面からの景気調整等について質疑応答がなされた。

(三) 参考人の意見

1 堀江薫雄君(東京銀行頭取)

近年におけるわが国経済の成長は目ざましく貿易の伸張も著しいが、今後においても貿易を拡大させていかなければならず、これを金融面、為替技術面から積極的に支援していくことが為替銀行の任務である。東京銀行はわが国の輸出入為替の約四分の一を取り扱い、その金融に当つてゐるが、もし調達資金量の不足ということ金融の円滑を欠くことはわが国貿易の健全な発展に支障を来たし、また外国為替専門銀行としての公的機能も全般的に低下することとなる。東京銀行における外貨資金面は国際信用力の強化に伴いほぼ順調に推移しているが、円資金面においては絶対量が不足しているばかりでなく、調達源に不安定さがあり、コストも高いという実情にある。従つて、金融債発行が可能となり、その消化が円滑にゆけば、東京銀行の円資金問題は相当改善の方向に向ふこととなる。

2 水上達三君(三井物産株式会社取締役社長)

わが国における貿易の伸張は著しく、今後における貿易振興に当つて為替取り扱い銀行の強化が望ましく、そのためには資金の充実が最も必要である。また世界的に貿易決済が長期化してきたが、この決済長期化に対する為替の対策が必要となつてゐる。今度、東京銀行が所要円資金を金融債発行によつて安定的に調達するということは貿易業界として賛成するものである。現在わが国の輸出量はGNPの十%程度であるが、この輸出量をGNPの十八%位まで伸ばしたいと思つてゐる。

二四一



外国為替専門銀行と一般の外国為替銀行の協調態勢確立の必要が論ぜられるようになり、金融界全体としての協調機運が醸成されてきた。そして東京銀行では何らかの安定的資金の導入が必要であり、その調達方法としては債券発行によるという結論に達した。しかしこれは当分の間の暫定的、過渡的、補完的手段であるとし、業界の協調基盤の確立に役立つものとして認める。さらに既存債券発行銀行との関係、為替専門銀行の性格から債券発行限度は自己資本の五倍までとし、債券は比較的短期のものが望ましい。また既存金融債その他起債市場の状況を勘案する必要がある。発行者、消化先の採算に留意し、金融機関の消化を原則とすべきである。このため関係者からなる協議会を設け、業界の問題として対処する方法をとりたいと思つてゐる。東京銀行の債券発行の方法が為替銀行の協調関係を助成する具体的な場を形成し、今後の業界の努力と協調によりわが国の貿易為替金融の円滑化、ひいては貿易の振興に役立つようにしたい。

#### 四、委員長報告

外国為替銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、わが国貿易の進展に伴い、貿易関係の円資金需要は急速に拡大して参りましたが、外国為替銀行が円滑にその機能を果たしていくためには、適正な分野を保ちつつ、これらの資金の需要に応じ、安定した業務の運営を行なう必要があります。しかるに、外国為替銀行の円資金調達面を見ますと、国内店舗設置の制限、国内一般貸付の制限等により、預金の伸びはきわめて低く、今後の預金吸収にも限度があります。また、日本銀行借入金、コール・マネー等の外部資金につきましても、担保の問題、コストの問題等より、安定した資金源として期待し得ない実情にあります。

本案は、以上の外国為替銀行の資金調達の実情等にかえりみ、同行の業務の円滑な遂行に資するため、外国為替銀行が自己資本の五倍を限度として債券を発行することができるようにするとともに、長期信用銀行の例に準じて、債券発行の方法、その他債券発行に関する所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等審議し、東銀債の発行が市中金融一般に与える影響、東京銀行における円資金調達の状況、円資金調達手段としての債券発行の適否、債券発行の限度額等について質疑がりましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

#### 五、参考事項

(一) 外国為替専門銀行(通称)は外国為替銀行法(昭和二十九年四月制定)にもとづき免許を受けた銀行で、現在東京銀行一行があるのみである。

外国為替業務を営む銀行としては、外国為替及び外国貿易管理法第十条の認可を受けた外国為替公認銀行がある。

##### 1 甲種外国為替公認銀行

業務内容 対外支払手段の売買及び発行、本邦と外国間における支払または取立の依頼の引受並びにこれらに附帯する業務。

(1) 本邦銀行 十二行

東京銀行、三菱銀行、第一銀行、大和銀行、富士銀行、神戸銀行、日本勧業銀行、住友銀行、三和銀行、東海銀



行、三井銀行、日本興業銀行  
(2) 在日外国銀行 十四行

アメリカ銀行、ファースト・ナショナル・シティ銀行、チェイス・マンハッタン銀行、アメリカン・エクスプレス銀行、香港上海銀行、チャータード銀行、マーカンタイル銀行、インドシナ銀行、オランダ銀行、ナショナル・ハンデルス銀行、中国銀行、インド銀行、韓国銀行、バンコック銀行

2 乙種外国為替公認銀行 本邦銀行四十六行

業務内容 対外支払手段の売買及び発行、本邦と外国間における支払または取立の依頼の引受並びにこれらに附帯する業務。ただし、外国にある銀行との間のコルレス契約に基づく取引は含まない。

(二) 甲種外国為替公認銀行(本邦十二行)店舗数

昭和三十六年十二月末現在

本支店出張所 駐在員事務所	国内		海外		合計
	支店	出張所	支店	出張所	
	一、四三八(二五)	一八(一)	三二(一七)	三三(二)	一、四六九(四二)
			三三(二)	二一(三)	三六(二)
			三六(二)	三六(二)	三六(二)

註 カッコ内は東京銀行の店舗数である。

(三) 東京銀行円資金繰りの推移

運用				逓達				計	
貸出	有価証券	外貨	合計	実勢預金	自由円勘定	自己資本その他	部債日銀借入	外負その他	合計
一、〇六四	九二	一〇七	一、二六三	五二三	—	九一	四〇六	二四三	一、二六三
一、一九八	一一三	一三八	一、四四九	五七四	—	八八	七二〇	六七	一、四四九
一、一六九	一一六	一六九	一、四五四	五六七	—	一一六	六〇八	一六三	一、四五四
一、四三七	一三〇	一九三	一、七六〇	七〇八	—	一一六	六六五	二七一	一、七六〇
一、五六三	一四八	一八〇	一、八九一	七七七	—	一九四	六八七	九四	一、八九一
一、八一二	一五二	一七五	二、一三九	七六一	—	一九一	九一九	九一	二、一三九

(単位 億円)

註 1 自己資本その他には資産負債差額を含む。

2 その他は市場コール、直取引コール。

(四) 金融制度調査会小委員会における意見

1 債券発行限度に関する問題

債券発行が運用面で採算関係や消化先の意向等によつて制約される面の大きいことを考慮し、法制上の限度としては大枠の五倍から十倍まで位を妥当とする考え方や、債券発行は外国為替専門銀行の補充的な資金調達手段として認



められるものであるから、主要な資金調達手段である預金との均衡が保たれるよう、三倍ないし五倍にとどめるべきだとの意見等があつた。また商法における社債発行限度は自己資本と同額、長期信用銀行法における金融債発行限度は自己資本の二十倍となつてゐる。

2 運用上の問題

外国為替専門銀行と市中金融機関との協調関係を前提とし、市中金融機関の消化を原則とすること。

発行額については、外国為替専門銀行の資金調達上必要最少限度にとどめ、既存の金融債の消化をできるだけ妨げ

(単位 年利%)

(五) 各種貯蓄形態の利廻り

期 間	種 類	応募者 利廻り	発行者 利廻り
60 日	政府短期証券	6.02	
3 カ月	定期預金(銀行)	4.00	
6 カ月	〃	5.00	
1 年	〃	5.50	
〃	割引金融債	6.23	7.67
2 年	指定金銭信託	6.30	
〃	貸付信託	6.50	
5 年	利付金融債	7.30	7.41
〃	指定金銭信託	7.07	
〃	貸付信託	7.37	
7 年	公 社 債	7.10	7.30
〃	地 方 債	7.35	7.97
〃	電 力 債	7.41	8.20
〃	一 流 社 債	7.57	8.73

註 指定金銭信託、貸付信託は予定(予想)配当率である。

ないように配慮し、一般起債市場の状況を勘案すること。

債券は利付き債を原則とし、期間・利率等の発行条件については、資金運用の性質上、比較的短期のものが好ましいこと、現存の金融債、社債その他の秩序を乱さないこと、発行者及び消化先の採算関係から合理的であるべきことを等を考慮し、関係者の協議によつて決めるべきであること。

以上の消化の方法、発行額、債券の種類と発行条件、その他運用上の機構等について意見があつた。

(六) 公社債月平均発行高及び純増高

(単位 億円)

金 融 債	合 計	合 計	地 方 債	政 府 保 証 債	事 業 債		発 行 純 増	三 五 年 度
					合 計	一 般 力		
四六九	三〇〇	一六九	三九六	二〇	五九	三二七	二〇一	一一六
一九九	八二	一一七	三四六	一七	四六	二八三	一七七	一〇六
五四八	二八三	二六五	二八七	二一	六四	二〇二	一三〇	七二
一六八	二六	一四二	二五五	一九	五〇	一八六	一二〇	六六
六三五	三五五	二八〇	二一六	二〇	七二	一二五	五九	六六
一七六	一八	一五八	一八五	一八	六一	一〇六	四八	五八



## ○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

### 一、制定の理由

本法は、国民貯蓄組合制度について、貯蓄の増強に資するために同組合の幹旋による預貯金の利子等に係る所得税の非課税限度額を引上げるとともに、従来から指摘されていた濫用を防止して適切な運営を期するために制定されたものである。

### 二、内容の説明

- (一) 国民貯蓄組合の幹旋による預貯金の利子等に係る所得税の非課税限度額を、一種類の預貯金等について元本三十万円から五十万円に引上げることとした。
- (二) 非課税扱いをすることができる貯蓄の種類を三種類に分類して、預貯金、金銭信託、有価証券とし、同一の組合員はそのうち二種類のみを選択できることとした。(従つて右の非課税限度額は百万円までとなる。)従来有価証券の種類は国債、地方債及び社債に限定されていたのを命令で追加できることとし、ボンド・オープンをも対象にすることができることとした。
- (三) 組合員は貯蓄の際、貯蓄の受入れ機関に非課税貯蓄申込書を提出させることとし、いわゆる窓口組合の組合長(支店長)に対しては、加入者の資格について真偽が疑わしい場合その調査を行なうため必要な証明を求める権限を与えることとした。

(四) 新制度の施行日は昭和三十七年四月一日であつて、従来からの貯蓄で継続中のものは原則として六カ月以内に新制度に切り換えることとしており、経過措置として、同年三十七年九月三十日(同年四月一日以降最初の利子支払日)が同年十月一日以降に到来するものについてはその日)、までに支払うべき利子等については、なお従前の例によることとした。

### 三、審議の概要

#### (一) 主なる質疑

- 1 国民貯蓄組合制度は、戦時中国民貯蓄の推進のため地域組合を中心に発達したが、現在は窓口組合中心の免税制度にしており適正化を図ることは困難である。この際本制度にかわる少額貯蓄の利子免税制度を別途に考えるべきではないか。
- 2 利子に係る非課税限度額の五十万円への引上げは、庶民階級には無関係の高額所得者の不労所得優遇措置ではないか。
- 3 国民貯蓄組合制度の乱用は、相当以前から指摘されてきた事実であり、今回の改正の実益は疑わしく、弊害を倍加するのではないか。
- 4 勤務先預け金の実態はどうか。銀行法との関係はどうか。労働基準法に基づき労使間協定で定められるというが、銀行法の対象として大蔵省が監督すべきではないか。
- 5 担税力のある資産所得の税を相対的に優遇しているが、利子分離課税の一年延長は明年度いかに扱うか。